

第3次岐阜市男女共同参画基本計画（改定版） 進捗状況

（令和5年度事業実施計画）

令和5年7月

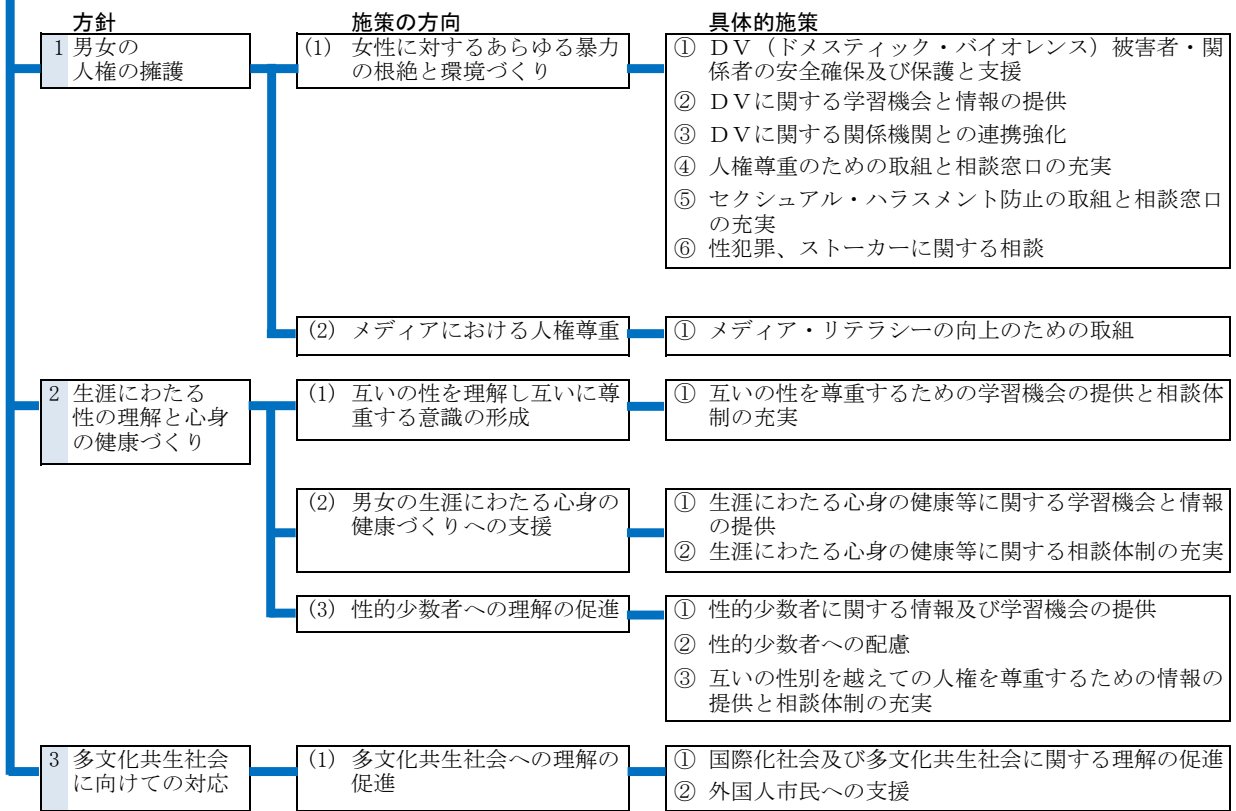
市民協働推進部
男女共生・生涯学習推進課

目 次

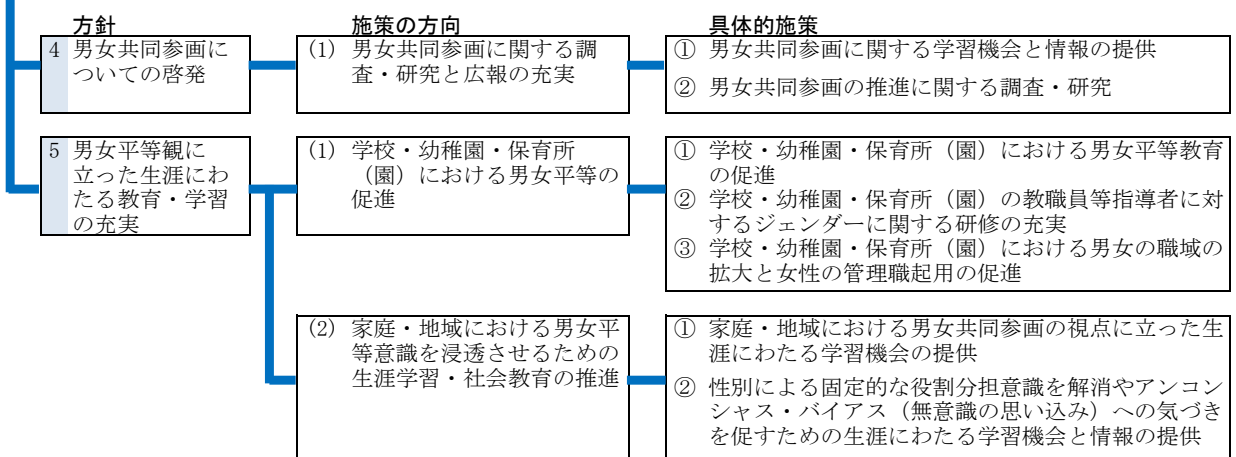
| | |
|--------------------------------|----|
| 岐阜市男女共同参画基本計画の体系 | 1 |
| 基本目標Ⅰ 男女の人権尊重 | 3 |
| 方針 1 男女の人権の擁護 | |
| 方針 2 生涯にわたる性の理解と心身の健康づくり | |
| 方針 3 多文化共生社会に向けての対応 | |
| 基本目標Ⅱ 男女平等・自立意識の醸成 | 13 |
| 方針 4 男女共同参画についての啓発 | |
| 方針 5 男女平等観に立った生涯にわたる教育・学習の充実 | |
| 基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程における男女共同参画 | 21 |
| 方針 6 政策・方針決定過程への男女共同参画 | |
| 方針 7 就業分野における男女共同参画 | |
| 方針 8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進 | |
| 方針 9 市役所における男女共同参画 | |
| 基本目標Ⅳ 家庭・地域社会における男女共同参画 | 32 |
| 方針10 家庭・地域における男女共同参画 | |
| 方針11 災害時における男女共同参画 | |
| 方針12 子育てにおける男女共同参画 | |
| 方針13 高齢社会における男女共同参画 | |

第3次岐阜市男女共同参画基本計画(改定版)の体系

基本目標 I 男女の人権尊重



基本目標 II 男女平等・自立意識の醸成



基本目標 III 政策・方針決定過程における男女共同参画

| 方針 | 施策の方向 | 具体的施策 |
|-----------------------------|------------------------------------|--|
| 6 政策・方針決定過程への男女共同参画 | (1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進 | ① 附属機関・委員会等における女性の参画推進 ② 多くの市民が男女の区別なく政策・方針決定過程に参画する機会の拡充 |
| | (2) 男女共同参画社会に向けての女性のエンパワーメント | ① 女性の人材育成と人材データの作成 ② 企業・団体等への女性のエンパワーメントのための働きかけと支援 ③ 科学技術分野など、女性が少ない分野への女性の参画促進 |
| | (3) 男女共同参画に向けての市政運営 | ① 事業者に向けて男女共同参画を推進するための働きかけ |
| 7 就業分野における男女共同参画 | (1) 企業・団体における意思決定の場への女性の参画促進 | ① 女性の就労機会の拡大 ② 女性の管理職への積極的起用の促進 |
| | (2) 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり | ① 職場における男女平等の促進 ② ポジティブ・アクションの普及 ③ 企業・団体等におけるハラスメント防止の取組の促進 ④ 女性の家内労働者及び家族従事者の労働条件の向上 |
| | (3) 女性のチャレンジ機会の拡充 | ① 起業する女性への支援 ② チャレンジ支援のための学習機会と情報の提供 ③ 女性の就業継続のための支援 |
| | (4) 多様な働き方の促進 | ① 就労環境の改善の促進 ② 多様な働き方の情報の提供及び支援 |
| 8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進 | (1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 | ① ワーク・ライフ・バランスに関する学習機会と情報の提供 ② 仕事と子育て・介護等の両立のための情報の提供 |
| 9 市役所における男女共同参画 | (1) 市役所における男女の職域の拡大とポジティブ・アクションの推進 | ① 市役所における男女の職域の拡大と女性管理職起用の推進 ② 市役所における女性職員のエンパワーメントの促進 |
| | (2) 市役所を男女共同参画モデル事業所とするための取組 | ① 市職員への男女共同参画に関する研修などの充実 ② 市役所において男女が育児休業・介護休暇・ボランティア休暇等を取ることができる環境づくりの促進 |

基本目標 IV 家庭・地域社会における男女共同参画

| 方針 | 施策の方向 | 具体的施策 |
|--------------------|-----------------------------------|---|
| 10 家庭・地域における男女共同参画 | (1) 男女がともに家庭生活において自立し責任を共有するための支援 | ① 家庭生活における自立の支援 ② 多様な生活に対応した自立支援 |
| | (2) 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進 | ① 男女がともに地域・社会活動に参画できる環境づくりの促進 ② 地域・社会活動における意思決定の場への女性の参画促進 ③ 多様な主体と協働して地域課題に取り組む中での男女共同参画の推進 ④ まちづくりや地域づくりの分野における男女共同参画の促進 |
| 11 災害時における男女共同参画 | (1) 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の推進 | ① 防災分野への女性の参画促進 |
| 12 子育てにおける男女共同参画 | (1) 男女共同参画の視点に立った子育て支援の推進 | ① 多様なニーズに対応する子育て支援の充実 ② 子育てに参画できる環境づくりの推進 ③ 子育てに関する男女共同参画の視点に立った相談体制の充実 |
| 13 高齢社会における男女共同参画 | (1) 高齢期における男女の生活自立と充実 | ① 男女共同参画の視点に立った高齢者の自立支援 ② 高齢者の生きがいがづくり支援を通しての男女共同参画の促進 |
| | (2) 男女共同参画の視点に立った介護の推進 | ① 介護を社会全体で担っていくシステムに対する理解の促進 |

基本目標 I 男女の人権尊重
方針 1 男女の人権の擁護

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 拡大 縮小 継続 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|--------------------------------|----------------------|---------|---|----------------------------|-----------------|---|
| 施策の方向(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶と環境づくり | | | | | | |
| 具体的施策①DV被害者・関係者の安全確保及び保護と支援 | | | | | | |
| ① | 1 DV被害者の保護、相談、自立支援 | 子ども支援課 | ①DV被害女性等の緊急一時保護事業 DV防止基本計画を推進するとともに、配偶者等からの暴力による被害等が原因で保護を求める女性又は母子を施設に一時保護をすることにより、被害女性等の早期の救済に努める。 また、NPO法人へ同行支援を委託し更なる支援レベルの向上を図る。 | 継続 | - | - 被害者に対して迅速かつ適切な措置を講じたり、アドバイスができるよう相談体制強化を図るとともに、関係機関及び地域との連携協力により保護を実施する。 |
| | | 子ども支援課 | ②DV被害者の自立支援 DV等により緊急一時保護をした被害者に対して面談を行い、処遇等について施設、県女性相談センター及び福祉事務所と連携を図り、自立に向けて支援を実施する。 また、NPO法人へ同行支援を委託し更なる支援レベルの向上を図る。 | 継続 | - | - 一時保護者の自立支援のために、施設、県女性相談センター及び福祉事務所が連携を図りながら、母子生活支援施設への入所や、必要に応じ、各種福祉サービスの実施を図る。 |
| | | 子ども支援課 | ③DVの通報、相談、保護等の体制の整備 相談員2名を配置し、窓口及び電話設置により相談を実施する。 また、市民への広報、啓発活動については、広報紙への掲載及びリーフレット等の作成配布により実施する。 | 継続 | - | - 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る。 |
| | | 女性センター | ④女性センター相談業務 相談業務にかかわる研修に参加し、人材育成を図る。 電話相談では、様々な立場におかれた女性の生き方に関する身近な問題について、幅広く相談に応じ、悩みに寄り添い、ジェンダーに捉われない自己決定への支援を行う。 また、電話相談では十分な相談ができない専門的な知識が必要な悩み事について、各分野の専門家が解決に向けて一緒に考えアドバイスを行う。 | 継続 | 1,866 (-102) | - 女性の生き方が多様化している現在、女性の持つ悩みも多様化し複雑化している。女性の生き方、仕事、子育て、家族関係など様々な相談に応じ、相談者自らが解決の糸口を見い出せるようにしている。また、場合によっては関係機関へ案内する。 |
| | | 女性センター | ⑤あしんつながりステーション 心と身体がリラックスできる時間と空間(居場所)を提供し心の負担から逃れ、喜びや幸せを共有したり、対面、メール、電話で相談できる居場所づくりを行う。 また、相談内容に応じて、各種行政機関やNPO法人等と連携し、不安や困難を抱える女性の支援を行う。 | 継続 | 20 (-739) | - 柔軟で臨機応変に対応できる相談体制の実施。 |
| | | 市民相談室 | ⑥市民相談室の法律相談 法的解決策として、弁護士による法律相談の活用。 毎週月・水・金曜日に開設。 DV相談専用カードを窓口配置する。 | 継続 | - | - 被害者が、法的解決へ向け道筋を見つけることができるよう支援する。 ・DV相談専用カードの設置によって、適切な相談窓口を案内する。 |
| 2 | DV被害者の家庭で育つ子どもへの支援体制 | 子ども支援課 | ①DV被害者の家庭で育つ子どもへの支援 配偶者に対する暴力を目撃することは、児童にとっては心理的な虐待にあたるため、子に暴力が向けられる可能性も考慮し、DV相談を担当する女性相談員と家庭子育て相談員とが連携を取り子どもの状況について確認し、対応する。 また、保護を求める場合は、母子を施設に緊急一時保護をすることにより、早期の救済に努める。 | 継続 | - | - 被害者に対して迅速かつ適切な措置を講じられるよう、関係機関及び地域との連携協力により保護を実施する。 |
| | | 子ども支援課 | ②DVの通報、相談、保護等の体制の整備 相談員2名を配置し、窓口及び電話設置により相談を実施する。また、市民への広報、啓発活動については、広報紙への掲載及びリーフレット等の作成配布により実施する。 | 継続 | - | - 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る。 |
| | | 学校安全支援課 | ③各学校におけるDV・虐待の早期発見と対応 各学校においては、DV・虐待の早期発見・早期対応に努め、配慮を必要とする子どもに対しては、ケース検討会など関係諸機関との連携を図りながら対応する。 ・各学校からの随時報告または月別の問題行動報告 ・子どもサポート総合センターとの連携(月1回程度) ・主幹教諭・ブロック担当生徒指導主事会議での情報交流(月1回) | 継続 | - | - DVの早期発見、早期対応に努める。 |
| | | 保健センター | ④女性相談員、地域の主任児童委員等との連携 1) 女性相談員、地域の主任児童委員等との連携を継続する。 2) 精神疾患が疑われたり、精神障がい者等の場合に、精神保健相談員等が女性相談員や主任児童委員等から相談を受け、連携、支援する。 | 継続 | - | - 継続支援を必要とする女性を地域の主任児童委員等で見守り、連携して、支援を行う。 |
| 3 | DV被害者の情報保護 | 市民課 | ①住民基本台帳における支援措置 配偶者等の暴力の被害者から、住民基本台帳事務における支援措置申出書を受け、加害者が被害者等の住所を知るために住民票や戸籍の附票の交付請求をした場合、不当な請求として退け、交付しない。 また、関連部局に情報提供を行い、連携を図る。 | 継続 | - | - 情報提供を行うにあたって、関連部局における情報管理の徹底を周知していくこと。 |
| | | 国保・年金課 | ②保険証発行についての助言 国民健康保険は事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、配偶者とは別の世帯として国民健康保険に加入することが可能であるため、市民課、子ども支援課、女性センターなど関係部署と連携をとり、被害者の情報管理に細心の注意を払い、保険証の発行までの手続きについて助言する。 | 継続 | - | - 保険証の発行にあたり、関係部署と連携をとり、被害者の情報管理に細心に注意を払う。 |

基本目標Ⅰ 男女の人権尊重
方針1 男女の人権の擁護

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 継続 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|--------------------------------|---------------------------|---|--|----------------------------|---|--|
| 施策の方向(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶と環境づくり | | | | | | |
| 具体的施策②DVに関する学習機会と情報の提供 | | | | | | |
| (1) | ② | 1 講座・セミナーの開催、情報の提供 | 女性センター ①女性センター相談業務 相談者の話を聞き、場合によっては関係機関を紹介する。センター情報コーナーに関係機関のチラシや冊子を設置し、情報提供を行う。 また、月別相談日程ポスターの館内掲示や案内カードを作成し、DVの相談ができる機関を幅広く周知できるよう情報提供する。 更に、SNS等を活用し、最新の関連情報を発信する。 | 継続 | 1,866 (-102) | ・女性の生き方が多様化している現在、女性の持つ悩みも複雑化している。女性の生き方、仕事、子育て、家族関係など様々な相談に応じ、相談者自らが解決の糸口を見出せるようにしている。 ・「女だから」「男だから」という意識にとらわれない、自分らしく豊かに生きていくには、どうしたら良いか一緒に考える。 |
| | | | 女性センター ②あんしんつながりステーション 心と身体がリラックスできる時間と空間(居場所)を提供し心の負担から逃れ、喜びや幸せを共有したり、対面、メール、電話で相談できる居場所づくりを行う。 また、相談内容に応じて、各種行政機関やNPO法人等と連携し、不安や困難を抱える女性の支援を行う。 | 継続 | 20 (-739) | ・柔軟で臨機応変に対応できる相談体制の実施。 |
| | | | 女性センター ③お出かけお迎え！男女共同参画講座 センター職員が、男女共同参画に関するテーマを取り上げ、教育機関、団体・企業でセミナーを開講し、男女共同参画の意識啓発の裾野を広げる。 また、オリジナル啓発誌を配布し、男女が対等なパートナーとして共にいきいきと輝いて暮らせる社会の理解を深める。 「男女共同参画、はじめの一步！」「デートDV…今の恋愛、本当にいい関係ですか？」などを主な演題として、男女共同参画の実現を目指す草の根の意味合いのセミナーを実施。対象：一般市民、学生 他 ※「生涯学習 長良川ガイドブック」出前講座メニューに掲載し周知啓発。随時開催 | 継続 | 1 (0) | ・男女共同参画の実現を目指す草の根の意味合いのセミナーを開講する。より幅広い団体や地域で実施できるように、積極的に機会をつくる。 |
| | | | 子ども支援課 ④関係機関との情報交換等による連携強化 岐阜県女性相談センター及び警察、岐阜地域DV防止協議会との情報交換等により、連携強化を図っていく。 | 継続 | - | ・岐阜県女性相談センター及び警察、岐阜地域DV防止協議会開催により、各関係機関との情報交換及び連携強化を図り、DVの防止を図る。 |
| 具体的施策③DVに関する関係機関との連携強化 | | | | | | |
| (3) | 1 女性に対する暴力の被害者支援に関する連携強化 | 子ども支援課 ①関係機関との情報交換等による連携強化 岐阜県女性相談センター及び警察、岐阜地域DV防止協議会との情報交換等により、連携強化を図っていく。 | 継続 | - | ・岐阜県女性相談センター及び警察、岐阜地域DV防止協議会開催により、各関係機関との情報交換及び連携強化を図り、DVの防止を図る。 | |
| | | 女性センター ②女性センター相談業務 相談者の話を聞き、場合によっては関係機関を紹介する。センター情報コーナーに関係機関のチラシや冊子を設置し、情報提供を行う。 また、月別相談日程ポスターの館内掲示や案内カードを作成し、DVの相談ができる機関を幅広く周知できるよう情報提供する。 更に、SNS等を活用し、最新の関連情報を発信する。 | 継続 | 1,866 (-102) | ・女性の生き方が多様化している現在、女性の持つ悩みも複雑化している。女性の生き方、仕事、子育て、家族関係など様々な相談に応じ、相談者自らが解決の糸口を見出せるようにする。 ・性別役割分担と肯定するような助言にならないよう、留意する。 | |
| 具体的施策④人権尊重のための取組と相談窓口の充実 | | | | | | |
| (4) | 1 講座・セミナーの開催、情報の提供 | 女性センター ①女性センター相談業務 相談者の話を聞き、場合によっては関係機関を紹介する。センター情報コーナーに関係機関のチラシや冊子を設置し、情報提供を行う。 また、月別相談日程ポスターの館内掲示や案内カードを作成し、DVの相談ができる機関を幅広く周知できるよう情報提供する。 更に、SNS等を活用し、最新の関連情報を発信する。 | 継続 | 1,866 (-102) | ・女性の生き方が多様化している現在、女性の持つ悩みも複雑化している。女性の生き方、仕事、子育て、家族関係など様々な相談に応じ、相談者自らが解決の糸口を見出せるようにする。 ・性別役割分担と肯定するような助言にならないよう、留意する。 | |
| | | 女性センター ②心とからだ・性の健康関連講座 市民の方が自分の心やからだを大切に誰しもが自分らしく生きられる社会を目指すための学習機会の提供を目的とする。 今回は、みえにくい女性の発達障がいに関心をあて、女性ゆえの困難さや、ともに生きる方法について学ぶ機会を提供する。 演題 未定 講師 川上 ちひろ氏 開催日 令和5年10月28日(土) | 継続 | 89 (+16) | ・ジェンダー、DV、LGBT(性的少数者)、リプロダクティブヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)といったテーマを取り上げる。 | |
| | | 人権啓発センター ③市民ボランティア団体「心の輪の会」と共催で「心の輪講座」を開催 女性の人権に関する講座を1回開催予定。テーマは未定。 | 継続 | 95 (0) | ・女性の人権に関する正しい理解と啓発に努める。 | |
| | 2 複合的に困難な状況に置かれている女性の相談窓口 | 障がい福祉課 ①障害者専用相談員の配置及び障害者虐待防止の啓発 障害者虐待防止法に基づいた障害者虐待防止センターの機能を果たすため、専門の相談員を配置し、対応していく。 障害者虐待の通報義務等の啓発活動を実施していく。 | 継続 | 2,908 (0) | ・同性の相談員による対応や、個室の相談室の活用等、安心して相談しやすい対応を図ります。 | |

基本目標Ⅰ 男女の人権尊重
方針1 男女の人権の擁護

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 継続 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|----------------------------------|----------------------------|----------|---|----------------------------|-----------------|---|
| 施策の方向(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶と環境づくり | | | | | | |
| 具体的施策④人権尊重のための取組と相談窓口の充実(続き) | | | | | | |
| (1) ④ | 2 複合的に困難な状況に置かれている女性の相談窓口 | 女性センター | ②女性センター相談業務 女性の悩みをセンター相談員や専門家が聴き、問題解決や自立支援のための助言をする。 ◇専門相談 年96回 法律相談 24回 心の相談 12回 家計相談 12回 仕事と生き方相談 24回 健康相談 24回 ◇一般電話相談(月～土曜日) ◇女性のための夜間電話相談(毎月第1・3金曜日 17時～20時) | 継続 | 1,866 (-102) | ・女性の生き方が多様化している現在、女性の持つ悩みも多様化し複雑化している。女性の生き方、仕事、子育て、家族関係など様々な相談に応じ、相談者自身が解決の糸口を見い出せるようにしている。 ・「女だから」「男だから」という意識にとらわれない、自分らしく豊かに生きていくには、どうしたら良いか一緒に考える。 |
| | | 女性センター | ③あんしんつながりステーション 心と身体がリラックスできる時間と空間(居場所)を提供し心の負担から逃れ、喜びや幸せを共有したり、対面、メール、電話で相談できる居場所づくりを行う。 また、相談内容に応じて、各種行政機関やNPO法人等と連携し、不安や困難を抱える女性の支援を行う。 | 継続 | 20 (-739) | ・柔軟で臨機応変に対応できる相談体制の実施。 |
| | | 人権啓発センター | ④人権啓発センター等相談業務 複合的に困難な状況に置かれている女性のための人権相談や専門機関への紹介をする。 | 継続 | - | ・複合的に困難な状況に置かれている女性のための人権相談や専門機関への窓口を的確に紹介をする。 |
| | | 市民相談室 | ⑤市民相談 相談の内容に応じ適切な部署又は相談窓口を案内する。 | 継続 | - | ・複合的に困難な状況に置かれている女性が問題解決を行うための各種相談窓口を的確に案内する。 |
| 具体的施策⑤セクシュアル・ハラスメント防止の取組と相談窓口の充実 | | | | | | |
| ⑤ | 1 セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口、調査 | 女性センター | ①女性センター相談業務 労働問題の悩みをセンター相談員や専門家が聴き、問題解決や自立支援のための助言をする。場合によっては関係機関を紹介。 ◇専門相談 年84回 法律相談 24回 心の相談 12回 仕事と生き方相談 24回 健康相談 24回 ◇一般電話相談(月～土曜日) ◇女性のための夜間電話相談(毎月第1・3金曜日 17時～20時) | 継続 | 1,866 (-102) | ・「女だから」「男だから」という意識にとらわれない、自分らしく豊かに生きていくには、どうしたら良いか一緒に考える。 |
| | | 女性センター | ②あんしんつながりステーション 心と身体がリラックスできる時間と空間(居場所)を提供し心の負担から逃れ、喜びや幸せを共有したり、対面、メール、電話で相談できる居場所づくりを行う。 また、相談内容に応じて、各種行政機関やNPO法人等と連携し、不安や困難を抱える女性の支援を行う。 | 継続 | 20 (-739) | ・柔軟で臨機応変に対応できる相談体制の実施。 |
| | | 市民相談室 | ③市民相談室の法律相談 法的解決策として、弁護士による法律相談の活用。 毎週月・水・金曜日に開設する。 | 継続 | - | ・被害者が、法的解決へ向けた道筋を見つけることができるよう支援する。 |
| | | 子ども支援課 | ④女性相談 女性の相談に応じ、関係機関との連携を図る。 | 継続 | - | ・相談者が解決へ向けた道筋を見つけることができるよう関係機関と連携する。 |
| | | 労働雇用課 | ⑤労働なんでも相談 労働なんでも相談を毎週金曜日に開設する。 | 継続 | 827 (-53) | ・相談者の性別を問わず、社会保険労務士が職場におけるセクシュアル・ハラスメント事例に対し適切なアドバイスをする。 |
| | | 労働雇用課 | ⑥労働実態調査の実施とその活用 労働の実態を把握するためのアンケート調査を実施し、行政上の基礎資料とする。 対象 市内2,500事業所 調査結果を岐阜市ホームページに掲載する。 | 継続 | 693 (+16) | ・アンケートの内容に、セクシュアル・ハラスメント防止策、変形労働時間制、男女間格差の解消など男女共同参画の視点から見た質問項目及び簡単な説明を設け、回答者の注意を喚起する。 |

基本目標Ⅰ 男女の人権尊重
方針1 男女の人権の擁護

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規大 中小 継続 増減 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 | | |
|---|---|-------------------|--|--|--|------------------|---|--|
| <p>施策の方向(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶と環境づくり</p> <p>具体的施策⑤セクシュアル・ハラスメント防止の取組と相談窓口の充実(続き)</p> | | | | | | | | |
| (1) | ⑤ | 2 | セクシュアル・ハラスメント防止のための情報の提供 | 男女共生・生涯学習推進課 | ①様々な媒体での情報の提供 基本計画概要版を配布する。 | 継続 | — | ・男女共同参画社会が実現できるよう配布する。 |
| | | | | 男女共生・生涯学習推進課 | ②ハラスメント防止啓発チラシ配布 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マニティハラスメント防止啓発のチラシをホームページに掲載する。 | 継続 | — | ・男女共同参画社会が実現できるよう職場などで配布してもらう。 |
| | | | | 女性センター | ③女性センター相談業務 労働問題の悩みをセンター相談員や専門家が聴き、問題解決や自立支援のための助言をする。 場合によっては関係機関を紹介。 ◇専門相談 年84回 法律相談 24回 心の相談 12回 仕事と生き方相談 24回 健康相談 24回 ◇一般電話相談(月～土曜日) ◇女性のための夜間電話相談(毎月第1・3金曜日 17時～20時) | 継続 | 1,866 (-102) | ・「女だから」「男だから」という意識にとらわれない、自分らしく豊かに生きていくには、どうしたら良いか一緒に考える。 |
| | | | | 女性センター | ④あんしんつながりステーション 心と身体がリラックスできる時間と空間(居場所)を提供し心の負担から逃れ、喜びや幸せを共有したり、対面、メール、電話で相談できる居場所づくりを行う。 また、相談内容に応じて、各種行政機関やNPO法人等と連携し、不安や困難を抱える女性の支援を行う。 | 継続 | 20 (-739) | ・柔軟で臨機応変に対応できる相談体制の実施。 |
| | | | | 労働雇用課 | ⑤男女平等についての情報の提供 勤労者・事業主のためのガイドにより、労働局の情報を岐阜市ホームページ上で案内する。 | 継続 | — | ・セクシャルハラスメント防止のための情報を提供する。 |
| <p>具体的施策⑥性犯罪、ストーカーに関する相談</p> | | | | | | | | |
| (6) | 1 | 性犯罪、ストーカーに関する相談窓口 | 市民相談室 | ①市民相談室の法律相談 法的解決策として、弁護士による法律相談の活用。 毎週月・水・金曜日に開設する。 | 継続 | — | ・被害者が、法的解決へ向けた道筋を見つけることができるよう支援する。 | |
| | | | 女性センター | ②女性センター相談業務 女性の悩みをセンター相談員や専門家が聴き、問題解決や自立支援のための助言をする。場合によっては関係機関を紹介。 ◇専門相談 年60回 法律相談 24回 心の相談 12回 健康相談 24回 ◇一般電話相談(月～土曜日) ◇女性のための夜間電話相談(毎月第1・3金曜日 17時～20時) | 継続 | 1,866 (-102) | ・女性の生き方が多様化している現在、女性の持つ悩みも多様化し複雑化している。女性の生き方、仕事、子育て、家族関係など様々な相談に応じ、相談者自身が解決の糸口を見い出せるようにしている。 ・「女だから」「男だから」という意識にとらわれない、自分らしく豊かに生きていくには、どうしたら良いか一緒に考える。 | |
| | | | 子ども支援課 | ③関係機関との情報交換等による連携強化 岐阜県女性相談センター及び警察、岐阜地域DV防止協議会との情報交換等により、連携強化を図る。 | 継続 | — | ・岐阜県女性相談センター及び警察、岐阜地区DV防止協議会開催により、各関係機関との情報交換及び連携強化を図り、DVの防止を図る。 | |
| | | | 地域安全推進課 | ④関係機関の窓口の紹介 性犯罪、ストーカーに関する相談があった場合は、今年度も引き続き、関係機関の窓口を紹介する。 | 継続 | — | ・近年、凶悪犯罪が多く発生する中、性犯罪やストーカーに関し、弱者である女性の被害を未然に防止し、安心して生活が営めるようにする。 | |
| | | 2 | 性暴力被害者の夜間緊急診療の受け入れ体制への協力 | 市民病院 医事課 | ①性暴力被害者の受け入れ ぎふ性暴力被害者支援センターとして県から夜間産婦人科診療等業務の委託を引き続き受ける。当番病院は月ごとに替わり、令和5年度はメイン当番3回、サブ当番3回(月毎)を担当する。 | 継続 | 125 (0) | ・性暴力被害の相談に関しては、性別問わずぎふ性暴力被害者支援センターが対応している。当院はその被害者支援のうち、具体的に医療行為が必要なものに対する役割を担う。 |
| <p>施策の方向(2) メディアにおける人権尊重</p> <p>具体的施策①メディア・リテラシーの向上のための取組</p> | | | | | | | | |
| (2) | ① | 1 | メディア・リテラシー向上のための教職員に対する研修及び、児童・生徒に対する学習機会の提供 | 学校指導課 | ①教職員等指導者に対する研修の実施と、人権感覚を磨く教育実践 情報モラル向上の根底には、正しい人権感覚を身につけることが必要であることを意識し、ICT活用の様々な場においても、常に人権感覚を磨く教育実践を行う。 ・情報主任研修やICT活用推進教師研修はもちろん、初任者研修などの基本研修や管理職のための研修等の場で、人権教育とつなぎながら、メディアリテラシーや情報モラルなどに関する研修を行う。 情報主任研修講座の実施 情報モラル研修講座の実施 | 継続 | — | ・教職員が必ず受講する研修や学校集会で参加者がある研修において、人権感覚を磨く場を位置づける。 |
| | | | 男女共生・生涯学習推進課 | ②男女共同参画啓発誌(中学生向け)の作成 平成30年度にリニューアルした男女共同参画啓発誌(中学生向けパンフレット)を令和5年度用に改訂し、作成・配布する。(市立中学校に向けてはタブレットに配信) 令和4年度に調査した生徒や先生からのアンケートも参考に、内容に反映させる。また教職員向けに「活用の手引き」を併せて配布し、配布後の生徒の反応や変化について引き続き調査する。 ＜配布対象/仕様/作成部数＞ 市内中学校29校の中学1年生及び教職員/啓発パンフレット A4版 16ページ/1,300部 | 継続 | 207 (+15) | ・将来への選択が始まる時期に、自分自身を見つめ、性別にとらわれないで、自分と他者の個性を大切に、真に自立した人間となるためのヒントとして、パンフレット「大切なあなた 大切なわたし」を教育現場で活用してもらう。 | |

基本目標 I 男女の人権尊重
方針 1 男女の人権の擁護

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 継続 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|------------------------------|--------------------------|--------------|---|----------------------------|--------------|--|
| 施策の方向(2)メディアにおける人権尊重 | | | | | | |
| 具体的施策①メディアリテラシーの向上のための取組(続き) | | | | | | |
| (2) ① | 2 男女共同参画の視点に立った情報の提供及び啓発 | 男女共生・生涯学習推進課 | ①男女共同参画電子イラスト集「e-ぎふし未来スケッチブック」の周知 ホームページに掲載し、誰でもダウンロードして利用することを可能とする。 | 継続 | - | ・男女共同参画に配慮した表現のあり方について、具体的な例を示すことで、市民に対する啓発を図る。 |
| | | 男女共生・生涯学習推進課 | ②男女共同参画の視点に立った広報物ガイドラインの配布 「ところに届く広報・出版のために」をホームページに掲載し、男女共同参画の視点からの配慮を促す。 | 継続 | - | ・男女共同参画の視点に立った広報物とは何かについて、具体的な例を示し、市民や事業者の理解の促進を図る。 |
| | | 女性センター | ③女性センター情報機能 男女共同参画を啓発・推進する施設として、主催事業及び女性に関わる情報を、館内掲示やチラシの配布、ホームページ、Instagramにより提供する。 また、ラジオで主催事業案内の中で、男女共同参画についても随時情報提供する。 | 継続 | 242 (-62) | ・性別役割分担意識を助長する内容になっていないかどうか配慮する。 |
| | | 女性センター | ④情報紙「織」及びハートフルスクエア-G情報誌の発行 ◇ぎふし男女共同参画情報紙「織」 回数 年1回 作成部数6,000部 ◇ハートフルスクエア-G情報誌 男女共同参画週間事業に合わせて発行、男女共同参画に関する情報を掲載し、啓発する。 回数 年1回 作成部数3,000部 | 継続 | 152 (-77) | ・参加者が自由に意見を言える雰囲気、合意を得ながら編集会議を進める。 |
| | | 女性センター | ⑤男女共同参画社会の実現に向けた市民との情報発信 受講者や利用団体とともに、男女共同参画関連情報や用語、センター情報などを分かりやすく見やすい内容に加工し、YouTubeやHP等で発信する。 | 継続 | 30 (+20) | 市民が日常的にセンターや男女共同参画に関する情報が得られるようHPやSNSを活用しながら発信する。 |
| | | 女性センター | ⑥心とからだ・性の健康関連講座 市民の方が自分の心やからだを大切に誰かが自分らしく生きられる社会を目指すための学習機会の提供を目的とする。 今回は、みえにくい女性の発達障がいに関心をあてて、女性ゆえの困難さや、ともに生きる方法について学ぶ機会を提供する。 演題 未定 講師 川上 ちひろ氏 開催日 令和5年10月28日(土) | 継続 | 89 (+16) | ・ジェンダー、DV、LGBT(性的少数者)、リプロダクティブヘルス/ライズ(性と生殖に関する健康/権利)といったテーマを取り上げる。 |
| | | 人権啓発センター | ⑦啓発資料作成 女性の人権の尊重について掲載した啓発資料の作成・配布をする。 ・人権尊重推進強調月間メモ帳作成 ・守ろう人権住みよい岐阜市の作成 ・差別のないまちづくりの作成 | 継続 | 538 (-9) | ・女性の人権に関する正しい理解と啓発に努める。 |

基本目標Ⅰ 男女の人権尊重
方針Ⅱ 生涯にわたる性の理解と心身の健康づくり

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 継続 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 | |
|-----------------------------------|--|--|---|--|--|--|---|
| 施策の方向(1) 互いの性を理解し互いに尊重する意識の形成 | | | | | | | |
| 具体的施策①互いの性を尊重するための学習機会の提供と相談体制の充実 | | | | | | | |
| (1) | ① | 1 互いの性を大切に するための学習機 会の提供 | 女性セン ター ①心とからだ・性の健康関連講座 市民の方が自分の心やからだを大切に誰かが自分らしく生きられる 社会を目指すための学習機会の提供を目的とする。 今回は、みえにくい女性の発達障がいに関心をあてて、女性ゆえの困難 さや、ともに生きる方法を学ぶ機会を提供する。 演 題 未定 講 師 川上 ちひろ 氏 開催日 令和5年10月28日(土) | 継続 | 89 (+16) | ・ジェンダー、DV、LGBT(性 的少数者)、リプロダクティブヘル ス/ライツ(性と生殖に関する健康/ 権利)といったテーマを取り上げ る。 | |
| | 2 | エイズ、性感染症 等に関する学習機 会の提供と相談 | 感染症対 策課 ①世界エイズデー啓発事業 エイズ患者、感染者への理解と連携の思想を表すレッドリボンで装飾し たフラッグの展示及びホームページ・広報紙での紹介。岐阜市内の中学 校、高等学校、大学、専門学校が参加。 展示期間 令和5年11月下旬～12月上旬 展示場所 神田町5丁目 (世界エイズデーinG I F U) エイズデーイベント | 継続 | 431 (0) | ・男女の性の違いを知り、お互いを 大切にするを学校を通じて学習 する機会とする。理解を深めるこ とがエイズ・性感染症の予防につな がる。一人ひとりが自分自身の問題 として行動してもらおうことが課題。 | |
| 施策の方向(2) 男女の生涯にわたる心身の健康づくりへの支援 | | | | | | | |
| 具体的施策①生涯にわたる心身の健康等に関する学習機会と情報の提供 | | | | | | | |
| (2) | ① | 1 | リプロダクティ ブ・ヘルス/ライ ツを含む生涯にわ たる心身の健康等 に関する学習機 会の提供 | 感染症対 策課 保健セン ター ①健康教育の依頼への対応 中学、高等学校等にて、「性教育」「性感染症」等、健康教育の依頼に 基づき実施する。 | 継続 | - | ・男女の性の違いを知り、お互いを 大切にするを学校を通じて学習 する機会とする。また、感染症に対 する正しい知識の普及に努める。 |
| | | | 学校安全 支援課 ②性教育研修事業 専門医(岐阜市産婦人科医会)と連携し、「生命の大切さを理解し、人 間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもち、望ましい行動がと れる児童・生徒の育成」を目的として、市内全中学校(23校)及び市岐商 で講話等を行う。 | 継続 | 288 (0) | ・性に関する正しい知識だけでな く、男女が互いに尊重できるように という観点を取り入れるとともに、 より学校の生徒の実態に応じた講話 とする。 | |
| | 2 | 男女の思春期、更 年期における健康 等に関する講座の 開催と情報の提供 | 健康増進 課 保健セン ター ①出張健康教育 地区公民館等での健康教育の中で年代や性別に応じた健康に関するセミ ナーを実施する。 | 継続 | 0 (-1,422) | ・年代や性別など対象に応じた健康 に関する情報を提供できるようセミ ナー内容を工夫する。 | |
| | | 学校安全 支援課 ②健康教育推進事業 児童生徒を取り巻く健康課題は多様化しており、学校の実態を踏まえ健 康課題解決に向け、引き続き市医師会や市薬剤師会等から講師を招き研修 会を開催する。 | 継続 | 120 (0) | ・学校が、学校医・学校歯科医・学 校薬剤師等と連携して、学校の実情 や発達段階に応じた指導内容とな る。 | | |
| | | 女性セン ター ③心とからだ・性の健康関連講座 市民の方が自分の心やからだを大切に誰かが自分らしく生きられる 社会を目指すための学習機会の提供を目的とする。 今回は、みえにくい女性の発達障がいに関心をあてて、女性ゆえの困難 さや、ともに生きる方法を学ぶ機会を提供する。 演 題 未定 講 師 川上 ちひろ 氏 開催日 令和5年10月28日(土) | 継続 | 89 (+16) | ・ジェンダー、DV、LGBT(性 的少数者)、リプロダクティブヘル ス/ライツ(性と生殖に関する健康/ 権利)といったテーマを取り上げ る。 | | |
| | | 女性セン ター ④女性センター相談業務 女性の悩みをセンター相談員や専門家が聴き、問題解決や自立支援のた めの助言をする。 対象 原則女性 ◇専門相談 年36回 心の相談 12回 健康相談 24回 ※健康相談は毎月第2・4土曜に開催し、女性特有の健康に関する悩み の相談を行う。 ◇一般電話相談(月～土曜日) ◇女性のための夜間電話相談(毎月第1・3金曜日) | 継続 | 1,866 (-102) | ・性別役割分担と肯定するような助 言にならないよう、留意する。 | | |
| | 女性セン ター ⑤あんしんつながりステーション 心と身体がリラックスできる時間と空間(居場所)を提供し心の負担か ら逃れ、喜びや幸せを共有したり、対面、メール、電話で相談できる居場 所づくりを行う。 また、相談内容に応じて、各種行政機関やNPO法人等と連携し、不安や困 難を抱える女性の支援を行う。 | 継続 | 20 (-739) | ・柔軟で臨機応変に対応できる相談 体制の実施 | | | |

基本目標 I 男女の人権尊重
方針 2 生涯にわたる性の理解と心身の健康づくり

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 拡大 縮小 継続 中止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 | |
|---|--|----------------------------|---|--|--|---|--|
| <p>施策の方向 (2) 男女の生涯にわたる心身の健康づくりへの支援</p> <p>具体的施策①生涯にわたる心身の健康等に関する学習機会と情報の提供 (続き)</p> | | | | | | | |
| (2) ① | 3 母性保護及び健康管理を確立するための情報の提供と健康診査 | 健康増進課 | <p>①妊婦健康診査 妊婦の健康管理のため、超音波検査 (妊娠期間中4回) を含む健康診査受診者費用の助成を行う。 回数：妊娠期間中14回 (多胎妊娠については、これに加え、3回分の基本健診と超音波検査の費用を助成) 場所：県内医療機関 (県外医療機関及び助産所の受診者に対しては、妊婦健診の費用の助成 (償還払) を行う。 (B型肝炎母子感染予防事業) 母子感染を起こすおそれのある妊婦を発見し、その妊婦から出生した子のキャリア化を防止し、B型肝炎の撲滅を図る。 回数：妊娠期間中1回 (妊婦健康診査を含む) (HTLV-1母子感染予防対策) 成人T細胞白血病ウイルスの主な感染経路が、母乳等を介した母子感染であることから、妊娠中にHTLV-1感染の有無を確認し、結果に応じた予防対策により母子感染の防止を図る。 回数：妊娠期間中1回 (妊婦健康診査を含む)</p> | 継続 | 329,866 (-11,601) | ・妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産が出来る体制を整えるため、妊娠初期から受診した場合の受診回数と同等の14回分の妊婦健診費用の助成を実施する。さらに、多胎妊婦には、3回分の基本健診と超音波検査の健診費用の助成を実施する。 | |
| | | 健康増進課 保健センター | <p>②パパママ学級 安心して子育てができるように、出産、育児等に関する情報提供や保健指導を行う教室を対面、オンライン、個別の形式にて実施。対面、オンラインともに、妊婦等間の交流を図る時間を設け、地域の子育て支援について情報提供を行う。教室終了後には、個別相談に応じ、育児不安の軽減に努める。</p> | 継続 | 764 (+206) | ・家事や育児を夫婦が協力して行うことの大切さを伝え、理解を深めてもらう。また、夫婦で参加できる子育て支援の公開講座や地域の子育て支援活動グループを紹介し、積極的に子どもと関わったり、地域と関わる機会づくりをする。 | |
| | | 健康増進課 | <p>③産婦健康診査 産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成する。 回数：産後8週までの間で1回 場所：市内医療機関 (市外医療機関の受診者に対しては、産婦健診の費用の助成 (償還払) を行う。)</p> | 継続 | 13,851 (-407) | ・産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、産後うつや新生児への虐待予防を図る。 | |
| | | 健康増進課 | <p>④妊婦歯科健康診査 歯科健診と歯科保健指導を行い、母子の健康の保持増進を図る。 対象：妊婦 回数：妊娠中1回 場所：市内の委託歯科医療機関</p> | 継続 | 7,940 (+541) | ・妊婦の歯科健診受診と十分な歯科保健指導を受ける機会を確保する。 | |
| | | 健康増進課 | <p>⑤産婦歯科健康診査 歯科健診と歯科保健指導を行い、母子の健康の保持増進を図る。 対象：出産後1年未満の者 回数：1回 場所：市内の委託歯科医療機関</p> | 継続 | 4,692 (+1,463) | ・出産後1年未満の者の歯科健診受診と十分な歯科保健指導を受ける機会を確保する。 | |
| | | 健康増進課 | <p>⑥伴走型相談支援 母子健康包括支援センターにおいて、母子健康手帳の交付時に、すべての妊婦と保健師が面談し、妊娠期からの相談を実施。また、妊娠8か月頃の妊婦へのアンケートによる状況把握をし、希望者に面談し、妊娠後期の相談を実施。産後は、生後4か月頃までの全てのご家庭への赤ちゃん訪問を行い、育児相談に応じる。 対象：妊婦とその家族 場所：母子健康包括支援センター</p> | 拡大 | 10,810 (+668) | ・母子健康手帳の交付時の面談を丁寧に行い、支援が必要な妊婦については、個別支援計画を作成し支援を継続させる。 ・妊娠、出産、育児期を切れ目なく支援する。 | |
| | | 健康増進課 | <p>⑦新型コロナウイルス感染症対策 新型コロナウイルス感染症に不安を感じている妊婦のうち、分娩予定日がおおむね2週間以内の方に対して妊婦の新型コロナウイルス検査事業を実施する。</p> | 縮小 | 99 (-270) | ・新型コロナウイルスの感染の不安を解消させ、出産、育児期を安心して過ごす。 | |
| | | 子ども・若者総合支援センター | <p>⑧子育て支援訪問事業 家庭訪問等を通じて、子育てに役立つ育児用品等を配布することで、保護者が支援を受け入れやすくする。</p> | 継続 | 120 (0) | ・支援が必要であるのも関わらず、行政機関や地域の支援につながっていない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に早期支援を行う。 | |
| | | 4 生涯にわたる健康維持のための地域における健康診査 | 感染症対策課 | <p>①結核検診 胸部X線検査 65歳以上かつ老人福祉施設等に通所、短期入所している人で、歩行が不安定で立位困難な人や18歳以上の外国人を対象に、保健所にて実施。</p> | 継続 | 89 (+2) | ・介助が必要、言葉の障壁がある等の理由で、公民館等の集団検診の場で検診を受けるのが困難な人に対して受診しやすい場を提供する。 |
| | | | 健康増進課 | <p>②健康診査 ・委託健康診査は、期間6月～10月で継続実施 ・健康増進事業肝炎ウイルス検査 (対象：本年度に40歳になる者) ⇒肝炎ウイルス検査のみでの受診が可能、かつ自己負担なし (無料)</p> | 継続 | 2,855 (+421) | ・生活習慣病予防の観点から、39歳以下の健診の実施について考える必要がある。 |
| 健康増進課 | <p>③肺がん・結核検診 公民館等で実施する肺がん・結核検診を実施。</p> | | 継続 | 28,644 (+2664) | ・肺がん・結核検診は集団検診であるため、新型コロナウイルス感染の不安等により、がん検診の受診が滞らないように勧奨する。 | | |
| 健康増進課 | <p>④がん検診 ・胃がん検診 (胃部エックス線検査・胃内視鏡検査)、肺がん・結核検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診は前年度の取組を継続。 ・胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診は、特定年齢の対象者に対し、無料で検診を実施。</p> | | 継続 | 213,988 (+8,139) | ・子宮がん検診 若い年齢層にPRするため、保健センターで実施する幼児健診対象者の保護者に啓発チラシを配布する。 ・乳がん検診では、乳がん検診受診者等へ「乳がんの自己検診法」を動画で啓発する。また、女性の乳がんの早期発見のため、30歳、35歳の若い年齢層にも「乳がんの自己検診法」についての健康教育を実施する。 | | |

基本目標Ⅰ 男女の人権尊重
方針Ⅱ 生涯にわたる性の理解と心身の健康づくり

単位：千円

| 事業名 | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 継続 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|--------------------------------------|---------------------------------------|---|----------------------------|---------------------|---|
| 施策の方向(2) 男女の生涯にわたる心身の健康づくりへの支援 | | | | | |
| 具体的施策①生涯にわたる心身の健康等に関する学習機会と情報の提供(続き) | | | | | |
| (2) ① 4 | 生涯にわたる健康維持のための地域における健康診査 | 健康増進課 ⑤新目歯科健診 加齢とともに増加する歯牙喪失、歯周疾患の予防を図るため歯科健診を実施 対象：25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の市民 場所：委託歯科医療機関 期間：7月～2月 | 継続 | 33,045 (-1,791) | ・80歳で20本以上の歯を保とうという8020運動のため、新目歯科健診を実施することで、かかりつけ歯科医機能の更なる推進を図る。また、対象を25歳から70歳までの5歳刻みの年齢で実施することにより歯周疾患の予防を図る。 |
| | 健康増進課 | 健康増進課 ⑥要介護高齢者の通所介護施設等における歯科保健事業 歯科医師が、通所介護施設等に訪問し、要介護高齢者の嚥下機能をふまえた口腔の状態について診査と相談を行い、一人ひとりに適切な歯科保健指導を行うほか、歯科衛生士が施設の職員に対し歯科健康教育を行う。 | 継続 | 1,348 (-452) | ・歯や歯周組織の健康について適切な指導を行い、誤嚥性肺炎を予防するとともに、噛めないことによる低栄養、運動機能の低下の抑制を図るなど、要介護高齢者の健康の保持増進と生活の質の維持向上を目指す。 |
| | 国保・年金課 | ⑦特定健診・特定保健指導 ・特定健康診査 40歳～74歳の岐阜市国民健康保険加入者を対象に、市内委託医療機関にて実施(6月～10月)。 ・特定保健指導 特定健康診査の結果から対象者を選別し、希望者に市民健康センター、コミュニティセンター等の市所有施設にて実施(9月～翌年8月)。 | 継続 | 226,436 (+7,720) | ・若い世代から生活習慣病予防が意識できるよう、啓発活動を実施する。 |
| | 福祉医療課 | ⑧ぎふ・すこやか健康診査 (岐阜県後期高齢者医療広域連合健康診査) 岐阜県後期高齢者医療広域連合からの受託により、後期高齢者医療制度加入者を対象に、市内委託医療機関にて実施(9月～11月)。 | 継続 | 232,898 (+1,484) | ・生活習慣病の早期発見、早期治療を目的として健康診査を実施。 |
| | 福祉医療課 | ⑨ぎふ・さわやか口腔健康診査 (岐阜県後期高齢者医療広域連合口腔健康診査) 岐阜県後期高齢者医療広域連合からの受託により、後期高齢者医療制度加入者を対象に、市内委託医療機関にて実施(9月～1月)。 | 継続 | 47,762 (+522) | ・口腔機能低下や肺炎等の疾病予防を目的として口腔健康診査を実施。 |
| 具体的施策②生涯にわたる心身の健康等に関する相談体制の充実 | | | | | |
| (2) ② 1 | リプロダクティブ・ヘルス/ライツを含む生涯にわたる心身の健康等に関する相談 | 女性センター ①女性センター相談業務 女性の悩みをセンター相談員や専門家が聴き、問題解決や自立支援のための助言をする。 対象 原則女性 ◇専門相談 年36回 心の相談 12回 健康相談 24回 ※健康相談は毎月第2・4土曜に開催。女性特有の健康に関する悩みの相談を行う。 ◇一般電話相談(月～土曜日) ◇女性のための夜間電話相談(毎月第1・3金曜日) | 継続 | 1,866 (-102) | ・性別役割分担と肯定するような助言にならないよう、留意する。 |
| | 女性センター | ②あんしんつながりステーション 心と身体がリラックスできる時間と空間(居場所)を提供し心の負担から逃れ、喜びや幸せを共有したり、対面、メール、電話で相談できる居場所づくりを行う。 また、相談内容に応じて、各種行政機関やNPO法人等と連携し、不安や困難を抱える女性の支援を行う。 | 継続 | 20 (-739) | ・柔軟で臨機応変に対応できる相談体制の実施。 |
| | 地域保健課 保健センター | ③女性のライフサイクルを通じたうつ病及び自殺予防対策相談 女性のライフサイクル(心身のバランスを崩しやすい妊娠・出産期や更年期などを含む)を通じたうつ病対策や、自殺予防対策相談業務などを実施。 | 継続 | 5,473 (+913) | ・関連部署の進捗状況の把握に努め、事業自殺対策週間・月間期における啓発活動の実施、精神保健相談窓口の開設周知により自殺対策相談業務を実施する。 |
| | 地域保健課 | ④自殺対策の啓発 岐阜市自殺対策キャラクター「音音(ねね)と言(こと)」を利用した啓発グッズを作成、配布する。 | 継続 | 200 (+81) | ・岐阜市自殺対策キャラクターを活用した啓発グッズを関係窓口へ配布して相談先の周知に努める。 |
| | 健康増進課 保健センター | ①健康相談 新型コロナウイルス感染症の流行に留意しながら、コミュニティセンターや各保健センターにて健康相談や健康教育、また、家庭訪問等で子育てに関する相談を受けるとともに相談窓口の周知を図る。 | 継続 | 0 (-671) | ・相談窓口について周知し、相談者の性別や年代に応じた心身の健康に関する相談に対応する。 |
| | 学校安全支援課 | ②小児生活習慣病予防手引きの配布 家庭への啓発を含めた手引きの配布(データ配布)を行う。 昨年同様手引きに、体力づくり、生活リズムの項目を作り、生活リズムチェックを活用する。 生活習慣に問題のある児童に関して、養護教諭や担任から継続して指導を行うよう研修会等で話す。 | 継続 | - | ・学校医、養護教諭が協力し、保護者へ今後の生活について指導していく。 ・生活習慣については系統的に指導をしていく必要がある。 |
| | 学校安全支援課 | ③校内の健康相談の充実 保健主事研修会、養護教諭研修会において健康相談に関する組織的対応について研修を行う。 | 継続 | 36 (0) | ・学校医、養護教諭が協力し、保護者へ今後の生活について指導していく。 ・生活習慣については系統的に指導をしていく必要がある。 |
| | 女性センター | ④女性センター相談業務 女性の悩みをセンター相談員や専門家が聴き、問題解決や自立支援のための助言をする。 対象 原則女性 ◇専門相談 年36回 心の相談 12回 健康相談 24回 ※健康相談は毎月第2・4土曜に開催。女性特有の健康に関する悩みの相談を行う。 ◇一般電話相談(月～土曜日) ◇女性のための夜間電話相談(毎月第1・3金曜日) | 継続 | 1,866 (-102) | ・性別役割分担と肯定するような助言にならないよう、留意する。 |

基本目標 I 男女の人権尊重
方針 2 生涯にわたる性の理解と心身の健康づくり

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 拡大 縮小 継続 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 | |
|--|------------------------------|------------------------------|-----------------|--|------------|-------------------|--|
| 施策の方向(2) 男女の生涯にわたる心身の健康づくりへの支援 | | | | | | | |
| 具体的施策②生涯にわたる心身の健康等に関する相談体制の充実(続き) | | | | | | | |
| (2) | ② | 2 男女の思春期、更年期における健康等に関する相談 | 女性センター | ⑤あしんつながらりステーション 心と身体がリラックスできる時間と空間(居場所)を提供し心の負担から逃れ、喜びや幸せを共有したり、対面、メール、電話で相談できる居場所づくりを行う。 また、相談内容に応じて、各種行政機関やNPO法人等と連携し、不安や困難を抱える女性の支援を行う。 | 継続 | 20 (-739) | ・柔軟で臨機応変に対応できる相談体制の実施。 |
| | 3 | 医療機関における女性専用外来の充実 | 市民病院 | ①総合内科における、女性専用外来の設置 「体調が悪いが何科にかかったらよいかわからない」、「男性医師には相談しにくい」等、そんな悩みをお持ちの女性を対象に、女性医師による女性専用の外来窓口を基本的に毎週水曜日の午後開設する。診察は一人1回30分程度のお時間をお取りします。 (開設時間 午後1時30分～午後3時30分 ※事前予約必要) | 継続 | — | ・生物学的に同性である医師の診察を受けることで、より具体的に症状を分かってもらえるのではないかと、患者のニーズに応えられるよう設置している。 |
| | 施策の方向(3) 性的少数者への理解の促進 | | | | | | |
| 具体的施策①性的少数者に関する情報及び学習機会の提供 | | | | | | | |
| (3) | ① | 1 性的指向や性自認等に関する講座・セミナーの開催 | 人権啓発センター | ①職員向け人権研修会の開催 行政・学校職員に対して人権課題についての正しい知識の取得と、人権感覚を磨き合うことのできる研修会を実施する。 | 継続 | 101 (0) | ・性的少数者の人権については関心が高まっており、まずは行政や教育関係者が正しい人権課題の理解に努める。 |
| | 2 | 多様な性に関する教育の実施 | 学校指導課 | ①教職員向け研修 特別の教科「道徳」を中心として「性的少数者に対する人権」の授業実践を行い、その実践を互いに学び合う。性自認や性的指向などを理由とした困難を抱える児童生徒の心情に共感するとともに、日常的に人権を尊重する意識を育てる教育を実施していくための研修を行う。 | 継続 | 1,449 (+1,449) | ・一人ひとりが価値ある大切な存在として互いに認め合う教育を目指しての実践を進める。 |
| | 3 | 啓発資料の作成と提供 | 人権啓発センター | ①啓発資料作成 女性の人権の尊重について掲載した啓発資料の作成・配布をする。 ・人権尊重推進強調月間メモ帳作成 ・守ろう人権住みよい阜市の作成 ・差別のないまちづくりの作成 | 継続 | — | ・性の多様性に関する正しい理解と啓発に努める。 |
| | 4 | 啓発DVDの所蔵と貸出 | 人権啓発センター | ①DVDの所蔵と貸出 性的少数者の人権に関するDVD「LGBTを知ろう」など15本所蔵。学習会や研修会をより充実したものにすため、随時貸し出しを行う。 | 継続 | — | ・性の多様性に関する正しい理解と啓発に努める。 |
| 具体的施策②性的少数者への配慮 | | | | | | | |
| (3) | ② | 1 行政サービスにおいて、性の多様性に配慮した対応の実施 | 全庁男女共生・生涯学習推進課 | ①性の多様性に配慮した対応の実施 前年度に引き続き、「第3次岐阜市男女共同参画基本計画(改定版)」に基づき、全庁へ向けて、多様な性への理解及び「性の多様性」に配慮した対応への意識付けを図る。 令和元年度に実施した申請書等に関する性別欄の見直しに係る調査に引き続き、進捗状況を調査する。 | 継続 | — | ・性の多様性に配慮した対応に務める。 |
| 具体的施策③互いの性別を越えての人権を尊重するための情報の提供と相談体制の充実 | | | | | | | |
| (3) | ③ | 1 性の多様性に関する情報の提供 | 人権啓発センター | ①資料の収集・管理及び提供 性の多様性に関する資料の収集・管理及び資料の提供を行う。 関係する書籍・DVDの購入。 | 継続 | — | ・性の多様性に関する正しい理解と啓発に努める。 |
| | 2 | 性に関する相談窓口 | 女性センター | ①あしんつながらりステーション 心と身体がリラックスできる時間と空間(居場所)を提供し心の負担から逃れ、喜びや幸せを共有したり、対面、メール、電話で相談できる居場所づくりを行う。 また、相談内容に応じて、各種行政機関やNPO法人等と連携し、不安や困難を抱える女性の支援を行う。 | 継続 | 20 (-739) | ・柔軟で臨機応変に対応できる相談体制の実施 |
| | | | 女性センター | ②女性センター相談業務 女性の悩みをセンター相談員や専門家が聴き、問題解決や自立支援のための助言をする。 対象 原則女性 ◇専門相談 年36回 心の相談 12回 健康相談 24回 ※健康相談は毎月第2・4土曜日に開催。女性特有の健康に関する悩みの相談を行う。 ◇一般電話相談(月～土曜日) ◇女性のための夜間電話相談(毎月第1・3金曜日) | 継続 | 1,866 (-102) | ・女性の生き方が多様化している現在、女性の持つ悩みも多様化し複雑化している。女性の生き方、仕事、子育て、家族関係など様々な相談に応じ、相談者自らが解決の糸口を見い出せるようにしている。 ・性別役割分担と肯定するような助言にならないよう、留意する。 |

基本目標 I 男女の人権尊重
方針 3 多文化共生社会に向けての対応

単位：千円

| 事業名 | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|-------------------------------|----------------------------|--|----------------------|-----------------|--|
| 施策の方向(1) 多文化共生社会への理解の促進 | | | | | |
| 具体的施策①国際化社会及び多文化共生社会に関する理解の促進 | | | | | |
| (1) ① 1 | 世界の男女をとりまく問題に関する学習機会と情報の提供 | 国際課 ① 岐阜市多文化共生推進会議 外国人市民と日本人市民がそれぞれの観点から、今年度は以下の内容について協議する。 ・今年度の取組について ・次期計画策定に向けたアンケートについて 年3回開催予定 | 継続 | 437 (0) | ・国籍、性別を問わず、誰もが住みやすいまちづくりについて、意見交換を行う。 |
| 具体的施策②外国人市民への支援 | | | | | |
| ② 1 | 外国人市民への学習機会と多言語による情報の提供 | 国際課 ① 日本語講座開設(補助金交付) 初級Ⅰ・初級Ⅱ・初級EXの3クラスを前期と後期に分け開催する。 ※(公財)岐阜市国際交流協会事業 | 継続 | 240 (0) | ・国籍、性別を問わず、日本で生活する上で欠かすことのできない日本語の習得機会を提供。 |
| | | 国際課 ② 外国人向け生活情報ホームページ 外国人市民向けのホームページで、本市での生活に必要な情報を多言語(やさしい日本語、英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語)で提供する。 | 継続 | 0 (-924) | ・国籍・性別を問わず、本市で生活するための情報を容易に得られるようにする。 |
| 2 | 外国人市民のための相談窓口の設置 | 国際課 ① 外国人市民向け相談窓口 外国人市民からの窓口や電話・Skype(スカイプ)による暮らしの相談に多言語(英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語)で対応する。 | 継続 | 2,303 (-408) | ・女性が約6割を占める市内在住外国人の様々な暮らしの相談について、適切に対応する。 |
| | | 労働雇用課 ② 労働なんでも相談 労働なんでも相談を毎週金曜日に開設する。 | 継続 | 827 (-53) | ・相談者の国籍、性別を問わず、社会保険労務士が労働問題に関し適切なアドバイスをする。 |

基本目標Ⅱ 男女平等・自立意識の醸成
方針4 男女共同参画についての啓発

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 | |
|--------------------------------|---|------------------------|------------------------|---|------------|------------------|--|
| 施策の方向(1) 男女共同参画に関する調査・研究と広報の充実 | | | | | | | |
| 具体的施策①男女共同参画に関する学習機会と情報の提供 | | | | | | | |
| (1) | ① | 1 男女共同参画に関する講座・セミナーの開催 | 男女共生・生涯学習推進課 女性センター | ①男女共同参画週間事業 【講演会】 毎年6月23日～29日の「男女共同参画週間」に併せ、講演会を開催することで、男女共同参画の推進を図る。 演題 マンガで解説！男らしさ・女らしさの価値観アップデート 講師 合田 文氏 開催日 令和5年6月24日(土) | 継続 | 199 (+75) | ・男女共同参画社会の実現に向け、一層気運を高めるために、講演会などを開催する。 |
| | | | 男女共生・生涯学習推進課 女性センター | ②ハートフルフェスタ2023 女性と男性がいきいきと暮らせる社会づくりをめざして、多彩な内容で開催。センターの利用団体のみならず市内の活動団体や女性センター主催事業受講者も加わり、新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら日頃の活動成果を発表し、交流の場になることを目的とする。 | 継続 | 140 (-207) | ・市民協働による男女共同参画の推進。 |
| | | | 女性センター | ③心とからだ・性の健康関連講座 市民の方が自分の心やからだを大切に誰かが自分らしく生きられる社会を目指すための学習機会の提供を目的とする。 今回は、みえにくい女性の発達障がいに関心をあて、女性ゆえの困難さや、ともに生きる方法について学ぶ機会を提供する。 演題 未定 講師 川上 ちひろ氏 開催日 令和5年10月28日(土) | 継続 | 89 (+16) | ・心と体の性が一致しない性同一性障がい者や性的指向の異なる人に対する正しい理解と啓発に努める。 |
| | | | 女性センター | ④お出かけお迎え！男女共同参画講座 センター職員が、男女共同参画に関するテーマを取り上げ、教育機関・団体・企業でセミナーを開講し、男女共同参画の意識啓発の裾野を広げる。また、オリジナル啓発誌を配布し、男女が対等なパートナーとして共にいきいきと暮らせる社会の理解を深める。 「男女共同参画、はじめの一歩！」「デートDV…今の恋愛、本当にいい関係ですか？」などを主な演題として、男女共同参画の実現を目指す草の根的意味合いのセミナーを実施。対象：一般市民、学生 他 ※「生涯学習 長良川ガイドブック」出前講座メニューに掲載し周知啓発。随時開催 | 継続 | 1 (0) | ・男女共同参画の実現を目指す草の根的意味合いのセミナーを開講する。より幅広い団体や地域で実施できるよう、積極的に機会をつくる。 |
| | | | 女性センター | ⑤わたしも輝く！女性のエンパワーメント講座 自己理解から学び直し、ワークを通じて質の高いコミュニケーションを実践し、自分の価値観を整理しながら理想のライフプランを支援する。 演題 『わたし』を後回しにしない！ 生きづらさをほぐすセミナー ～相手だけではなく自分も大切にコミュニケーション編～ 講師 野田 仁美氏 開催日 令和5年7月5, 12, 19日 | 継続 | 584 (+88) | ・志を同じくする女性の交流を通じ、悩みや不安の解消に繋げる ・ロールモデル不在による不安を和らげ悩みを解消し、自信と前向きなパワーを引き出す。 |
| | | | 女性センター | ⑥男女共同参画社会の実現に向けた市民との情報発信 受講者や利用団体とともに、男女共同参画関連情報や用語、センター情報などを分かりやすく見やすい内容に加工し、YouTubeやHP等で発信する。 | 継続 | 30 (+20) | 市民が日常的にセンターや男女共同参画に関する情報が得られるようHPやSNSを活用しながら発信する。 |
| | | | 女子短期大学 | ⑦県との連携による講師派遣依頼及び男女共同参画に関する講座開催 演題1 心豊かに生きるための日本文学講座 講師 岐阜市立女子短期大学 村中菜摘教授 開催日 令和5年8月5日 演題2 女性のための健康栄養講座 講師 岐阜市立女子短期大学 道家晶子教授 開催日 令和5年9月9日 | 継続 | — | ・女子短大の教育目標である「女子に対し幅広く深い教養及び総合的な判断力を養成する」の一環として位置付ける。 |

基本目標Ⅱ 男女平等・自立意識の醸成
方針4 男女共同参画についての啓発

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 削減 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|--------------------------------|-------------------|---------------------------------|---|----------------------|--------------|---|
| 施策の方向(1) 男女共同参画に関する調査・研究と広報の充実 | | | | | | |
| 具体的施策①男女共同参画に関する学習機会と情報の提供(続き) | | | | | | |
| (1) | ② 男女共同参画に関する情報の提供 | 男女共生・生涯学習推進課 | ①第3次岐阜市男女共同参画基本計画(改定版)(概要版) 令和5年3月に改定した第3次岐阜市男女共同参画基本計画及び概要版を配布し、市民・事業者等に計画内容の周知を図る。 | 継続 | | ・多くの市民・事業者の関心を喚起し、計画内容の周知を図る。 |
| | | 男女共生・生涯学習推進課 | ②男女共同参画電子イラスト集「e-ぎふし未来スケッチブック」の周知 ホームページに掲載し、誰でもダウンロードして利用することを可能とする。 | 継続 | | ・男女共同参画に配慮した表現のあり方について、具体的な例を示すことで、市民に対する啓発を図る。 |
| | | 男女共生・生涯学習推進課 女性センター 広報広聴課 | ③「広報ぎふ」、岐阜市ホームページ等による情報の提供 各種募集、催し案内等、男女共同参画に関する施策・事業を、市の関係するメディア(広報紙、ホームページ、FM放送ほか)で周知するとともに、マスコミ、情報誌等にも掲載する。 | 継続 | | ・催しに関しては、チラシを作成するなど、あらゆる方法で、男女共同参画に関する施策・事業の周知を行っている。多くの市民・事業者の関心を喚起することが課題である。 |
| | | 人権啓発センター | ④広報ぎふによる情報の提供 電話相談「女性の人権ホットライン」の周知・啓発のため、広報ぎふ 11月1日号に記事を掲載する。 | 継続 | | ・女性の人権尊重を広く啓発する手段として積極的に各種メディアを活用する。 |
| | | 人権啓発センター | ⑤第3次岐阜市人権教育・啓発行動計画の推進 岐阜市人権教育・啓発推進協議会にて進捗状況を確認して、女性の人権を始めとする人権課題の教育・啓発を推進する。 <協議会名> 岐阜市人権教育・啓発推進協議会 2回開催 | 継続 | 562 (0) | ・女性の人権に対する教育啓発を進め、協議会において議論する。 |
| | | 人権啓発センター | ⑥第3次岐阜市人権教育・啓発行動計画の概要版の配布 岐阜市の人権教育・啓発全般に関する推進計画の概要版を配布するとともに17の人権課題啓発活動強調事項を紹介した「守ろう人権 住みよい岐阜市」を配布する。 <配布先>市民及び公民館、各関係団体 | 継続 | | ・女性の人権に関する正しい理解と啓発に努める。 |
| | | 図書館 | ⑦男女共同参画に関する講座の案内及びPR活動 男女共同参画に関する講座の案内及び、印刷物の設置による、男女共同参画社会の促進に向けたPR活動を行う。 | 継続 | | ・市民に対し、男女共同参画社会の理解を促進し、行政の取組を紹介する。 |
| 3 啓発資料の作成と提供 | | 男女共生・生涯学習推進課 | ①男女共同参画啓発誌(中学生向け)の作成 平成30年度にリニューアルした男女共同参画啓発誌(中学生向けパンフレット)を令和5年度用に改訂し、作成・配布する。(市立中学校に向けてはタブレットに配信) 令和4年度に調査した生徒や先生からのアンケートも参考にし、内容に反映させる。また教職員向けに「活用の手引き」を併せて配布し、配布後の生徒の反応や変化について引き続き調査する。 <配布対象/仕様/作成部数> 市内中学校29校の中学1年生及び教職員/啓発パンフレット A4版 16ページ/1,300部 | 継続 | 207 (+15) | ・将来への選択が始まる時期に、自分自身を見つめ、性別にとらわれないで、自分と他者の個性を大切に、真に自立した人間となるためのヒントとして、パンフレット「大切なあなた 大切なわたし」を教育現場で活用してもらおう。 |
| | | 女性センター | ②情報紙「織」及びハートフルスクエアG情報誌の発行 ◇ぎふし男女共同参画情報紙「織」 岐阜市立女子短期大学と女性センターが共同で企画・編集・発行することで、男女共同参画をより深く学ぶ機会を提供する。 回数 年1回 作成部数6,000部 ◇ハートフルスクエアG情報誌 男女共同参画週間事業に合わせて発行、男女共同参画に関する情報を掲載し、啓発する。 回数 年1回 作成部数3,000部 | 継続 | 152 (-77) | ・参加者が自由に意見を言える雰囲気、合意を得ながら編集会議を進める。 |
| | | 女性センター | ③男女共同参画社会の実現に向けた市民との情報発信 受講者や利用団体とともに、男女共同参画関連情報や用語、センター情報などを分かりやすく見やすい内容に加工し、YouTubeやHP等で発信する。 | 継続 | 30 (+20) | 市民が日常的にセンターや男女共同参画に関する情報が得られるようHPやSNSを活用しながら発信する。 |
| | | 人権啓発センター | ④人権リーフレット冊子発行 女性の人権の尊重について掲載した「人権学習資料」を人権リーフレット「守ろう人権住みよい岐阜市」として刊行する。 作成数 15,000部 配布先 市民及び公民館、各関係団体等 | 継続 | 89 (0) | ・女性の人権に関する正しい理解と啓発に努める。 |

基本目標Ⅱ 男女平等・自立意識の醸成
方針4 男女共同参画についての啓発

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|--------------------------------|------------------------------------|--------------|--|----------------------|------------|--|
| 施策の方向(1) 男女共同参画に関する調査・研究と広報の充実 | | | | | | |
| 具体的施策①男女共同参画に関する学習機会と情報の提供(続き) | | | | | | |
| (1) | ① 4 啓発DVDの所蔵と貸出 | 人権啓発センター | ①資料の収集・管理及び提供 男女共同参画の視点や女性の人権に関する資料の収集・管理及び提供をする。 関係する書籍・DVDの購入。 | 継続 | - | ・女性の人権に関する正しい理解と啓発に努める。 |
| | | 社会・青少年教育課 | ②資料の収集と提供 家庭教育・成人教育・人権教育等に関するビデオ・DVD等の資料を収集し貸し出しする。 | 継続 | 140(0) | ・購入前に内容を十分確認する。 |
| | | 図書館 | ③男女共同参画に関する出版物等の閲覧及び貸出し 男女共同参画に関する出版物、刊行物を閲覧及び貸し出しに供する。 | 継続 | - | ・男女共同参画に関する出版物等を可能な範囲で収集する。 |
| | | 女性センター | ④男女共同参画に関する資料の収集、提供 男女共同参画に関する図書、ビデオ等の資料収集と貸出しを実施する。 また、「男女共同参画週間」「ワーク・ライフ・バランスの日」「女性に対する暴力をなくす運動」などの期間に、関連図書等を図書館分館と連携し、図書の紹介や貸出しを行う。 | 継続 | 40(-10) | ・ジェンダーの視点で書かれたものやその視点が入った資料を中心に選んでいる。 |
| 具体的施策②男女共同参画の推進に関する調査・研究 | | | | | | |
| (2) | ② 1 男女共同参画に関する意識の浸透及び進捗状況に関する調査・研究 | 男女共生・生涯学習推進課 | ①第3次岐阜市男女共同参画基本計画進捗状況調査 第3次岐阜市男女共同参画基本計画(改定版)に沿った庁内各課取り組みについて進捗状況を調査する。 | 継続 | - | ・進捗状況を確認・周知することにより、男女共同参画に関する意識の浸透を図る。 |

基本目標Ⅱ 男女平等・自立意識の醸成
方針5 男女平等観に立った生涯にわたる教育・学習の充実

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 継続 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 | | |
|-----------------------------------|---|----|---|---|---|------------------|--|---|
| 施策の方向(1) 学校・幼稚園・保育所(園)における男女平等の促進 | | | | | | | | |
| 具体的施策①学校・幼稚園・保育所(園)における男女平等教育の促進 | | | | | | | | |
| (1) | ① | 1 | 男女平等の視点に 立った個を大切に する教育の実施 | 学校指導 課 | ①豊かな心や人権意識、確かな学力、生きる力の育成 「学校人権教育推進事業」、「道徳教育計画訪問」、「小中一貫教育推進 事業」など各種事業の実施を通して、児童生徒一人ひとりに、豊かな心や人 権意識、確かな学力、生きる力の育成を図る。 | 継続 | — | ・個に応じたきめ細かな指導を一層 充実し、一人ひとりに生きる力(確 かな学力、豊かな心、たくましい 体)を育成する。 |
| | | | 男女共 生・生涯 学習推進 課 | ②男女共同参画啓発誌(中学生向け)の作成 平成30年度にリニューアルした男女共同参画啓発誌(中学生向けパンフ レット)を令和5年度用に改訂し、作成・配布する。(市立中学校に向けて はタブレットに配信) 令和4年度に調査した生徒や先生からのアンケートも参考にし、内容に反 映させる。 また教職員向けに「活用の手引き」を併せて配布し、配布後の生徒の反応 や変化について引き続き調査する。 <配布対象/仕様/作成部数> 市内中学校29校の中学1年生及び教職員/啓発パンフレット A4版 16 ページ/1,300部 | 継続 | 207 (+15) | ・将来への選択が始まる時期に、自 分自身を見つめ、性別にとらわれな い、自分と他者の個性を大切に し、真に自立した人間となるための ヒントとして、パンフレット「大切 なあなた 大切なわたし」を教育現 場で活用してもらう。 | |
| | | 2 | 学校・幼稚園・保 育所(園)におけ る慣習・慣行につ いての男女共同参 画の視点に立った 見直し | 学校指導 課 幼児教育 課 | ①校務分掌や行事などの実施のあり方についての検討 各学校、園などにおいて、校務分掌や行事などの実施のあり方について、 男女共同参画の視点も踏まえながら検討し実施する。 | 継続 | — | ・男女関係なく適材適所で校務分掌 を位置付け、教職員のキャリアアッ プにつなげる。 |
| | | | 子ども保 育課 | ②男女平等の促進 保育所(園)、認定こども園において、男女共同参画の視点に立った保育 を継続して実施し、男女平等を促進する。 | 継続 | — | ・不必要な男女の区別の解消を図 る。 | |
| | | 3 | 男女混合名簿の継 続実施 | 学校指導 課 幼児教育 課 | ①指導要録、出席簿などの男女混合名簿の完全実施の継続 幼稚園2園、小学校46校、中学校23校、特別支援学校1校の全てにお いて、指導要録、出席簿などの男女混合名簿の完全実施を継続するととも に、その根底にある男女共同参画の意味について啓発を図る。 | 継続 | — | ・男女混合名簿の意義について児童 生徒に指導する。 |
| | | | 子ども保 育課 | ②男女混合名簿の作成などの継続 保育所(園)、認定こども園において、出席名簿などの男女混合名簿等の 採用など、その根底にある男女共同参画について啓発を図る。 | 継続 | — | ・名簿上の混合だけにとどまらず、 その適正を考慮しながら様々な活動 を通して実施する。 | |
| | | 4 | 性教育の推進及び 教職員等指導者に 対する研修の充実 | 学校安全 支援課 | ①養護教諭研修会の充実 岐阜市性教育委員会において、養護教諭と専門医が意見の交流をする検討 会を行う。また、養護教諭部会において、性教育の指導方法について研修を 行う。 | 継続 | 36 (0) | ・学校の実態やニーズに合った性教 育を行っていくには、各学校におけ る実態把握と課題の見極めが重要で ある。 |
| | | | 学校安全 支援課 | ②性教育研修事業 専門医(岐阜市産婦人科医会)と連携し、「生命の大切さを理解し、人間 尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもち、望ましい行動がとれる 児童・生徒の育成」を目的として、市内全中学校(23校)及び市岐場で講話 等を行う。 | 継続 | 288 (0) | ・性に関する正しい知識だけでな く、男女が互いに尊重できるよう という観点を取り入れるとともに、よ り学校の生徒の実態に応じた講話と する。 | |
| | | 5 | メディア・リテラ シーの向上のため の教職員に対する 研修及び、児童・ 生徒に対する学習 機会の提供 | 学校指導 課 | ①教職員等指導者に対する研修の実施と、人権感覚を磨く教育実践 情報モラル向上の根底には、正しい人権感覚を身につけることが必要であ ることを意識し、ICT活用の様々な場においても、常に人権感覚を磨く教育 実践を行う。 情報主任研修やICT活用推進教師研修はもちろん、初任者研修などの基 本研修や管理職のための研修等の場で、人権教育とつなぎながら、メディア リテラシーや情報モラルなどに関する研修を行う。 情報主任研修講座の実施 情報モラル研修講座の実施 | 継続 | 1,449 (+1,449) | ・教職員が必ず受講する研修や学校 集会で参加者がある研修において、 人権感覚を磨く場を位置付ける。 |
| | | 6 | 男女の性にとらわ れない個性を尊重 した進路指導 | 学校指導 課 | ①個性を尊重した進路指導 義務教育終了の中学3年を出口として、男女がその性によって差別される ことなく、それぞれ自己実現を図ることができる進路指導を意図的、計画的 に実施する。 小学4年生：1/2成人式→全小学校で実施 中学2年生：職場体験学習【キャリアチャレンジ】→全中学校で実施 立志の集い→全中学校で実施 中学3年生：高校1日入学、高校見学 各高等学校や就職関係機関の説明会などを通して、進路指導に関わる情報 を収集し、それを学校での進路指導に生かす。 市全体の進路指導の充実を期し、年間5回の進路指導主事会を通して実践 交流を行う。 | 継続 | 345 (0) | ・性別に関わらず、誰もが将来の夢 や希望の実現に向け、平等に機会が 与えられるような社会が望ましいこ とを伝える。 |

基本目標Ⅱ 男女平等・自立意識の醸成
方針5 男女平等観に立った生涯にわたる教育・学習の充実

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|---|--------------------------|--|---|----------------------|---|--|
| 施策の方向(1) 学校・幼稚園・保育所(園)における男女平等の促進 | | | | | | |
| 具体的施策①学校・幼稚園・保育所(園)における男女平等の促進(続き) | | | | | | |
| (1) ① | 7 学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 | 学校安全支援課 | ①教育相談体制の充実 各学校、園の教職員研修会などにおいて、日常的に起こり得るセクシュアル・ハラスメント行為等に関わって、具体的に研修を深める。 各学校に配置されているスクールカウンセラー、スクール相談員、ほほえみ相談員、教育相談主任等を核とした教育相談体制の充実を図る。 | 継続 | 77,407 (+2,406) | ・児童生徒間、教職員間、教職員と児童生徒間などいろいろな人間関係の中で問題は発生することに留意する。 |
| | | 学校安全支援課 | ②学校等での情報モラル啓発セミナーの実施 生徒指導関係会議などでの情報交流や書店などへの立ち入り検査を定期的に実施し、その実態を踏まえて、児童生徒に対して呼びかけを行う。 | 継続 | — | ・保護者に対しても、子どもたちが安全に各種メディアを利用できるように、啓発を行う。 |
| | | 薬科大学 | ③岐阜薬科大学ハラスメント防止委員会規程の遵守 入学時に全学生に配布する学生便覧に、ハラスメント防止のための心構えや対処などに関するガイドラインと相談窓口の案内を掲載するとともに、学生掲示板においても、随時、相談窓口について周知を行い、相談を受け付ける。 | 継続 | — | ・安心して学究に専念できる健全な大学環境を維持することを目的とし、セクシュアル・ハラスメントの防止に努める。 |
| | | 女子短期大学 | ④相談対応の周知とハラスメント防止委員会の設置 前期開講時に全学生に配布する学生便覧に「ハラスメントの被害から身を守るために」「ハラスメントの被害に遭った時は」を掲載し、相談対応を学生に周知する。 厚生委員会にて「ハラスメントの被害から身を守るために」チラシを作成し、学生全員に配布する。 ※「岐阜市立女子短期大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」を短大規程集に掲載し、学内委員会としてハラスメント防止委員会を組織。 | 継続 | — | ・周知によって、安心かつ機動的な相談窓口の認知を広める。 |
| | | 商業高等学校 | ⑤学校生活におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する研修 職員研修で、他者に対する言動によって、本人の意図に関係なく、他者に苦痛を与える行為に対する理解を深める。 また、生徒を対象に、外部講師を招聘し、性に関する固定観念や性別により他者を不快にすることがないよう「保健講話」を実施する。 | 継続 | — | ・本人の意図に関係なく、相手に精神的・身体的苦痛を与える行為は学業環境及び生活環境を悪化させることに留意し、研修を実施する。 |
| 8 食育の推進 | 学校給食課 | ①食育の普及促進 性別に関係なく、どの子にも「学校給食を生きた教材」として、たくましい体と豊かな心の育成をめざし、食の大切さ、栄養のバランスなどの指導を行う。 | 継続 | — | ・栄養教諭・学校栄養職員等、及び学校担任等が地域、PTAと連携し、保護者へ啓発を行う。 | |
| | 子ども保育課 | ②食育の普及促進 「食を営む力」の育成に向け、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間形成、家庭関係づくりによる心身の健全育成を図るため、発達に応じた食に関する取り組みを行う。 | 継続 | — | ・関連部署及び地域と連携しながら、取り組む。また通信を通じて保護者への啓発を行う。 | |
| 具体的施策②学校・幼稚園・保育所(園)の教職員等指導者に対するジェンダーに関する研修の充実 | | | | | | |
| (2) ② | 1 教職員等指導者へのジェンダーに関する研修 | 学校指導課 | ①教職員研修の実施 各学校、園の教職員研修において、ジェンダーに関する研修を進める。 人権教育推進者研修：R5.6.2 人権教育幹部研修：R5.6.1 初任者研修：R5.11.28 | 継続 | 10 (0) | ・人権に関する研修の中で、男女平等の観点からの内容も扱う。 |
| | | 子ども保育課 | ②職員研修の実施 保育所(園)、認定こども園の研修において、ジェンダーに関する研修を進める。 | 継続 | — | ・保育の場において男女がともに運営に参画できるようにする。 |

| 事業名 | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 継続 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|----------------------------|-------------------------------|--|-----|---------|-------|-------|-----|-------|------------------------|--------|-----|-----|-------|-------|--------|------|-------|-----|-------|---|--|------|-------|--|--|-------|-----|----|---------|-------|-----|-----|-----|-------|--------|-----|----|-----|-------|--------|-----|-----|-----|-------|--|-------|-------|-------|--|----|---|---|
| 施策の方向（1）学校・幼稚園・保育所（園）における男女平等の促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 具体的施策③学校・幼稚園・保育所（園）における男女の職域の拡大と女性の管理職起用の促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) ③ | 1 男女の職域の拡大と女性の管理職起用の促進 | 人事課 ①女性管理職の起用 多様な行政課題に着実に取り組むべく、従来にも増して高い意欲と能力を有する人材を起用することが求められているため、人材の発掘及び女性管理職の積極的な起用を図る。 (一般行政職)令和5年4月1日現在 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員総数a</th> <th>女性b</th> <th>男性</th> <th>比率(b/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員総数A</td> <td>1,899</td> <td>544</td> <td>1,355</td> <td>28.6%</td> </tr> <tr> <td>主幹級以上B</td> <td>369</td> <td>50</td> <td>319</td> <td>13.6%</td> </tr> <tr> <td>主任～副主幹</td> <td>980</td> <td>258</td> <td>722</td> <td>26.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19.4%</td> <td>9.2%</td> <td>23.5%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (一般行政職、45歳以上) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員総数a</th> <th>女性b</th> <th>男性</th> <th>比率(b/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員総数A</td> <td>767</td> <td>160</td> <td>607</td> <td>20.9%</td> </tr> <tr> <td>主幹級以上B</td> <td>369</td> <td>50</td> <td>319</td> <td>13.6%</td> </tr> <tr> <td>主任～副主幹</td> <td>398</td> <td>110</td> <td>288</td> <td>27.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>48.1%</td> <td>31.3%</td> <td>52.6%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | 職員総数a | 女性b | 男性 | 比率(b/a) | 職員総数A | 1,899 | 544 | 1,355 | 28.6% | 主幹級以上B | 369 | 50 | 319 | 13.6% | 主任～副主幹 | 980 | 258 | 722 | 26.3% | | 19.4% | 9.2% | 23.5% | | | 職員総数a | 女性b | 男性 | 比率(b/a) | 職員総数A | 767 | 160 | 607 | 20.9% | 主幹級以上B | 369 | 50 | 319 | 13.6% | 主任～副主幹 | 398 | 110 | 288 | 27.6% | | 48.1% | 31.3% | 52.6% | | 継続 | - | ・管理職の登用率の向上は、対象となる女性職員の数が少ないことから、早急の対応は難しい現状にあるが、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき、女性職員の積極的な採用を行いながら、より一層の管理職登用を図る必要がある。 ・男女平等の下、男性に適した職場、女性に適した職場という概念にとらわれない人事異動が必要である。 |
| | | 職員総数a | 女性b | 男性 | 比率(b/a) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 職員総数A | 1,899 | 544 | 1,355 | 28.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主幹級以上B | 369 | 50 | 319 | 13.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主任～副主幹 | 980 | 258 | 722 | 26.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 19.4% | 9.2% | 23.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 職員総数a | 女性b | 男性 | 比率(b/a) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職員総数A | 767 | 160 | 607 | 20.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主幹級以上B | 369 | 50 | 319 | 13.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主任～副主幹 | 398 | 110 | 288 | 27.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 48.1% | 31.3% | 52.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校指導課 | ②適材適所の視点での職務分担の推進 各小中学校の組織機能の強化、向上を図るために、男女を問わず適材適所の視点から職務分担を推進する。 <令和5年5月1日現在> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R5</th> <th>教職員数総数a</th> <th>女性b</th> <th>男性</th> <th>b/a</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教職員数総数A</td> <td>2,177</td> <td>1,242</td> <td>935</td> <td>57.1%</td> </tr> <tr> <td>校長・副校長・教頭B (小・中・特支)</td> <td>154</td> <td>45</td> <td>109</td> <td>29.2%</td> </tr> <tr> <td>B/A</td> <td>7.1%</td> <td>3.6%</td> <td>11.7%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | R5 | 教職員数総数a | 女性b | 男性 | b/a | 教職員数総数A | 2,177 | 1,242 | 935 | 57.1% | 校長・副校長・教頭B (小・中・特支) | 154 | 45 | 109 | 29.2% | B/A | 7.1% | 3.6% | 11.7% | | 継続 | - | ・各学校においては、現況職員構成を最大限に生かせる組織、運営を考慮する。 ・管理職任用については、任命権をもつ県に働きかける。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R5 | 教職員数総数a | 女性b | 男性 | b/a | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教職員数総数A | 2,177 | 1,242 | 935 | 57.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 校長・副校長・教頭B (小・中・特支) | 154 | 45 | 109 | 29.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B/A | 7.1% | 3.6% | 11.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子ども保育課 | ③男性保育士に対応した職場環境 男性保育士を雇用し、それぞれが個性と能力を発揮できるようクラス配置を行う。 | 継続 | - | ・保育の場において男女がともに運営に参画できるようにする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策の方向（2）家庭・地域における男女平等意識を浸透させるための生涯学習・社会教育の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 具体的施策①家庭・地域における男女共同参画の視点に立った生涯にわたる学習機会の提供 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) ① | 1 家庭や地域で生涯にわたり男女がともに学習できる講座の開催 | 男女共生・生涯学習推進課 ①生涯学習「長良川大学」の開講 市主催の講座や、職員による出前講座、大学等の公開講座を生涯学習「長良川大学」として位置付け、市民に学習情報・機会を提供する。 長良川大学ガイドブックを発行 7,000部 | 継続 | 847 (0) | ・ライフステージ別に体系化する中で、女性だけを対象とする講座については、女性課程と位置付けている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 男女共生・生涯学習推進課 女性センター | ③男女共同参画週間事業 【講演会】 毎年6月23日～29日の「男女共同参画週間」に併せ、講演会を開催することで、男女共同参画の推進を図る。 演 題 マンガで解説！男らしさ・女らしさの価値観アップデート 講 師 合田 文 氏 開催日 令和5年6月24日（土） | 継続 | 298 (+174) | ・男女共同参画社会の実現に向け、一層気運を高めるために、講演会などを開催する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 生涯学習センター | ②ハートフルレクチャーの開催 生涯学習センター主催の現代的課題を解決するための多彩な講座を開設し、広く市民が学習参加する機会を提供する。 | 継続 | 705 (-50) | ・まちづくり、健康など、現代的課題に関する講座を開催し、男女が共に関心を持ち、受講できるような内容の講座を企画する。 ・館内託児室（こどもの部屋）の利用も促しながら、子育て中の方にも講座に参加しやすいような施設環境を提供する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

基本目標Ⅱ 男女平等・自立意識の醸成
方針5 男女平等観に立った生涯にわたる教育・学習の充実

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 継続 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 | |
|---|---|--------------------------------|------------------------|--|------------|------------------|---|
| <p>施策の方向(2) 家庭・地域における男女平等意識を浸透させるための生涯学習・社会教育の推進</p> <p>具体的施策①家庭・地域における男女共同参画の視点に立った生涯にわたる学習機会の提供(続き)</p> | | | | | | | |
| (2) | ① | 1 家庭や地域で生涯にわたり男女がともに学習できる講座の開催 | 男女共生・生涯学習推進課 女性センター | ④ハートフルフェスタ2023 女性と男性がいきいきと暮らせる社会づくりをめざして、多彩な内容で開催する。センターの利用団体のみならず市内の活動団体や女性センター主催事業受講者も加わり、新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら日頃の活動成果を発表し、交流の場になることを目的とする。 | 継続 | 140 (-208) | ・市民協働による男女共同参画の推進。 |
| | | | 女性センター | ⑤お出かけお迎え！男女共同参画講座 センター職員が、男女共同参画に関するテーマを取り上げ、教育機関、団体・企業でセミナーを開講し、男女共同参画の意識啓発の裾野を広げる。また、オリジナル啓発誌を配布し、男女が対等なパートナーとして共いきいきと輝いて暮らせる社会の理解を深める。 「男女共同参画、はじめの一步！」「デートDV…今の恋愛、本当にいい関係ですか？」などを主な演題として、男女共同参画の実現を目指す草の根的意味合いのセミナーを実施。対象：一般市民、学生 他 ※「生涯学習 長良川ガイドブック」出前講座メニューに掲載し周知啓発。随時開催 | 継続 | 1 (0) | ・男女共同参画の実現を目指す草の根的意味合いのセミナーを開講する。より幅広い団体や地域で実施できるように、積極的に機会をつくる。 |
| | | | 女性センター | ⑥心とからだ・性の健康関連講座 市民の方が自分の心やからだを大切に誰かが自分らしく生きられる社会を目指すための学習機会の提供を目的とする。 今回は、みえにくい女性の発達障がいに関心をあてて、女性ゆえの困難さや、ともに生きる方法について学ぶ機会を提供する。 演題 未定 講師 川上 ちひろ 氏 開催日 令和5年10月28日(土) | 継続 | 89 (+16) | ・ジェンダー、DV、LGBT(性的少数者)、リプロダクティブヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)といったテーマを取り上げる。 |
| | | | 市民活動交流センター | ⑦公民館講座 社会の急激な変化に対応する生き方を求め、これからの今日的課題について学習する。 | 継続 | 2,261 (0) | ・性別による格差がないように配慮した学習機会の提供。 |
| | | | 社会・青少年教育課 | ⑧家庭教育学級 子どものしつけに関する基本的な考え方、家庭教育に関する学習を継続的、かつ集団的に行う。 | 継続 | 613 (-188) | ・幼稚園、小・中学生の保護者向けに家庭教育学級の機会を提供する。 |
| | | | 科学館 | ⑨科学教室 生活に密着した事柄を科学的な側面から見直し学習したり、親子と一緒に科学工作をしたりするなど、楽しみながら科学に親しむ教室を開催する。 親子科学教室(年2コース 1コース6回16組) サイエンス工房(年20回 16組) 家庭科学講座(年6回 定員16人) | 継続 | 1,574 (-514) | ・一般成人が身の回りの事柄を科学的に見直す機会を設けることで、視野を広めていく。 ・親子が協力して科学実験や、工作教室に取り組むことを通して、より一層の信頼関係を築く場としている。 |
| | | | 女子短期大学 | ⑩図書館の開放 岐阜市のホームページに掲載のとおり、附属図書館の利用について、岐阜市民及び岐阜市内に勤務されている方に、施設を開放。 | 継続 | - | ・地域の幅広い世代向けに生涯学習の機会を提供する。 |
| | | | 女子短期大学 | ⑪短大公開講座 連携講座(1回・定員50名) 社会・文化(3回・定員各回20名) 資格試験対策講座(18回・各回20名) 生活・創造(5回・各回13名) 生活デザイン学科特別講義(2回) | 継続 | 830 (-44) | ・地域の幅広い世代向けに生涯学習の機会を提供する。 |
| | | | 消費生活センター | ⑫消費者向け講座の開催 ・消費生活講演会 消費者が必要な情報を適切に選択し、消費生活の知識を習得することを目的に開催予定。 開催予定 7月と10月に各1回 開催場所 きふメディアコスモスみんなのホール | 継続 | 50 (-91) | ・幅広い消費生活の知識を習得し、また、実践することにより、男女ともに能力を発揮しながら、家庭に、地域社会に貢献できる、学習の場として開催する。 |
| | | | 歴史博物館 | ⑬一般及び夏休みの子ども向け講座の開催 誰もが文化芸術を楽しみ、岐阜市ゆかりの文化、伝統に対する理解を深めたり、子どもたちが体験活動を通して、郷土の歴史や文化、伝統に触れ、理解を深めたりする講座を開催する。 ・一般講座 (1)岐阜和傘を作る(全4回 定員10人) (2)岐阜提灯を作る(全3回 定員10人) (3)古文書入門(全6回 定員19人) (4)土曜講座(2講座 定員340人) (5)まちなか博士サポート講座(定員170人) (6)絹絵教室(全5回 定員20人) (7)版画教室(全5回 定員20人) ・夏休みの子ども向け講座 縄文土器を作ろう ほか7講座(定員31組、38人) ・親子絵画教室(定員10組20人) ・子ども歴史講座 信長の時代 ほか5講座(定員56人) | 継続 | 842 (+22) | ・地域の幅広い世代向けに生涯学習の機会を提供する。 |

基本目標Ⅱ 男女平等・自立意識の醸成
方針5 男女平等観に立った生涯にわたる教育・学習の充実

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 継続 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 | |
|--|---|--|------------------------|--|------------|------------------|--|
| <p>施策の方向(2) 家庭・地域において男女平等意識を浸透させるための生涯学習・社会教育の推進</p> <p>具体的施策②性別による固定的な役割分担意識の解消やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)への気づきを促すための生涯にわたる学習機会と情報の提供</p> | | | | | | | |
| (2) ② | 1 | 家庭や地域における性別による固定的な役割分担意識の解消やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)への気づきを促すための講座の開催と情報の提供 | 男女共生・生涯学習推進課 | ①男女共同参画啓発リーフレット 幼少期の子(3歳児)の親及び育児に関わる周囲の大人に対して、性別に関するアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)への気づきを促すために、身近に起こり得るアンコンシャス・バイアスの具体的事例を親しみやすいイラストやマンガ等で示したリーフレットを作成する。 | 新規 | 586 (+586) | ・男女共同参画社会の実現に向け、アンコンシャス・バイアスへの気づきを促す。 |
| | | | 男女共生・生涯学習推進課 女性センター | ②ハートフルフェスタ2023 女性と男性がいきいきと暮らせる社会づくりをめざして、多彩な内容で開催する。 センターの利用団体のみならず市内の活動団体や女性センター主催事業受講者も加わり、新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら日頃の活動成果を発表し、交流の場になることを目的とする。 | 継続 | 140 (-208) | ・市民協働による男女共同参画の推進。 |
| | | | 男女共生・生涯学習推進課 女性センター | ③男女共同参画週間事業 【講演会】 毎年6月23日～29日の「男女共同参画週間」に併せ、講演会を開催することで、男女共同参画の推進を図る。 演題 マンガで解説!男らしさ・女らしさの価値観アップデート 講師 合田文氏 開催日 令和5年6月24日(土) | 継続 | 199 (+75) | ・男女共同参画社会の実現に向け、一層気運を高めるために、講演会などを開催する。 |
| | | | 女性センター | ④お出かけお迎え!男女共同参画講座 センター職員が、男女共同参画に関するテーマを取り上げ、教育機関、団体・企業でセミナーを開講し、男女共同参画の意識啓発の裾野を広げる。また、オリジナル啓発誌を配布し、男女が対等なパートナーとして共にいきいきと輝いて暮らせる社会の理解を深める。 「男女共同参画、はじめの一歩!」「デートDV…今の恋愛、本当にいい関係ですか?」などを主な演題として、男女共同参画の実現を目指す草の根の意味合いのセミナーを実施。対象:一般市民、学生 他 ※「生涯学習 長良川ガイドブック」出前講座メニューに掲載し周知啓発。随時開催 | 継続 | 1 (0) | ・男女共同参画の実現を目指す草の根の意味合いのセミナーを開講する。より幅広い団体や地域で実施できるように、積極的に機会をつくる。 |
| | | | 女性センター | ⑤わたしも輝く!女性のエンパワーメント講座 自己理解から学び直し、ワークを通じて質の高いコミュニケーションを実践し、自分の価値観を整理しながら理想のライフプランを支援する。 演題 『わたし』を後回しにしない!生きづらさをほぐすセミナー 講師 野田仁美氏 開催日 令和5年7月5,12,19日(水) 講師 柴田朋子氏 開催日 令和5年9月7,14,21日(木) | 継続 | 584 (+88) | ・志を同じくする女性の交流を通じて、悩みや不安の解消に繋げる。 ・ロールモデル不在による不安を和らげ悩みを解消し、自信と前向きなパワーを引き出す。 |
| | | | 女性センター | ⑥心からだ・性の健康関連講座 市民の方が自分の心やからだを大切に誰かが自分らしく生きられる社会を目指すための学習機会の提供を目的とする。 今回は、みえにくい女性の発達障がいに関心をあてて、女性ゆえの困難さや、ともに生きる方法について学ぶ機会を提供する。 演題 未定 講師 川上ちひろ氏 開催日 令和5年10月28日(土) | 継続 | 89 (+16) | ・人権尊重や性を大切にする考え方を深める。 |

基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程における男女共同参画（岐阜市女性活躍推進計画）
 方針6 政策・方針決定過程への男女共同参画

単位：千円

| 事業名 | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 継続 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮 する点 |
|---|------------------------------|------------------------|---|------------|--|
| 施策の方向（1）政策・方針決定過程への女性の参画推進 | | | | | |
| 具体的施策①附属機関・委員会等における女性の参画推進 | | | | | |
| (1) ① | 1 附属機関・委員会等における女性の参画推進 | 行財政改革課 | ①各種附属機関の女性の積極的選任 附属機関・委員会等の適正運用に向け、選任基準の順守とチェックシートを活用した選任依頼を行うよう、全庁への周知及び情報提供を行う。 | 継続 | - 「附属機関等の設置及び運営に関する要綱」における女性委員の積極的起用について、全庁に周知する。 |
| | | 男女共生・生涯学習推進課 | ②附属機関・委員会等における女性の参画促進 女性の委員がいない附属機関・委員会等は、改選にあたり必ず1人以上の女性委員を起用し、また、女性が全委員の40%に満たない場合は、40%を目標に更に女性の委員の起用を促す働きかけを全庁的に行う。 | | |
| 具体的施策②多くの市民が男女の区別なく政策・方針決定過程に参画する機会の拡充 | | | | | |
| (2) ② | 1 パブリックコメント手続きの積極的な運用 | 市民協働推進政策課 | ①多くの市民が、市の政策形成過程に気軽に参画できるパブリックコメント手続の推進 「岐阜市パブリックコメント手続実施要綱(平成16年制定)」及び「岐阜市住民自治基本条例(平成19年4月施行)」に基づき、手続きを推進する。 | 継続 | - 男女の区別なく、誰もが市の政策形成過程に参画できるように、適切な情報提供の方法や意見表明の方法を検討する。 |
| 施策の方向（2）男女共同参画社会に向けての女性のエンパワメント | | | | | |
| 具体的施策①女性の人材育成と人材データの作成 | | | | | |
| (2) ① | 1 女性のリーダー育成のための能力開発講座の開催 | 女性センター | ①わたしも輝く！女性のエンパワメント講座 自己理解から学び直し、ワークを通じて質の高いコミュニケーションを実践し、自分の価値観を整理しながら理想のライフプランを支援する。 演題 『わたし』を後回しにしない！ 生きづらさをほぐすセミナー 講師 野田 仁美 氏 開催日 令和5年7月5, 12, 19日（水） 講師 柴田 朋子 氏 開催日 令和5年9月7, 14, 21日（木） | 継続 | 584 (+88) ・志を同じくする女性の交流を通じ、悩みや不安の解消に繋げる。 ・ロールモデル不在による不安を和らげ悩みを解消し、自信と前向きなパワーを引き出す。 |
| | 2 女性の人材に関するデータベースの充実とネットワーク化 | 男女共生・生涯学習推進課 | ①女性人材リストの作成 女性人材リストのあり方について再考をする。 | 継続 | - 登録者の少ない分野の人材情報を収集する。 |
| | | 男女共生・生涯学習推進課 女性センター | ②ハートフルネットぎふ 女性センターを利用している各種団体の交流の場として開催する。 参加団体の活動紹介、女性センター事業などについての提案、男女共同参画に関する情報提供、学習会、意見交換をする。 開催日 原則第2木曜日午後 参加団体数 19団体 | 継続 | 76 (+2) ・男女共同参画の推進を目的に活動している市民団体と交流し、岐阜市における男女共同参画の推進を図る。 |

基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程における男女共同参画（岐阜市女性活躍推進計画）
 方針6 政策・方針決定過程への男女共同参画

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 継続 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮 する点 |
|--------------------------------------|---|---|--|----------------------|---------------------|--|
| 施策の方向（2）男女共同参画社会に向けての女性のエンパワーメント | | | | | | |
| 具体的施策②企業・団体等への女性のエンパワーメントのための働きかけと支援 | | | | | | |
| (2) | ② | 1 企業・団体に向けて、女性のエンパワーメントと女性の能力活用の取組を促進するための情報の提供 | 労働雇用課 ①男女平等についての情報の提供 勤労者・事業主のためのガイドにより、労働局の情報を岐阜市ホームページ上で案内する。 | 継続 | - | ・女性が能力発揮できるよう働きやすい環境づくりを支援する情報を提供する。 |
| | | 子ども政策課 男女共生・生涯学習推進課 | ②男女共同参画優良事業者表彰式及びぎふし共育・女性活躍企業認定式記念講演会 開催日 令和6年2月9日（金） 会場 みんなの森 ぎふメディアコスモス1F みんなのホール ※講演会 タイトル未定 | 継続 | - | ・男女共同参画優良事業者表彰に引き続き、企業、団体を対象にして、ワーク・ライフ・バランスや女性の能力活用についての講演会を開催する。 |
| | | 男女共生・生涯学習推進課 | ③ワーク・ライフ・バランス啓発及び優良事業者紹介コンテンツ作成・周知 昨年度作成したパンフレットを、労働実態調査に同封し、企業等に幅広く配布することで、表彰制度、受賞事業者のPRを図る。 | 継続 | 670 (0) | ・女性が能力発揮できるよう働きやすい環境づくりを支援する情報を提供する。 |
| 具体的施策③科学技術分野など、女性が少ない分野への女性の参画促進 | | | | | | |
| (3) | ③ | 1 理工系分野など、さまざまな分野への関心の醸成 | 薬科大学 ①薬草園の一般開放 令和5年度は一般公開を5月8日から実施。 ガイドボランティアによるご案内については当面の間は自粛するが、質問等には対応する。 また、学ぶ会については、従来通りの活動を再開。 | 継続 | - | ・薬草を身近に感じる機会を、男女年齢を問わずより多くの人に提供する。 |
| | | 学校指導課 | ②子どもたちに自ら学ぶ意欲を育む事業の実施 「生命の尊厳・生き方の探究学習スーパーバイザー事業」、「授業・評価改善事業」、「電子書籍を活用した図書館教育推進事業」、「理科授業魅力アップ事業」、「プログラム教育推進事業」、「ICT教育推進プロジェクト事業」等の各種事業を通して、子どもたちに「わかる・できる授業」を保障し、学ぶ喜びを味わう中で、自ら学ぶ意欲を育む。 | 継続 | 28,971 (-17,363) | ・事業にかかわって女性の委員及び参加者を積極的に位置付ける。 |
| | | 商業高等学校 | ③生徒のニーズに対応 男女共同参画社会やジェンダーの観点、マイノリティに対する配慮のため、令和4年度入学者から、ビジネス情報科（定員40人）を男女共学化し、すべての学科（全160人）で男女共学となった。 今後も、様々な生徒のニーズにきめ細やかに対応し、女性の参画促進を促す。 | 継続 | - | ・性別に関する固定観念や役割意識に基づく差別がないように留意する。 |
| | | 科学館 | ④家庭科学講座 生活に密着した事柄を科学的な側面から見直し学習する。 対象：岐阜市及び岐阜市近郊の一般成人 回数：年1回（6回コース） 定員：16人 | 継続 | 60 (0) | ・一般成人が身の回りの事柄を科学的に見直す機会を設けることで、視野を広めていく。 |
| | | 科学館 | ⑤天文講演会 広く市民に向け、天文分野に関わる講演会を実施する。 対象：小学生～大人 回数：2回 定員：400人 | 新規 | 100 (+100) | ・女性が少ない理科分野への女性の参画促進を図る。 |
| 施策の方向（3）男女共同参画に向けての市政運営 | | | | | | |
| 具体的施策①事業者に向けて男女共同参画を推進するための働きかけ | | | | | | |
| (3) | ① | 1 男女共同参画優良事業者の表彰及びぎふし共育・女性活躍企業の認定 | 子ども政策課 男女共生・生涯学習推進課 ①岐阜市男女共同参画優良事業者表彰及びぎふし共育・女性活躍企業認定 平成14年6月に制定した岐阜市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画推進に功績があると認められる事業者を表彰する。 なお、令和元年度より子ども未来部と連携し「ぎふし共育・女性活躍企業認定」制度を設け、旧制度で課題となっていた市内中小企業へアプローチし裾野を広げるボトムアップを図る。 | 継続 | 104 (-72) | ・男女共同参画推進に功績があると認められる事業者を表彰することにより、男女共同参画の取組を普及させる。 |
| | | 2 次世代育成支援・女性活躍を積極的に推進する事業者への優遇措置 | 契約課 ①男女共同参画を積極的に推進する企業・団体への優遇措置 建設業における子育て支援及び女性活躍を推進するため、建設工事の主観的事項審査の項目において、次世代育成支援対策推進法又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局へ届出をしている場合、また、行動計画を達成し、「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」又は「女性の職業生活における活躍の推進に取り組んでいる企業」として認定を受けている場合に加点、さらに、制度改正により「ぎふし共育・女性活躍企業」として、「共育企業部門」又は「女性活躍企業部門」のどちらについても認定された場合にも、それぞれ加点する制度を引き続き実施する。 | 継続 | - | ・仕事と子育ての両立や女性活躍を可能にする雇用環境の整備は、男女共同参画を推進する上でも重要である。 |

基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程における男女共同参画（岐阜市女性活躍推進計画）
方針7 就業分野における男女共同参画

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 拡大 継続 縮小 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|----------------------------------|---|---------------------------------------|--|----------------------|--------------------|--|
| 施策の方向（1）企業・団体における意思決定の場への女性の参画促進 | | | | | | |
| 具体的施策①女性の就労機会の拡大 | | | | | | |
| (1) | ① | 1 女性の職業能力開発のための情報の提供 | 女性センター ①女性センター情報機能 男女共同参画を啓発・推進する施設として、主催事業及び女性に関わる情報を、館内掲示やチラシの配布、ホームページ、Instagramにより提供する。また、ラジオで主催事業案内の中で、男女共同参画についても随時情報提供する。 | 継続 | 242 (-62) | ・性別役割分担意識を助長する内容になっていないかどうか判断して配置する。 |
| | | 女性センター | ②わたしも輝く！女性のエンパワーメント講座 自己理解から学び直し、ワークを通じて質の高いコミュニケーションを実践し、自分の価値観を整理しながら理想のライフプランを支援する。 演 題 『わたし』を後回しにしない！ 生きづらさをほぐすセミナー 講 師 野田 仁美 氏 開催日 令和5年7月5, 12, 19日（水） 講 師 柴田 朋子 氏 開催日 令和5年9月7, 14, 21日（木） | 継続 | 584 (+88) | ・志を同じくする女性の交流を通じて、悩みや不安の解消に繋げる。 ・ロールモデル不在による不安を和らげ悩みを解消し、自信と前向きなパワーを引き出す。 |
| 具体的施策②女性の管理職への積極的起用の促進 | | | | | | |
| (2) | ② | 1 管理職等への女性起用のための情報提供と講座の開催 | 労働雇用課 ①男女平等についての情報の提供 勤労者・事業主のためのガイドにより、労働局の情報を岐阜市ホームページ上で案内する。 | 継続 | - | ・女性が能力発揮できるよう働きやすい環境づくりを支援する情報を提供する。 |
| | | 職員育成課 男女共生・生涯学習推進課 | ②市、市外郭団体管理職職員研修 市管理職職員及び市外郭団体（12団体）の管理職職員を対象に、市も一事業者として、市役所内の男女共同参画を進め、計画を推進するための研修を開催する。 日時 令和5年5月25日（木） タイトル 「職場に潜むアンコンシャス・バイアス～無意識の思い込みを知ることで、人も職場も変化する～」 講師 朝日大学 大野正博氏 | 継続 | 50 (0) | ・市役所でも男女共同参画を推進するためには、各職場の責任者である管理職職員の意識の改革が重要である。 |
| | | 職員育成課 | ③女性活躍推進研修 今後のリーダーとして活躍が期待される女性職員を対象に2つの研修を実施する。 ・「女性職員エンカレッジ研修」：前年度の取り組みを継続。 ・「女性職員キャリアデザイン研修」：中堅職員を対象に、自分らしく活躍するためのスキルを学ぶ。 | 継続 | 450 (0) | ・女性活躍推進法の制定を受け、女性職員がリーダーとして活躍できるよう、自信と意欲の向上を図る機会を提供する。 |
| 施策の方向（2）男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり | | | | | | |
| 具体的施策①職場における男女平等の促進 | | | | | | |
| (2) | ① | 1 男女平等の就労条件の整備と男女雇用機会均等法等に関する情報の提供と相談 | 労働雇用課 ①勤労者・事業主のためのガイド 一般的な雇用関係情報を勤労者及び事業者向けに、岐阜市ホームページ上で案内する。 | 継続 | - | ・職場における男女平等を促進する法律や相談窓口を紹介する。 |
| | | 労働雇用課 | ②女性の就労・活躍促進事業 就労意欲のある女性を対象とした、学び直し講座及びVDX人材育成講座をそれぞれ年5回実施する。 働きやすくやりがいいがあり、ワークダイバーシティの推進に取り組む企業の協議体設置に向けた、理念構築等を行うワークショップを開催する。 | 新規・拡大 | 10,427 (+9,948) | ・働きたいという気持ちのある女性の就労を支援し、女性の活躍の推進を図る。 |
| | | 男女共生・生涯学習推進課 | ③パネル展示による情報の提供 男女共同参画週間において、女性を取りまく問題についてのパネル展示を行う。 令和5年6月23日～6月29日 | 継続 | 99 (+11) | ・男女共同参画を推進する中で、女性をとりまく問題について情報を伝える。 |
| | | 女性センター | ④わたしも輝く！女性のエンパワーメント講座 自己理解から学び直し、ワークを通じて質の高いコミュニケーションを実践し、自分の価値観を整理しながら理想のライフプランを支援する。 演 題 『わたし』を後回しにしない！ 生きづらさをほぐすセミナー 講 師 野田 仁美 氏 開催日 令和5年7月5, 12, 19日（水） 講 師 柴田 朋子 氏 開催日 令和5年9月7, 14, 21日（木） | 継続 | 584 (+88) | ・志を同じくする女性の交流を通じて、悩みや不安の解消に繋げる。 ・ロールモデル不在による不安を和らげ悩みを解消し、自信と前向きなパワーを引き出す。 |
| | | 女性センター | ⑤女性センター相談業務 女性の悩みをセンター相談員や専門家が聞き、問題解決や自立支援のための助言を行う。場合によっては関係機関を紹介する。 ◇専門相談 仕事と生き方相談 年24回 他 ◇一般電話相談（月～土曜日） ◇女性のための夜間電話相談（毎月第1・3金曜日 17時～20時） | 継続 | 1,866 (-102) | ・性別役割分担意識を助長する内容にならないよう留意する。 |

基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程における男女共同参画（岐阜市女性活躍推進計画）
方針7 就業分野における男女共同参画

単位：千円

| 事業名 | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|--|--|---|----------------------|--|--|
| 施策の方向（2）男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり | | | | | |
| 具体的施策②ポジティブ・アクションの普及 | | | | | |
| (2) ② | 1 ポジティブ・アクションに関する調査 | 労働雇用課 ①労働実態調査の実施とその活用 労働の実態を把握するためのアンケート調査を実施し、行政上の基礎資料とする。 対象 市内2,500事業所 調査結果を岐阜市ホームページに掲載する。 | 継続 | 693 (+16) | ・性別役割分担の慣行改善について設問を設け、ポジティブ・アクションを事業主に勧める。 |
| | 2 ポジティブ・アクションに関する講座の開催と情報の提供 | 労働雇用課 ①男女平等についての情報の提供 勤労者・事業主のためのガイドにより、労働局の情報を岐阜市ホームページ上で案内する。 | 継続 | — | ・女性が能力発揮できるよう働きやすい環境づくりを支援する情報を提供する。 |
| 具体的施策③企業・団体等におけるハラスメント防止の取組の促進 | | | | | |
| (3) ③ | 1 企業・団体等におけるハラスメント防止のための情報の提供 | 労働雇用課 ①男女平等についての情報の提供 勤労者・事業主のためのガイドにより、労働局の情報を岐阜市ホームページ上で案内する。 | 継続 | — | ・女性が能力発揮できるよう働きやすい環境づくりを支援する情報を提供する。 |
| 具体的施策④女性の家内労働者及び家族従事者の労働条件の向上 | | | | | |
| (4) ④ | 1 家内労働及び家族労働に関する相談 | 市民相談室 ①市民相談室の人権相談、心配ごと相談など 夫婦、親子間のトラブル、悩みごとの相談に活用。 人権相談は毎週火曜日、心配ごと相談は毎週水曜日に開設する。 | 継続 | — | ・人権相談（法務局人権擁護課）・心配ごと相談（社会福祉協議会）に相談場所を提供し、家庭内の諸問題の解決を支援する。 |
| | 2 農業従事者における家族経営協定の締結促進 | 農業委員会事務局 ①農業従事者における家族経営協定の締結促進 1995年の農林水産省の局長通知「家族経営協定普及推進による農業経営の近代化について」に基づき、農業経営や暮らしについて将来に向けた経営計画や生活設計を立てるために、家族で話し合っルールを定めてもらう。これにより、女性の労働環境の整備や経営方針決定への参画が期待できるとともに、家族一人ひとりが夢を持って農業に取り組めることに繋げる。 | 継続 | — | ・家族内の労働環境を客観的に見つめ直すことが大切であると家族全員が理解することがなかなか難しい。特に、当たり前と思われがちな家事・育児労働を含めた日々の労働を、男女を問わず正当に評価することが重要となる。 |
| 施策の方向（3）女性のチャレンジ機会の拡充 | | | | | |
| 具体的施策①起業する女性への支援 | | | | | |
| (3) ① | 1 起業する女性のための情報の提供と相談 | 女性センター ①わたしも輝く！女性のエンパワーメント講座 自己理解から学び直し、ワークを通じて質の高いコミュニケーションを実践し、自分の価値観を整理しながら理想のライフプランを支援する。 演題 『わたし』を後回しにしない！ 生きづらさをほぐすセミナー 講師 野田 仁美 氏 開催日 令和5年7月5,12,19日（水） 講師 柴田 朋子 氏 開催日 令和5年9月7,14,21日（木） | 継続 | 584 (+88) | ・志を同じくする女性の交流を通じて、悩みや不安の解消に繋げる。 ・ロールモデル不在による不安を和らげ悩みを解消し、自信と前向きなパワーを引き出す。 |
| 具体的施策②チャレンジ支援のための学習機会と情報の提供 | | | | | |
| (2) ② | 1 再就職に関する講座の開催と情報の提供 | 労働雇用課 ①勤労者・事業主のためのガイド 一般的な雇用関係情報を勤労者及び事業者向けに、岐阜市ホームページ上で案内する。 | 継続 | — | ・女性の就労に関する支援制度や相談窓口を紹介する。 |
| | | 労働雇用課 ②女性の就労・活躍促進事業 就労意欲のある女性を対象とした、学び直し講座及びDX人材育成講座をそれぞれ年5回実施する。 働きやすくやりがいがあり、ワークダイバーシティの推進に取り組む企業の協議体設置に向けた、理念構築等を行うワークショップを開催する。 | 新規・拡大 | 10,427 (+9,948) | ・働きたいという気持ちのある女性の就労を支援し、女性の活躍の推進を図る。 |
| | 女性センター ③わたしも輝く！女性のエンパワーメント講座 自己理解から学び直し、ワークを通じて質の高いコミュニケーションを実践し、自分の価値観を整理しながら理想のライフプランを支援します。 演題 『わたし』を後回しにしない！ 生きづらさをほぐすセミナー 講師 野田 仁美 氏 開催日 令和5年7月5,12,19日（水） 講師 柴田 朋子 氏 開催日 令和5年9月7,14,21日（木） | 継続 | 584 (+88) | ・志を同じくする女性の交流を通じて、悩みや不安の解消に繋げる。 ・ロールモデル不在による不安を和らげ悩みを解消し、自信と前向きなパワーを引き出す。 | |
| | 女性センター ④女性センター相談業務 女性の悩みをセンター相談員や専門家が聞き、問題解決や自立支援のための助言を行う。場合によっては関係機関を紹介する。 ◇専門相談 仕事と生き方相談 年24回 他 ◇一般電話相談（月～土曜日） ◇女性のための夜間電話相談（毎月第1・3金曜日 17時～20時） | 継続 | 1,866 (-102) | ・性別役割分担意識を助長する内容になっていないかどうか判断して配置する。 | |
| 2 企業や団体等への再雇用制度の促進のための情報の提供 | 労働雇用課 ①勤労者・事業主のためのガイド 一般的な雇用関係情報を勤労者及び事業者向けに、岐阜市ホームページ上で案内する。 | 継続 | — | ・国や市の奨励金制度などを紹介し、再雇用を事業主に促す。 | |

基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程における男女共同参画（岐阜市女性活躍推進計画）
方針7 就業分野における男女共同参画

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|------------------------------|-------------------------|------------------------|---|----------------------|----------------------|--|
| 施策の方向（3）女性のチャレンジ機会の拡充 | | | | | | |
| 具体的施策③女性の就業継続のための支援 | | | | | | |
| (3) | ③ 1 女性の就業継続のための支援 | 社会・青少年教育課 | ①放課後児童クラブ ・授業の終了後及び長期休暇中に、保護者や保護者に代わる人が就労等で家庭にいない児童に対し、保護者に代わり、生活指導等を行い児童の健全な育成を図る。 ・新1年生の利用開始日について、引き続き4/1から実施する。 対象：小学校1年生～6年生 利用者数：3751人(令和5年4月) 46児童クラブ(46小学校区) 38児童クラブで午後7時までの延長を実施する。 ・4月当初の時点で定員に余裕がある児童クラブにおいて、夏休み期間のみの利用者を受け入れる。自校の児童を受け入れても、まだ定員に余裕があれば、他校の児童を受け入れる。 ・一部の児童クラブに実験的に学習支援員を配置し、自主的に勉強する習慣づけの支援を行う。 ・引き続き、希望者は夏休みの開始時間を8：00にする（従来は8：15開始）。 | 拡大 | 693,417 (+27,468) | ・女性の就労支援や子育て支援の観点から、待機児童の解消、午後7時までの時間延長実施か所の拡大、4年生以上の児童及び障がいのある児童の受け入れ等の課題がある。 |
| | | 社会・青少年教育課 | ②土曜児童クラブ 土曜日に就労等で昼間不在の保護者等にかわり、生活指導等を行ない児童の健全な育成を図る。 対象：46放課後児童クラブ利用者 定員：75人 実施場所：草潤中学校（旧徹明小学校舎）、厚見放課後児童クラブ | 継続 | 7,194 (+414) | ・女性の就労支援や子育て支援の観点から、待機児童の解消、午後7時までの時間延長実施か所の拡大、4年生以上の児童及び障がいのある児童の受け入れ等の課題がある。 |
| | | 子ども保育課 | ③延長保育(保育時間の延長) 私立については、始まるの時間、土曜日の終わりの時間が、園により若干異なる。（予算額は、私立保育園等に対する延長保育接続・延長保育事業補助金を計上） 標準時間認定利用時間 公立 平日7時～18時 土曜7時～18時(京町保育所、鷺山保育所、市橋保育所)・・・A 平日7時～18時 土曜7時～13時30分(Aの保育所以外) 私立 平日7時～18時 土曜7時～園により異なります 短時間認定利用時間 公立 平日8時30分～16時30分 土曜8時30分～16時30分(京町保育所、鷺山保育所、市橋保育所)・・・A 平日8時30分～16時30分 土曜7時～13時30分(Aの保育所以外) 私立 平日8時30分～16時30分 土曜 園により異なります 延長保育 公立 (京町保育所、鷺山保育所、市橋保育所)・・・A 標準時間認定 平日18時から20時 短時間認定 平日7時から8時30分 16時30分から20時 土曜7時から8時30分 16時30分から18時 (Aの保育所以外) 短時間認定 平日7時～8時30分 16時30分～18時 私立 平日7時～19時(かがしまこども園、かようこども園、常磐保育園、ハートンこまづめ認定こども園は20時まで) 土曜 園により異なります | 継続 | 248,317 (+18,300) | ・子育て中の男女が安心して就労できるように、保育時間を延長することにより保育サービスの充実を図り、就労の支援を行う。 |
| | | 男女共生・生涯学習推進課 | ④岐阜市男女共同参画優良事業者表彰及びぎふふし共育・女性活躍企業認定 平成14年6月に制定した岐阜市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画推進に功績があると認められる事業者を表彰する。 なお、令和元年度より子ども未来部と連携し「ぎふふし共育・女性活躍企業認定」制度を設け、旧制度で課題となっていた市内中小企業へアプローチし裾野を広げるボトムアップを図る。 | 継続 | 104 (-72) | ・男女共同参画推進に功績があると認められる事業者を表彰することにより、男女共同参画の取組を普及させる。 |
| 施策の方向（4）多様な働き方の促進 | | | | | | |
| 具体的施策①就労環境の改善の促進 | | | | | | |
| (4) | ① 1 モデル事業者における取組事例の情報提供 | 男女共生・生涯学習推進課 | ①ワーク・ライフ・バランス啓発及び優良事業者紹介コンテンツ作成・周知 ワークライフバランスの啓発及び男女共同参画優良事業者の取組を取材し、取組事例を紹介するパンフレットを作成する。 パンフレットは、労働実態調査に同封し、企業等に幅広く配布することで、表彰制度、受賞事業者のPRを図る。 | 継続 | 670 (+670) | ・仕事と家庭の調和の考え方の普及・啓発。 |
| | | 男女共生・生涯学習推進課 | ①ワーク・ライフ・バランス啓発及び優良事業者紹介コンテンツ作成・周知 ワークライフバランスの啓発及び男女共同参画優良事業者の取組を取材し、取組事例を紹介するパンフレットを作成する。 パンフレットは、労働実態調査に同封し、企業等に幅広く配布することで、表彰制度、受賞事業者のPRを図る。 | 継続 | 670 (+670) | ・仕事と家庭の調和の考え方の普及・啓発。 |
| | | 男女共生・生涯学習推進課 女性センター | ②パネル展示による情報の提供 男女共同参画週間において、女性を取りまく問題についてのパネル展示を行う。 令和5年6月23日～6月29日 | 継続 | 99 (+11) | ・男女共同参画を推進する中で、女性を取りまく問題について情報を伝える。 |

基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程における男女共同参画（岐阜市女性活躍推進計画）
方針7 就業分野における男女共同参画

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|------------------------|------------------------|---|--|----------------------|-------------------------------------|--|
| 施策の方向(4) 多様な働き方の促進 | | | | | | |
| 具体的施策①就労環境の改善の促進(続き) | | | | | | |
| (4) ① | 3 多様な働き方に関する調査と支援 | 労働雇用課 | ①労働実態調査の実施とその活用 労働の実態を把握するためのアンケート調査を実施し、行政上の基礎資料とする。 対象 市内2,500事業所 調査結果を岐阜市ホームページに掲載する。 | 継続 | 693 (+16) | ・アンケートの内容に、セクシュアル・ハラスメント防止策、変形労働時間制、男女間格差の解消など男女共同参画の視点から見た質問項目及び簡単な説明を設け、回答者の注意を喚起する。 |
| | | 労働雇用課 | ②勤労者・事業主のためのガイド 一般的な雇用関係情報を勤労者及び事業者向けに、岐阜市ホームページ上で案内する。 | 継続 | — | ・女性の就労に関する支援制度や相談窓口を紹介する。 |
| | | 労働雇用課 | ③労働なんでも相談 労働なんでも相談を毎週金曜日に開設する。 | 継続 | 827 (-53) | ・相談者の性別を問わず、社会保険労務士が職場におけるセクシュアル・ハラスメント事例に対し適切なアドバイスをする。 |
| | | 労働雇用課 | ④テレワークを活用したショートタイムワーク事業 出産・育児・介護などさまざまな理由により長時間の勤務が難しい方が、テレワーク形式で週20時間未満の勤務を行う「ショートタイムワーク」を推進する。 | 継続 | — | ・性別を問わず、労働時間や場所の制約がある人にテレワークで短時間働くという働き方を推進する。 |
| 具体的施策②多様な働き方の情報の提供及び支援 | | | | | | |
| ② | 1 多様な柔軟な働き方の促進 | 労働雇用課 | ①勤労者・事業主のためのガイド 一般的な雇用関係情報を勤労者及び事業者向けに、岐阜市ホームページ上で案内する。 | 継続 | — | ・女性の就労に関する支援制度や相談窓口を紹介する。 |
| | | 労働雇用課 | ②女性の就労・活躍促進事業 就労意欲のある女性を対象とした、学び直し講座及びDX人材育成講座をそれぞれ年5回実施する。 働きやすくやりがいいがあり、ワークダイバーシティの推進に取り組む企業の協議体設置に向けた、理念構築等を行うワークショップを開催する。 | 新規・拡大 | 10,427 (+9,948) | ・働きたいという気持ちのある女性の就労を支援し、女性の活躍の推進を図る。 |
| | | 女性センター | ③わたしも輝く！女性のエンパワーメント講座 自己理解から学び直し、ワークを通じて質の高いコミュニケーションを実践し、自分の価値観を整理しながら理想のライフプランを支援します。 演題 『わたし』を後回しにしない！ 生きづらさをほぐすセミナー 講師 野田 仁美 氏 開催日 令和5年7月5,12,19日(水) 講師 柴田 朋子 氏 開催日 令和5年9月7,14,21日(木) | 継続 | 584 (+88) | ・志を同じくする女性の交流を通じて、悩みや不安の解消に繋げる。 ・ロールモデル不在による不安を和らげ悩みを解消し、自信と前向きなパワーを引き出す。 |
| 2 多様な働き方に関する学習機会の提供 | 男女共生・生涯学習推進課 | ①ワーク・ライフ・バランス啓発及び優良事業者紹介コンテンツ作成・周知 ワークライフバランスの啓発及び男女共同参画優良事業者の取組を取材し、取組事例を紹介するパンフレットを作成した。 パンフレットは、労働実態調査に同封し、企業等に幅広く配布することで、表彰制度、受賞事業者のPRを図った。 | 継続 | 670 (+670) | ・仕事と家庭の調和の考え方の普及・啓発。 | |
| | 男女共生・生涯学習推進課 女性センター | ②パネル展示による情報の提供 男女共同参画週間において、女性を取りまく問題についてのパネル展示を行う。 令和5年6月23日～6月29日 | 継続 | 99 (+11) | ・男女共同参画を推進する中で、女性を取りまく問題について情報を伝える。 | |
| 3 多様な働き方に関する調査と支援 | 労働雇用課 | 労働雇用課 | ①労働実態調査の実施とその活用 労働の実態を把握するためのアンケート調査を実施し、行政上の基礎資料とする。 対象 市内2,500事業所 調査結果を岐阜市ホームページに掲載する。 | 継続 | 693 (+16) | ・アンケートの内容に、セクシュアル・ハラスメント防止策、変形労働時間制、男女間格差の解消など男女共同参画の視点から見た質問項目及び簡単な説明を設け、回答者の注意を喚起する。 |
| | | 労働雇用課 | ②勤労者・事業主のためのガイド 一般的な雇用関係情報を勤労者及び事業者向けに、岐阜市ホームページ上で案内する。 | 継続 | — | ・女性の就労に関する支援制度や相談窓口を紹介する。 |
| | | 労働雇用課 | ③労働なんでも相談 労働なんでも相談を毎週金曜日に開設する。 | 継続 | 827 (-53) | ・相談者の性別を問わず、社会保険労務士が職場におけるセクシュアル・ハラスメント事例に対し適切なアドバイスをする。 |
| | | 労働雇用課 | ④テレワークを活用したショートタイムワーク事業 出産・育児・介護などさまざまな理由により長時間の勤務が難しい方が、テレワーク形式で週20時間未満の勤務を行う「ショートタイムワーク」を推進する。 | 継続 | — | ・性別を問わず、労働時間や場所の制約がある人にテレワークで短時間働くという働き方を推進する。 |

基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程における男女共同参画（岐阜市女性活躍推進計画）
 方針8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 経大 経小 経産 経土 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 | |
|---|--------|---|---|--|--|---|--|
| 施策の方向（1）ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 | | | | | | | |
| 具体的施策①ワーク・ライフ・バランスに関する学習機会と情報の提供 | | | | | | | |
| (1) | ① | 1 ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催 | 子ども政策課 男女共生・生涯学習推進課 | ① 男女共同参画優良事業者表彰式及びぎふし共育・女性活躍企業認定式 開催日 令和6年2月9日（金） 会場 みんなの森 ぎふメディアコスモス1F みんなのホール ※講演会 タイトル未定 | 継続 | - | ・男女共同参画優良事業者表彰に引き続き、企業、団体を対象にして、ワーク・ライフ・バランスや女性の能力活用についての講演会を開催する。 |
| | | | 男女共生・生涯学習推進課 女性センター | ② 男女共同参画週間事業 【講演会】 毎年6月23日～29日の「男女共同参画週間」に併せ、講演会を開催することで、男女共同参画の推進を図る。 演 題 マンガで解説！男らしさ・女らしさの価値観アップデート 講 師 合田 文氏 開催日 令和5年6月24日（土） | 継続 | 298 (+174) | ・男女共同参画社会の実現に向け、一層気運を高めるために、講演会などを開催する。 |
| | 2 | ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供 | 労働雇用課 | ① 勤労者・事業者のためのガイド 一般的な雇用関係情報を勤労者及び事業者向けに、岐阜市ホームページ上で案内する。 | 継続 | - | ・「仕事と家庭の両立」「女性の就労」「パートタイム労働者の就労」などの見出しを設け、働く女性をサポートする内容としている。 |
| | | 男女共生・生涯学習推進課 | ② ワーク・ライフ・バランス啓発及び優良事業者紹介コンテンツ作成・周知 ワークライフバランスの啓発及び男女共同参画優良事業者の取組を取材し、取組事例を紹介するパンフレットを作成する。 パンフレットは、労働実態調査に同封し、企業等に幅広く配布することで、表彰制度、受賞事業者のPRを図る。 | 継続 | 670 (0) | ・仕事と家庭の調和の考え方の普及・啓発。 | |
| | | 男女共生・生涯学習推進課 | ③ 広報ぎふ等での情報提供 ワーク・ライフ・バランスを広めるため、関連する情報を広報ぎふ等で掲載し、PRする。 | 継続 | - | ・仕事と家庭の調和の考え方の普及・啓発。 | |
| | 女性センター | ④ 女性センター情報コーナー ワーク・ライフ・バランスをはじめ男女共同参画に関する情報を収集する。 | 継続 | 20 (+15) | ・仕事と家庭の調和の考え方の普及・啓発。 | | |
| | 女性センター | ⑤ 男女共同参画に関する資料の収集、提供 図書館分館と共同で「女性に対する暴力をなくす運動週間」「ワーク・ライフ・バランス週間」に合わせて図書コーナーを設置し、啓発する。また、YouTubeやInstagramを活用し最新の情報を常時発信する。 | 継続 | 20 (+20) | ・仕事と家庭の調和の考え方の普及・啓発。 | | |
| 具体的施策②仕事と子育て・介護等の両立のための情報の提供 | | | | | | | |
| (2) | 1 | 企業への就労環境に関する講師派遣等の支援 | 男女共生・生涯学習推進課 | ① 事業者への情報提供 事業者へ労働局「無料コンサルティング事業」の情報提供を行う。 | 継続 | - | ・仕事と家庭の調和の考え方の普及・啓発。 |
| | | 2 | 両立支援に向けた企業の取組の促進 | 労働雇用課 | ① 勤労者・事業者のためのガイド 一般的な雇用関係情報を勤労者及び事業者向けに、岐阜市ホームページ上で案内する。 | 継続 | - |
| | | 子ども政策課 男女共生・生涯学習推進課 | ② 岐阜市男女共同参画優良事業者表彰及びぎふし共育・女性活躍企業認定 平成14年6月に制定した岐阜市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画推進に功績があると認められる事業者を表彰する。 なお、令和元年度より子ども未来部と連携し「ぎふし共育・女性活躍企業認定」制度を設け、旧制度で課題となっていた市内中小企業へアプローチし裾野を広げるボトムアップを図る。 | 継続 | 104 (-72) | ・男女共同参画推進に功績があると認められる事業者を表彰することにより、男女共同参画の取組を普及させる。 | |
| | | 子ども政策課 男女共生・生涯学習推進課 | ③ 男女共同参画優良事業者表彰式及びぎふし共育・女性活躍企業認定式記念講演会 開催日 令和6年2月9日（金） 会場 みんなの森 ぎふメディアコスモス1F みんなのホール ※講演会 タイトル未定 | 継続 | - | ・男女共同参画優良事業者表彰に引き続き、企業、団体を対象にして、ワーク・ライフ・バランスや女性の能力活用についての講演会を開催する。 | |
| | | 男女共生・生涯学習推進課 | ④ 男女共同参画優良事業者シンボルマークステッカーの配布 男女共同参画優良事業者表彰制度を広く周知し、女性が働きやすい環境の整備を積極的に推進している事業者を応援することを目的とし、優良事業者のシンボルマークのステッカーを男女共同参画優良事業者に配布する。 | 継続 | - | ・男女共同参画に功績があると認められる事業者を表彰し、受賞事業者にはシンボルマークステッカーを配布することにより、男女共同参画の取組を普及させる。 | |
| | 子ども政策課 | ⑤ ぎふし共育都市プロジェクト～男性の育児参画支援～ 父親の育児参画に不足している「意識」、「スキル」を解決するため、「パパ大学」や「情報発信」による取り組みを実施するほか、職場の理解を得るため、「ぎふし共育・女性活躍企業」の認定など、父親の育児参画に関する総合的な施策を実施する。 | 継続 | 8,300 (-7,646) | ・父親の育児参画の意義や重要性を啓発する。 | | |

基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程における男女共同参画（岐阜市女性活躍推進計画）
 方針8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

単位：千円

| | 事業名 | 担当 | 令和5年度計画 | | 新規 追加 縮小 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|------------------------------|-----|------------------------|---------|--|----------------------|--------------|---|
| | | | 事業概要 | | | | |
| 施策の方向（1）ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 | | | | | | | |
| 具体的施策②仕事と子育て・介護等の両立のための情報の提供 | | | | | | | |
| (1) | ② | 3 男女平等の就労に関する情報の提供及び相談 | 労働雇用課 | ①勤労者・事業主のためのガイド 一般的な雇用関係情報を勤労者及び事業者向けに、岐阜市ホームページ上で案内する。 | 継続 | - | ・ワーク・ライフ・バランスを促進する制度を幅広く紹介する。 |
| | | | 労働雇用課 | ②労働なんでも相談 労働なんでも相談を毎週金曜日に開設する。 | 継続 | 827 (-53) | ・社会保険労務士が、男女平等の就労に関する相談に対し、適切なアドバイスを実施する。 |

基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程における男女共同参画（岐阜市女性活躍推進計画）
方針9 市役所における男女共同参画

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 拡大 縮小 継続 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|------------------------------|---|----------------------------|---------------|--|----|---------|-------|-------|-----|-------|-------|--------|-----|----|-----|-------|--------|-----|-----|-----|-------|--|-------|------|-------|--|--|-------|-----|----|---------|-------|-----|-----|-----|-------|--------|-----|----|-----|-------|--------|-----|-----|-----|-------|--|-------|-------|-------|--|----|--|---|
| 施策の方向（1）市役所における男女の職域の拡大とポジティブ・アクションの推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 具体的施策①市役所における男女の職域の拡大と女性管理職起用の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) | ① | 1 市役所における男女の職域の拡大と女性管理職起用の推進 | 人事課 ①女性管理職の起用 多様な行政課題に着実に取り組むべく、従来にも増して高い意欲と能力を有する人材を起用することが求められているため、人材の発掘及び女性管理職の積極的な起用を図る。 （一般行政職）令和5年4月1日現在 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員総数a</th> <th>女性b</th> <th>男性</th> <th>比率(b/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員総数A</td> <td>1,899</td> <td>544</td> <td>1,355</td> <td>28.6%</td> </tr> <tr> <td>主幹級以上B</td> <td>369</td> <td>50</td> <td>319</td> <td>13.6%</td> </tr> <tr> <td>主任～副主幹</td> <td>980</td> <td>258</td> <td>722</td> <td>26.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19.4%</td> <td>9.2%</td> <td>23.5%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> （一般行政職、45歳以上） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員総数a</th> <th>女性b</th> <th>男性</th> <th>比率(b/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員総数A</td> <td>767</td> <td>160</td> <td>607</td> <td>20.9%</td> </tr> <tr> <td>主幹級以上B</td> <td>369</td> <td>50</td> <td>319</td> <td>13.6%</td> </tr> <tr> <td>主任～副主幹</td> <td>398</td> <td>110</td> <td>288</td> <td>27.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>48.1%</td> <td>31.3%</td> <td>52.6%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | 職員総数a | 女性b | 男性 | 比率(b/a) | 職員総数A | 1,899 | 544 | 1,355 | 28.6% | 主幹級以上B | 369 | 50 | 319 | 13.6% | 主任～副主幹 | 980 | 258 | 722 | 26.3% | | 19.4% | 9.2% | 23.5% | | | 職員総数a | 女性b | 男性 | 比率(b/a) | 職員総数A | 767 | 160 | 607 | 20.9% | 主幹級以上B | 369 | 50 | 319 | 13.6% | 主任～副主幹 | 398 | 110 | 288 | 27.6% | | 48.1% | 31.3% | 52.6% | | 継続 | | ・管理職の登用率の向上は、対象となる女性職員の数が少ないことから、早急の対応は難しい現状にあるが、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき、女性職員の積極的な採用を行いながら、より一層の管理職登用を図る必要がある。 ・男女平等の下、男性に適した職場、女性に適した職場という観念にとらわれない人事異動が必要である。 |
| | | 職員総数a | 女性b | 男性 | 比率(b/a) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 職員総数A | 1,899 | 544 | 1,355 | 28.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主幹級以上B | 369 | 50 | 319 | 13.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主任～副主幹 | 980 | 258 | 722 | 26.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 19.4% | 9.2% | 23.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 職員総数a | 女性b | 男性 | 比率(b/a) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職員総数A | 767 | 160 | 607 | 20.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主幹級以上B | 369 | 50 | 319 | 13.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主任～副主幹 | 398 | 110 | 288 | 27.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 48.1% | 31.3% | 52.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2 市役所における男女の職域の拡大と女性管理職起用の推進 | 船員課 ②船員職等の女性採用 前年度に引き続き、船員職等において男女の区別なく採用を行う。 | 継続 | | ・鶴飼観覧船船員が職業として女性にとっても魅力あるものとなるように努める。 ・操船研修の充実により技術の向上と男女格差をなくすよう努める。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 3 市役所における男女の職域の拡大と女性管理職起用の推進 | 消防総務課 ③女性採用拡大の促進及び女性活躍推進 岐阜市消防本部女性活躍推進計画に基づく各取組を実施する。 積極的なPR活動の展開（消防吏員募集ポスター等への女性起用など） 参集時における託児施設の整備について、引き続き人事課等と協議し、実現に向け検討を進める。 岐阜市消防本部女性活躍推進計画を進めるにあたり、必要に応じて検討会等を開催して女性職員の意見を逐次取り入れつつ、計画の見直しを検討する。 また、今年度より消防本部で初めて管理職に女性を登用することとなり、今後についても、女性管理職登用の拡大を推進していく。 R5.4.1現在 消防吏員650人中 女性15人 | 継続 | | ・幹部職員の意識改革の促進 ・労働基準法、女性労働基準規則等に基づき、災害現場活動上の就業制限に留意する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 具体的施策②市役所における女性職員のエンパワーメントの促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) | ② | 1 市役所における研修機会の拡充と活用の促進 | 職員育成課 ①外部研修参加者の公募 市町村アカデミー、岐阜県市町村振興協会市町村研修センター等の外部研修参加者を公募する。 | 継続 | 389 (-154) | ・各職場での女性の研修参加に対する理解促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2 市役所における男女共同参画の推進と相談 | 人事課 男女共生・生涯学習推進課 ②キャリア相談員制度 経験豊かな女性管理職の方にキャリア相談員に登録いただき、後輩の女性職員からの相談に応え、支援する制度を継続する。 | 継続 | | ・管理・監督職である相談員が、身近な先輩として女性職員の仕事の悩みなどについて助言・支援することは、女性職員のキャリア形成に有用であり、そのような交流を通して目標となる人物像を示すことにつながる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 3 市役所における男女共同参画の推進と相談 | 人事課 男女共生・生涯学習推進課 ①キャリア相談員制度 経験豊かな女性相談員の方にキャリア相談員に登録いただき、後輩の女性職員からの相談に応え、支援する制度を継続する。 | 継続 | | ・管理・監督職である相談員が、身近な先輩として女性職員の仕事の悩みなどについて助言・支援することは、女性職員のキャリア形成に有用であり、そのような交流を通して目標となる人物像を示すことにつながる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策の方向（2）市役所を男女共同参画モデル事業所とするための取組 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 具体的施策①市職員への男女共同参画に関する研修などの充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) | ① | 1 市職員への男女共同参画に関する研修の開催 | 職員育成課 男女共生・生涯学習推進課 ①市、市外郭団体管理職職員研修 市管理職職員及び市外郭団体（12団体）の管理職職員を対象に、市も一事業所として、市役所内の男女共同参画を進め、計画を推進するための研修を開催する。 日時 令和5年5月25日（木） タイトル 「職場に潜むアンコンシャス・バイアス～無意識の思い込みを知ることで、人も職場も変化する～」 講師 朝日大学 大野正博氏 | 継続 | 50 (0) | ・男女共同参画のモデル事業所となっており、市の施策の推進にあたり、職員に男女共同参画に関する理解と意識を持たせることが必要である。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程における男女共同参画（岐阜市女性活躍推進計画）
方針9 市役所における男女共同参画

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 総大 小 継続 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|---|-------------------------------------|--------------|--|---------------------------|------------|--|
| 施策の方向（2）市役所を男女共同参画モデル事業所とするための取組 | | | | | | |
| 具体的施策①市職員への男女共同参画に関する研修などの充実（続き） | | | | | | |
| (2) ① | 1 市職員への男女共同参画に関する研修の開催 | 男女共生・生涯学習推進課 | ②新規採用職員研修 新規採用職員を対象に、計画を推進するための研修を開催。 日時 令和5年4月5日（水） | 継続 | - | ・男女共同参画のモデル事業所となっており、市の施策を推進していくためにも職員が男女共同参画に関する理解と意識を持たせることである。 |
| | 2 市役所におけるハラスメント防止のガイドライン活用と徹底 | 人事課 | ①職員の意識改革・啓発 職場研修の随時実施による意識啓発を実施する。 | 継続 | - | ・セクシュアル・ハラスメントのない社会を実現するためには、職員の意識改革が必要である。 |
| | | 職員厚生課 | ②「心の相談ダイヤル」直通電話の設置 「心の相談ダイヤル」直通電話により、随時セクハラ・マタハラに関する相談を受け付ける。 | 継続 | - | ・「心の相談ダイヤル」がセクシュアル・ハラスメントに関する相談も実施していることを、継続して職員へ周知していく。 |
| | | 職員育成課 | ③職場研修の実施依頼 職場研修マニュアルを発行し、人権問題のテーマにおいて（セクハラ防止等）の研修を年間の職場研修計画に取り入れることを依頼する。 | 継続 | - | ・男女共生・生涯学習推進課が作成した職場研修資料の活用 |
| 具体的施策②市役所において男女が育児休業・介護休暇・ボランティア休暇等を取得できる環境づくりの促進 | | | | | | |
| (2) ② | 1 市役所において、男女が育児休業・介護休暇を取得できるための環境整備 | 人事課 | ①岐阜市特定事業主行動計画の推進 ・各種制度の周知 積極的な取得の啓発 ◇各年次有給休暇等取得計画表による取得の促進 ・計画の推進 計画上の各取組項目の実施 ◇男性職員に対する重点的取組 ◇女性職員の積極的な管理職起用 | 継続 | - | ・男性の育児休業取得には、組織的な理解、社会的な認知が必要である。継続的に周知することが必要である。 |
| | | 人事課 | ②代替要員の確保 育児休業等の代替要員として、正職員及び会計年度任用職員の確保に努める。 | 継続 | - | ・男性の育児休業取得には、組織的な理解、社会的な認知が必要である。継続的に周知することが必要である。 |
| | | 人事課 | ③育児休業手当金についての周知及び受付 会計年度任用職員制度の開始に伴い、育児休業手当金について、会計年度任用職員が対象となる場合もあることから、制度について、人事制度マニュアル等での周知を図る。 | 継続 | - | ・仕事と育児を両立させて職員が働き続けられるようにするとともに、男女平等に手当金を給付する。 |
| | | 人事課 | ④介護休業手当金についての周知及び受付 会計年度任用職員制度の開始に伴い、介護休業手当金について、会計年度任用職員が対象となる場合もあることから、制度について、人事制度マニュアル等での周知を図る。 | 継続 | - | ・仕事と介護を両立させて職員が働き続けられるようにするとともに、男女平等に手当金を給付する。 |
| | | 職員厚生課 | ⑤育児休業手当金についての周知及び受付 育児休業手当金について、職員に制度等の周知を行うとともに請求の受付を行う。 岐阜市は、岐阜県市町村職員共済組合に加入しているため、同組合が給付事務を行う。 ①支給対象期間 育児休業を終了する日、又は、当該育児休業に係る子が1歳に達する日の前日のいずれか早い日まで ②支給額 ・育児休業をした期間が180日に達するまでの期間 標準報酬日額×67/100 ・育児休業をした期間が180日を超える期間 標準報酬日額×50/100 | 継続 | - | ・仕事と育児を両立させて職員が働き続けられるようにするとともに、男女平等に手当金を給付する。 |
| | | 職員厚生課 | ⑥介護休業手当金についての周知及び受付 介護休業手当金について、職員に制度等の周知を行うとともに請求の受付を行う。 岐阜市は、岐阜県市町村職員共済組合に加入しているため、同組合が給付事務を行う。 ①支給対象期間 介護を必要とする者の各々が介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、介護休業の日から66日を超えない期間 ②支給額 標準報酬日額×67/100 ※支給対象期間終了後、介護休業を引き続き取得している職員に対して岐阜市職員互助会から休業見舞金10万円を支給。 | 継続 | - | ・仕事と介護を両立させて職員が働き続けられるようにするとともに、男女平等に手当金を給付する。 |
| | | 教育政策課 | ⑦岐阜市特定事業主行動計画の推進 教育委員会の職員に特定事業主行動計画や休暇制度について周知を図る。 育児休業等の取得についても啓発に努める。 | 継続 | - | ・教育委員会全体に制度の周知を図り、男女共に子育てに参加しやすい環境づくりに努める。職場内で声を掛け合い、ワーク・ライフ・バランスの確保を図る。 |

基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程における男女共同参画（岐阜市女性活躍推進計画）
 方針9 市役所における男女共同参画

単位：千円

| 事業名 | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|---|----------------------|------------|--|----|---------|-------|-------|-----|-------|-------|--------|-----|----|-----|-------|--------|-----|-----|-----|-------|--|-------|------|-------|--|--|-------|-----|----|---------|-------|-----|-----|-----|-------|--------|-----|----|-----|-------|--------|-----|-----|-----|-------|--|-------|-------|-------|--|----|---|--|
| 施策の方向（2）市役所を男女共同参画モデル事業所とするための取組 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 具体的施策②市役所において男女が育児休業・介護休暇・ボランティア休暇等を取得できる環境づくりの促進（続き） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 市役所において、男女が地域のまちづくりなどのための休暇を取得しやすい環境整備 | 人事課 | <p>①岐阜市特定事業主行動計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種制度の周知 積極的な取得の啓発 ◇各年次有給休暇等取得計画表による取得の促進 ◇子育て支援休暇等取得状況記録表による取得状況の管理 計画の推進 計画上の各取組項目の実施 ◇男性職員に対する重点的取組 ◇女性職員の積極的な管理職起用 <p>（一般行政職）令和5年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員総数a</th> <th>女性b</th> <th>男性</th> <th>比率(b/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員総数A</td> <td>1,899</td> <td>544</td> <td>1,355</td> <td>28.6%</td> </tr> <tr> <td>主幹級以上B</td> <td>369</td> <td>50</td> <td>319</td> <td>13.6%</td> </tr> <tr> <td>主任～副主幹</td> <td>980</td> <td>258</td> <td>722</td> <td>26.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19.4%</td> <td>9.2%</td> <td>23.5%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（一般行政職、45歳以上）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員総数a</th> <th>女性b</th> <th>男性</th> <th>比率(b/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員総数A</td> <td>767</td> <td>160</td> <td>607</td> <td>20.9%</td> </tr> <tr> <td>主幹級以上B</td> <td>369</td> <td>50</td> <td>319</td> <td>13.6%</td> </tr> <tr> <td>主任～副主幹</td> <td>398</td> <td>110</td> <td>288</td> <td>27.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>48.1%</td> <td>31.3%</td> <td>52.6%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | 職員総数a | 女性b | 男性 | 比率(b/a) | 職員総数A | 1,899 | 544 | 1,355 | 28.6% | 主幹級以上B | 369 | 50 | 319 | 13.6% | 主任～副主幹 | 980 | 258 | 722 | 26.3% | | 19.4% | 9.2% | 23.5% | | | 職員総数a | 女性b | 男性 | 比率(b/a) | 職員総数A | 767 | 160 | 607 | 20.9% | 主幹級以上B | 369 | 50 | 319 | 13.6% | 主任～副主幹 | 398 | 110 | 288 | 27.6% | | 48.1% | 31.3% | 52.6% | | 継続 | — | ・男性の育児休業取得には、組織的な理解、社会的な認知が必要であり、継続的に周知することが必要である。 |
| | | 職員総数a | 女性b | 男性 | 比率(b/a) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職員総数A | 1,899 | 544 | 1,355 | 28.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主幹級以上B | 369 | 50 | 319 | 13.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主任～副主幹 | 980 | 258 | 722 | 26.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 19.4% | 9.2% | 23.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 職員総数a | 女性b | 男性 | 比率(b/a) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職員総数A | 767 | 160 | 607 | 20.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主幹級以上B | 369 | 50 | 319 | 13.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主任～副主幹 | 398 | 110 | 288 | 27.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 48.1% | 31.3% | 52.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 教育政策課 | <p>②岐阜市特定事業主行動計画の推進</p> <p>教育委員会の職員に特定事業主行動計画や休暇制度について周知を図る。育児休業等の取得についても啓発に努める。</p> | 継続 | — | ・教育委員会全体に制度の周知を図り、男女共に子育てに参加しやすい環境づくりに努める。職場内で声を掛け合い、ワーク・ライフ・バランスの確保を図る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 市職員のワーク・ライフ・バランスの推進 | 人事課 | <p>①人事課における「ワーク・ライフ・バランス(W.L.B)特別加算制度」及び「ワーク・ライフ・マネジメントシート」を活用した面談の実施</p> <p>人事課において、部、課、係などをマネジメントする職員が効率的に組織運営を行うことで、組織の活性化に繋げることを目的とした「ワーク・ライフ・バランス(W.L.B)特別加算制度」を実施する。職員が自らの「ワーク」と「ライフ」を定期的に振り返り、上司にも気軽に相談できるよう、人事課面談時における「岐阜市ワーク・ライフ・マネジメントシート」の活用を推進する。</p> <p>年休取得促進、時間外勤務削減等、職員のワーク・ライフ・バランスを推進する。（岐阜市女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画）</p> | 継続 | — | ・仕事と育児を両立させて職員が働き続けられるようにする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 増大 縮小 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 | |
|--|---|-----------------------------|-----------------|--|------------|---------------------|--|
| 施策の方向(1) 男女がともに家庭生活において自立し責任を共有するための支援 | | | | | | | |
| 具体的施策①家庭生活における自立の支援 | | | | | | | |
| (1) | ① | 1 仕事と家庭生活の両立のための講座の開催 | 男女共生・生涯学習推進課 | ①各種講座に関する情報の提供 岐阜県等が開催する講座の情報を市ホームページにおいて随時掲載し、広く周知する。 | 継続 | — | ・男女共同参画社会の実現に向け、講演会などを開催する際には周知をする。 |
| | | 2 男女が参加できるような時間帯等に配慮した講座の開催 | 女性センター | ①男女共同参画週間事業 【講演会】 毎年6月23日～29日の「男女共同参画週間」に併せ、講演会を開催することで、男女共同参画の推進を図る。 演題 マンガで解説！男らしさ・女らしさの価値観アップデート 講師 合田 文氏 開催日 令和5年6月24日(土) | 継続 | 199 (+75) | ・男女共同参画社会の実現に向け、一層気運を高めるために、講演会などを開催する。 |
| | | | 女性センター | ②心とからだ・性の健康関連講座 市民の方が自分の心やからだを大切に誰かが自分らしく生きられる社会を目指すための学習機会の提供を目的とする。 今回はみえにくい女性の発達障がいに関心をあてて、女性ゆえの困難さや、ともに生きる方法について学ぶ機会を提供する。 演題 未定 講師 川上 ちひろ氏 開催日 令和5年10月28日(土) | 継続 | 89 (+16) | ・心と体の性が一致しない性同一性障がい者や性的指向の異なる人に対する正しい理解と啓発に努める。 |
| | | | 健康増進課 保健センター | ③パパママ学級 安心して子育てができるように、出産、育児等に関する情報提供や保健指導を行う教室を対面、オンライン、個別の形式にて実施。対面、オンラインともに、妊婦等間の交流を図る時間を設け、地域の子育て支援について情報提供を行う。教室終了後には、個別相談に応じ、育児不安の軽減に努める。 | 継続 | 764 (+205) | ・家事や育児を夫婦が協力して行うことの大切さを伝え、理解を深めてもらう。また、夫婦で参加できる子育て支援の公開講座や地域の子育て支援活動グループを紹介し、積極的に子どもと関わったり、地域と関わる機会づくりをする。 |
| | | | 介護保険課 | ④介護保険制度について説明会の開催 介護保険説明会を老人クラブや自治会等の希望により開催する。 | 継続 | — | 参加者が自由に意見を言える雰囲気、合意を得ながら説明会を進める。 |
| | 3 | 男性の意識改革のための講座や家事参加型講座の開催 | 子ども政策課 | ①男性の家庭参画啓発のための家事参加型講座「家事メンセミナー」の開催 ぎふ共育プロジェクト「パパ大学」において開催する。 | 継続 | 8,300 (-7,646) | ・男性の家庭参画の意義や重要性を啓発する。 |
| 具体的施策②多様な生活に対応した自立支援 | | | | | | | |
| (2) | 1 | ひとり親家庭への支援と相談 | 福祉医療課 | ①ひとり親家庭等医療費助成制度 18歳未満の児童と、その父または母に対して、医療費を助成。 | 継続 | 282,031 (-7,891) | ・母子家庭のみでなく、父子家庭に対しても医療費を助成している。 |
| | | | 学校安全支援課 | ②小、中学校就学援助 市内国公立の小中学校に在籍している児童生徒の保護者で、児童扶養手当受給者など、経済的理由により就学が困難と認められる世帯に対し、就学に要する費用の援助を行う。 | 継続 | 430,187 (+6,638) | ・経済的理由により就学が困難と認められる場合でも、安心して暮らせるように配慮している。 |
| | | | 子ども支援課 | ③ひとり親家庭等の相談 母子父子自立支援員1名、就業支援専門員1名、女性相談員2名を配置し、相談実施を図る。 | 継続 | — | ・ひとり親家庭の自立相談、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、その他生活上の相談に応じ、必要な助言、援助を行い各関係機関との連携により、その自立に向けての相談、支援等を行えるよう体制の充実を図る。 |
| | | | 子ども支援課 | ④育英資金貸付事業 経済的理由により就学困難な生徒または学生に対して、高等学校、大学、専修学校への入学および英才を育成させるための資金として、奨学貸付金及び入学準備金の貸付を行う。 | 継続 | 50,556 (+21,336) | ・経済的理由により修学の機会が失われることのないよう、必要な支援を行う。 |

基本目標Ⅳ 家庭・地域社会における男女共同参画
方針10 家庭・地域における男女共同参画

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 削減 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|---|--------------------------------|---|---|----------------------|--|---|
| <p>施策の方向(1) 男女がともに家庭生活において自立し責任を共有するための支援</p> <p>具体的施策②多様な生活に対応した自立支援(続き)</p> | | | | | | |
| (1) ② | 1 ひとり親家庭への支援と相談 | 子ども支援課 | ①ひとり親家庭等に対する給付型奨学金 経済的理由により修学困難な高校生に対し、月額12,000円を1学年10人を目途に支給する。 | 継続 | 4,320 (0) | ・経済的理由により修学の機会が失われることのないよう、必要な支援を行う。 |
| | | 子ども支援課 | ②ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 岐阜県との共同設置(岐阜県は平成15年度より財団法人 岐阜県母子寡婦福祉連合会に委託することにより実施)により、就業相談から技能講習、就業情報の提供、離婚に係る養育費相談に至るまでの一貫した就業支援と生活の安定をめざしたサービスを提供する。 | 継続 | 1,229 (+28) | ・経済的理由により就業や生活が不安定にならないよう一貫したサービスを提供する。 |
| | | 子ども支援課 | ③養育費の履行確保 家庭裁判所や公証役場における養育費の取り決めにかかる作成費用の助成、必要に応じて手続きへの同行などを行う。 | 継続 | 459 (+247) | ・ひとり親家庭の児童の養育費の支払いの継続した履行の確保を図るために必要となる公正証書その他の債務名義の取得に要する費用を補助する。 |
| | | 住宅課 | ④公営住宅の提供 ・公営住宅の整備推進を図り、より快適な生活環境を提供。 単身者向住宅 75戸 母子世帯向住宅 32戸 母子及び父子世帯向住宅 12戸 身体障害者向住宅 34戸 多家族世帯向住宅 21戸 | 継続 | — | ・ひとり親家庭が安心して暮らせる住宅を確保するため、公営住宅の一部を優先的に割り当てるよう配慮している。 |
| | | 女性センター | ⑤女性センター相談業務 女性の悩みをセンター相談員や専門家が聴き、問題解決や自立支援のための助言をする。 ◇専門相談 年96回 法律相談 24回 心の相談 12回 家計相談 12回 仕事と生き方相談 24回 健康相談 24回 ◇一般電話相談(月～土曜日) ◇女性のための夜間電話相談(毎月第1・3金曜日 17時～20時) | 継続 | 1,866 (-102) | ・女性の生き方が多様化している現在、女性の持つ悩みも多様化し複雑化している。女性の生き方、仕事、子育て、家族関係など様々な相談に応じ、相談者自身が解決の糸口を見い出せるようにしている。 |
| | 2 単身者への自立への支援 | 子ども支援課 | ①相談及び支援 DV、家庭環境の崩壊、生活困窮などにより、社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性の相談及び支援を行う。 | 継続 | — | ・女性相談員2名、母子父子自立支援員1名、就業支援専門員1名を配置し、窓口及びフリーダイヤル電話の設置により各種相談を実施する。 |
| | | 住宅課 | ②公営住宅の提供 特定目的住宅の単身者向住宅78戸を含む、単身者住宅2,505戸を提供。 | 継続 | — | ・定期募集する2部屋以下の住宅及び随時募集する住宅に単身入居ができるようにしている。 |
| | 3 障がいのある人の社会参加及び自立への支援 | 障がい福祉課 | ①地域生活支援事業の活用及び相談支援 1. 地域生活支援事業及び岐阜市障害者生活支援センター等での相談支援を通じ、生活支援及び入浴等でのサービス提供について同性介護支援等を充実させることにより、セクシュアル・ハラスメント防止の取り組みを進める。 2. 体験の機会の情報を通じて、施設や自宅からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい体制を整備することにより、障がいのある人の地域での生活を支援していく。 | 継続 | — | ・施設入所支援利用者に対し、地域生活移行に向けて関係機関との連携を図ります。 |
| | | 住宅課 | ②公営住宅の提供 公営住宅の整備推進を図り、より快適な生活環境を提供。 単身者向住宅 75戸 母子世帯向住宅 32戸 母子及び父子世帯向住宅 12戸 身体障害者向住宅 34戸 多家族世帯向住宅 21戸 | 継続 | — | ・障がいのある人が安心して暮らせる住宅を確保するため、公営住宅の一部を優先的に割り当てるよう配慮している。 |
| | 4 男女ともに自立できるための消費生活に関する相談体制の充実 | 消費生活センター | ①消費生活に関する相談 消費者トラブルに対応するため、事業者との間に生じた個人情報に係る苦情や、消費生活に関する相談に応じている。 相談員 6人 | 継続 | 19,695 (+151) | ・商品流通の複雑化と急激な社会変動の中で、悪質商法の手口は非常に巧妙になってきており、性別・年齢を問わず契約トラブルに巻き込まれるケースが増えている。男女ともに相談することで、被害の未然防止や救済につながり、助言・情報提供などで正しい知識を得ることによって、安全で豊かな消費生活を営むことができる。 |
| | 5 困難や不安・複合的な課題を抱える方への支援と相談 | 障がい福祉課 | ①障害者専用相談員の配置及び障害者虐待防止の啓発 障害者虐待防止法に基づいた障害者虐待防止センターの機能を果たすため、専門の相談員を配置し、対応していく。 障害者虐待の通報義務等の啓発活動を実施していく。 | 継続 | 2,908 (0) | ・同性の相談員による対応や、個室の相談室の活用等、安心して相談しやすい対応を図ります。 |
| | | 女性センター | ②あんしんつながりステーション 心と身体がリラックスできる時間と空間(居場所)を提供し心の負担から逃れ、喜びや幸せを共有したり、対面、メール、電話で相談できる居場所づくりを行う。また、相談内容に応じて、各種行政機関やNPO法人等と連携し、不安や困難を抱える女性の支援を行う。 | 継続 | 20 (-739) | ・柔軟で臨機応変に対応できる相談体制の実施 |
| 女性センター | | ③女性センター相談業務 女性の悩みをセンター相談員や専門家が聴き、問題解決や自立支援のための助言をする。 ◇専門相談 年96回 法律相談 24回 心の相談 12回 家計相談 12回 仕事と生き方相談 24回 健康相談 24回 ◇一般電話相談(月～土曜日) ◇女性のための夜間電話相談(毎月第1・3金曜日 17時～20時) | 継続 | 1,866 (-102) | ・女性の生き方が多様化している現在、女性の持つ悩みも多様化し複雑化している。女性の生き方、仕事、子育て、家族関係など様々な相談に応じ、相談者自身が解決の糸口を見い出せるようにしている。 | |

基本目標Ⅳ 家庭・地域社会における男女共同参画
方針10 家庭・地域における男女共同参画

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|--|----------------------------|--------------|---|----------------------|------------------|--|
| 施策の方向(1) 男女がともに家庭生活において自立し責任を共有するための支援 | | | | | | |
| 具体的施策②多様な生活に対応した自立支援(続き) | | | | | | |
| (1) | 5 困難や不安・複合的な課題を抱える方への支援と相談 | 人権啓発センター | ④人権啓発センター等相談業務 複合的に困難な状況に置かれている女性のための人権相談や専門機関への紹介をする。 | 継続 | - | ・複合的に困難な状況に置かれている女性のための人権相談や専門機関への窓口を的確に紹介をする。 |
| | | 市民相談室 | ⑤市民相談 相談の内容に応じ適切な部署又は相談窓口を案内する。 | 継続 | - | ・複合的に困難な状況に置かれている女性が問題解決を行うための各種相談窓口を的確に案内する。 |
| 施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進 | | | | | | |
| 具体的施策①男女がともに地域・社会活動に参画できる環境づくりの促進 | | | | | | |
| (2) | ① 1 男女共同参画による地域・社会活動の促進 | 女性センター | ①わたしも輝く! 女性のエンパワーメント講座 自己理解から学び直し、ワークを通じて質の高いコミュニケーションを実践し、自分の価値観を整理しながら理想のライフプランを支援する。 演題 『わたし』を後回しにしない! 生きづらさをほぐすセミナー 講師 野田 仁美 氏 開催日 令和5年7月5, 12, 19日(水) 講師 柴田 朋子 氏 開催日 令和5年9月7, 14, 21日(木) | 継続 | 584 (+88) | ・志を同じくする女性の交流を通じ、悩みや不安の解消に繋げる ・ロールモデル不在による不安を和らげ悩みを解消し、自信と前向きなパワーを引き出す。 |
| | | 市民活動交流センター | ②市民参画賞 自発的な活動によりまちづくりに先導的な役割を果たしたと認められる者を表彰する。 | 継続 | - | ・各分野において岐阜市民参画の精神に基づき、その取組が他の模範となるとともに、先導的な役割を果たすと認められる、市内在住又は在勤の個人、団体、企業等を選考委員会(女性含む)で男女を問わず選考し、表彰する。 |
| | | 地域安全推進課 | ③岐阜市交通安全女性連絡協議会補助金 市内の交通安全女性の連絡提携を図るとともに、四季の交通安全運動への参加や、日常生活の中で子どもやお年寄り等、交通弱者に対して正しい通行方法を教示するなど、「愛のよびかけ運動」をおこなうことにより、交通事故のない安心安全なまちづくりを目指す。 | 継続 | 850 (+181) | ・交通安全に熱意を持つ女性を交通安全女性に委嘱し、日常生活の中で、子どもや高齢者、交通弱者を事故から守り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけさせるための愛の呼びかけや啓発活動を、家庭内・地域で行うことで市民全体の交通安全意識の高揚を図る。 |
| | 2 地域団体等における男女共同参画の啓発 | 男女共生・生涯学習推進課 | ①生涯学習「長良川大学」出前講座ほか 生涯学習「長良川大学」出前講座の男女共同参画啓発講座の充実を図るとともに、各種地域団体・女性団体等からの要請に応じて、講座・セミナーの講師を務める。 | 継続 | - | ・より幅広い団体や地域で実施できるよう、積極的に機会をつくる。 |
| | | 市民活動交流センター | ②地域力創生事業 未設置地域における「まちづくり協議会」設立の働きかけを進めるとともに、設置地域においては地域自らの手で将来像や取り組む事業を取りまとめる「地域まちづくりビジョン」の策定を促進する。 | 継続 | 18,200 (+400) | ・まちづくり協議会への参画やビジョン策定のためのワークショップ等において、男女の区別なく携わることができるよう地域へ啓発を行う。 |
| | | 市民活動交流センター | ③公民館講座 社会の急激な変化に対応する生き方を求め、これからの今日的課題について学習する。 | 継続 | 2,261 (0) | ・性別による格差がないように配慮した学習機会の提供。 |
| | | 社会・青少年教育課 | ④「集団指導者講習会」の手引き作成 子ども会育成者の役割に関する理解を深めるため、「集団指導者講習会」のリーフレットを作成し、子ども会活動の活性化を図る。 対象：48地域の子ども会育成者 作成部数：500枚 | 継続 | - | ・活動が継続できるように、支援を行っていく。 |

基本目標Ⅳ 家庭・地域社会における男女共同参画
方針10 家庭・地域における男女共同参画

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|---|--------------------------------|-----------------------------|---|----------------------|------------|---|
| 施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進 | | | | | | |
| 具体的施策②地域・社会活動における意思決定の場への女性の参画促進 | | | | | | |
| (2) | ① 地域団体等へのボジティブ・アクションについての情報の提供 | 市民活動交流センター | ①自治会活動の手引き(改訂版)作成 岐阜市自治会連絡協議会の事業として、新任自治会長に配布する自治会活動の手引きの改訂版を作成する。 | 継続 | - | ・自治会活動の手引きの中のコラム欄で、男女共同参画について啓発。 |
| | | 社会・青少年教育課 | ②地域女性活動講演会負担金 岐阜市女性の会連絡協議会会員のみならず、広報紙等でより幅広く女性の参加を募るとともに、現在のニーズや社会問題など、女性を取り巻く諸問題を中心にテーマ選定を行う。 | 継続 | 200(0) | ・活動が継続できるよう負担金を継続する。 |
| | ② 自治会等の代表における女性の参画促進のための啓発 | 市民活動交流センター | ①自治会活動の手引き(改訂版)作成 岐阜市自治会連絡協議会の事業として、新任自治会長に配布する自治会活動の手引きの改訂版を作成する。 | 継続 | - | ・不必要な男女の区別の解消を目的に活動する。 |
| | | 市民活動交流センター | ②女性の参画促進のための啓発 公民館運営審議会 公民館館長の積極的な女性起用の依頼する。 意識啓発 公民館講座で男女共同参画に関する講座の積極的な開催を依頼する。 女性公民館長教 令和5年4月1日現在 【2人/50人】 対前年度増減なし | 継続 | - | ・審議会委員および公民館館長の推薦において、女性推薦に配慮するよう、依頼する。 |
| 具体的施策③多様な主体と協働して地域課題に取り組む中の男女共同参画の推進 | | | | | | |
| ③ | ① NPOやボランティア等との協働を通じた男女共同参画推進 | 市民活動交流センター | ①市民活動支援事業 岐阜市に在住・在勤・在学する人が過半数を占める5人以上の市民活動団体で、これから事業を始めようとする市民活動団体や既に活動している事業の拡充を図る市民活動団体に対し、地域社会が抱える課題の解決のために行う事業の提案を募集し、審査委員会にて採択事業を決定し、事業費の一部を助成する。 | 継続 | 4,000(0) | ・市民協働のまちづくりを推進するためには、男女の区別なく市民やNPO法人を含めた各種の市民活動団体が地域のまちづくりを担っていくことが重要であり、そうした活動を促進するために事業を支援する。 |
| | | 男女共生・生涯学習推進課 女性センター | ②ハートフルフェスタ2023 女性と男性がいきいきと暮らせる社会づくりをめざして、多彩な内容で開催。センターの利用団体のみならず市内の活動団体や女性センター主催事業受講者も加わり、新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら日頃の活動成果を発表し、交流の場になることを目的とする。 | 継続 | 140(-208) | ・市民協働による男女共同参画の推進。 |
| | | 生涯学習センター | ③パソコン指導者養成講座 地域や公共施設などでパソコン指導をしている方、またはしてみたいと考えている方を対象に高度な技術と指導方法を教える講座を開講する。 | 継続 | 457(-1) | ・男女の区別なく、パソコンボランティアを養成し、多くの方にパソコン指導ボランティアとして活動してもらえ人材を養成する。 |
| | | 子ども政策課 | ④ぎふし子育て応援アプリ ぎふし子育て応援アプリにより、スマートフォン普及率の高い子育て世代に対し、妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目ない情報を効果的に発信する。 | 拡大 | 1,577(+84) | ・男女の分け隔てなく、岐阜市の子育て支援を伝える。 |
| | | 河川課 | ⑤長良川環境巡視活動業務委託 長良川の安全・自然保護・環境対策事業の一環として、NPO法人に委託し、河川利用者に対して、棲み分けや車両の進入制限、ごみの持ち帰り等の啓発活動を実施しながら、河川空間における安全と自然環境の保全を確保するための活動を行う。 業務場所 岐阜市内における長良川流域 | 継続 | 2,002(0) | ・NPO法人、ボランティア等との協働をしていく中で、男女が対等なパートナーとして参画できる環境づくりを働きかける。 |
| 具体的施策④まちづくりや地域づくりの分野における男女共同参画の促進 | | | | | | |
| ④ | ① 地域のまちづくりをすすめる人材育成等への支援 | 男女共生・生涯学習推進課 生涯学習センター | ①市民講師養成コース 市民が学んだ成果や知識を他の市民に還元するため、培った知識の効果的な活用方法と、発揮する場所を提供する。 | 継続 | 682(0) | ・男女の区別なく、生涯学習によるまちづくりの活動に市民講師として活動してもらえ人材を養成する。 |
| | | 官民連携まちづくり課 (R4まで開発指導景観課) | ②景観形成市民団体助成事業 良好な景観形成を推進することを目的として組織された市民団体に対して活動・運営経費の一部を助成する制度 | 継続 | - | ・市民参画により、良好な景観形成の促進を図る。 |

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 経大 経小 経地 経土 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 | |
|---------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|---|--|------------|---|--|
| 施策の方向 (1) 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の推進 | | | | | | | |
| 具体的施策①防災分野への女性の参画促進 | | | | | | | |
| (1) | ① | 1 防災及び災害発生時対応における男女共同参画の促進 | 都市防災政策課 | ①災害時に地域等へ派遣する地域派遣職員に関して、各地区1人以上女性を任命する。 | 継続 | - | ・女性の意見が反映されやすい避難所を目指す。 |
| | | 2 消防団活動への女性の参画促進 | 消防総務課 | ①消防団活動への女性の参画促進 消防団拠点整備計画に基づいた分団本部建設工事（建て替え）において、女性用更衣室兼仮眠室を設け、各階1ヶ所洋式トイレを設置する。消防団拠点施設の基準に基づいて建設し、女性消防団員が活動しやすい環境の整備を図る。 各分団に女性消防団員が新たに入団した場合は、現状の活動環境を確認し、必要な環境の整備を進める。 R 5 . 4 . 1 現在 消防団基本団員1,143人中 女性38人 | 継続 | - | ・活動を行う上において、労働基準法、女性労働基準規則等に基づく、就業制限に留意する。 |
| | | 3 地域の防災活動や自主防災組織・防災訓練への女性の参画促進 | 都市防災政策課 | ①出前講座への女性の参加促進 地域の自主防災隊、女性防火クラブ等各種団体向けに出前講座を実施する。 | 継続 | - | ・老人クラブ、自主防災隊、企業など、様々なところで出前講座を行うことで、女性の防災活動への参画意識の向上を図る。 |
| | | | 都市防災政策課・防災対策課 | ②自主防災組織・防災訓練への女性の参画促進 自主防災組織の各担当班に1人以上の女性起用を促進する。防災訓練実施計画樹立にかかる打合せ時に、本部及び各担当班に女性を起用するよう指導する。 D I G 訓練への積極的な参加を促進する。 | 継続 | - | ・大規模災害発生時において、分野を問わず男女が共同した対応が必要であることの理解 |
| | | 4 女性のニーズを反映した避難所の運営体制の整備 | 都市防災政策課 | ①自主防災組織の避難所運営組織に1名以上の女性起用を促進する。 「避難所運営マニュアル」に女性の視点等を取り入れた避難所運営の方法について記載する。 | 継続 | - | ・避難所運営組織に女性が所属することでそれぞれに向けた支援や援助が可能になる。 |
| | | | 地域安全推進課 | ②地域安全ボランティア団体への女性の参画促進 災害時に女性を狙った犯罪も発生することから、地域安全ボランティア団体に対し、防犯活動に女性の視点を生かすため、構成員として女性の参画を考慮するよう、今年度も引き続き依頼する。 | 継続 | - | ・災害時に女性を狙った犯罪も発生することから、女性の視点から防犯活動に取り組むことは重要である。 |
| | | 5 女性の視点等に配慮した災害用備蓄物資の整備 | 防災対策課 | ①災害用備蓄物資の適切な維持管理 個室テント、間仕切り、生理用品等、整備済みの災害用備蓄物資の適切な維持管理を行う。 | 縮小 | 0 (-729) | ・災害時においても、女性の視点からプライバシーの配慮や生理用品の対策に取り組むことは重要である。 |
| | 6 避難所運営ゲーム【避難所HUG（ハグ）】の実施・普及 | 都市防災政策課・防災対策課 | ①避難所運営ゲーム(HUG)実施の促進 女性のニーズを反映した避難所運営をシミュレートするため、避難所運営ゲーム(HUG)の積極的な実施を促進する。 | 継続 | - | ・避難所運営ゲーム(HUG)に女性が参加することで女性特有の問題等を想定することができる。 | |
| | 7 防災における男女共同参画を推進するための広報・啓発及び学習機会の提供 | 男女共生・生涯学習推進課 | ①女性の視点で考えた減災対策の啓発 女性の視点で考えた減災対策についての資料をHPや広報に掲載し、広く発信する。 | 継続 | - | ・女性の視点から考えた減災対策を周知することは重要である。 | |

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 削減 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|--------------------------------|-----------|--------|---|----------------------|----------------------|--|
| 施策の方向(1) 男女共同参画の視点に立った子育て支援の推進 | | | | | | |
| 具体的施策①多様なニーズに対応する子育て支援の充実 | | | | | | |
| (1) ① | 1 保育環境の充実 | 子ども保育課 | ①乳児保育(受入保育年齢の拡大) (予算額は私立保育園、認定こども園に対する低年齢児保育対策費補助金) | 継続 | 77,400 (+5,529) | ・子育て中の男女が安心して就労できるよう、受入れ年齢を拡大することにより保育サービスの充実を図り、就労の支援を行う。 |
| | | 子ども保育課 | ②延長保育(保育時間の延長) 私立については、始まるの時間、土曜日の終わりの時間が、園により若干異なる。(予算額は、私立保育園等に対する延長保育接続・延長保育事業補助金を計上) 標準時間認定利用時間 公立 平日 7時～18時 土曜 7時～18時(京町保育所、鷺山保育所、市橋保育所)・・・A 平日 7時～18時 土曜 7時～13時30分(Aの保育所以外) 私立 平日 7時～18時 土曜 7時～園により異なります 短時間認定利用時間 公立 平日 8時30分～16時30分 土曜 8時30分～16時30分(京町保育所、鷺山保育所、市橋保育所)・・・A 平日 8時30分～16時30分 土曜 7時～13時30分(Aの保育所以外) 私立 平日 8時30分～16時30分 土曜 園により異なります 延長保育 公立 (京町保育所、鷺山保育所、市橋保育所)・・・A 標準時間認定 平日18時から20時 短時間認定 平日 7時から8時30分 16時30分から20時 土曜 7時から8時30分 16時30分から18時 (Aの保育所以外) 短時間認定 平日 7時～8時30分 16時30分～18時 私立 平日 7時～19時(かがしまこども園、かようこども園、常磐保育園、ハートンこまづめ認定こども園は20時まで) 土曜 園により異なります | 継続 | 248,317 (+18,301) | ・子育て中の男女が安心して就労できるよう、保育時間を延長することにより保育サービスの充実を図り、就労の支援を行う。 |
| | | 子ども保育課 | ③休日保育事業 保護者の就労等により日祝日において家庭での保育が困難となる児童を預かる。 休日保育事業 場 所 京町保育所 定 員 20人 対 象 1～小学校就学前児童 実施日 年末年始を除く日曜、祭日 午前8時30分～午後5時 (就労時間等に応じ最大午前7時45分～午後6時) | 継続 | — | ・子育て中の男女が、日祝日に就労等により家庭における保育が困難となった場合の保育ニーズに対応することにより、子育ての支援を行う。 |
| | | 子ども保育課 | ④サポート一時預かり 平日に、疾病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚、葬祭などで、緊急一時的に家庭での保育が困難な場合に児童を預かる。 対 象 市内在住の1歳から就学前児童 場 所 京町、鷺山、市橋を除くすべての公立保育所 日 時 年末年始・日曜・祝日を除く、月曜日から土曜日までの各保育所 開所日 平 日 午前8時30分～午後5時 土曜日 午前8時30分～午後1時 | 継続 | — | ・子育て中の男女が、一時的に家庭における育児が困難となった場合の保育ニーズに対応することにより、子育ての支援を行う。 |
| | | 子ども保育課 | ⑤広域入所 保護者の勤務の都合や里帰り出産のため、居住地以外の入所の要望が増えているため、協議の成立した近隣市町と相互の受入れを行う。 (協定市町) R5.4.1現在 羽島市、各務原市、関市、美濃市、瑞穂市、一宮市、美濃加茂市、恵那市、高山市、石川県加賀市、笠松町、岐南町、大野町、池田町、揖斐川町(10市5町) | 継続 | 64,983 (-38,363) | ・子育て中の男女が安心して就労できるよう、近隣市町との相互受入れが可能となるよう環境の整備を図り、就労の支援を行う。 |
| | | 子ども保育課 | ⑥病児・病後児保育 病気回復期、または病気の回復期に至らない状態にある小学校3年生までの児童で、保護者が家庭で保育できない場合に、保育所(園)に代わって預かる。 対 象 市内または岐阜市と協定を締結した市町の小学校3年生までの児童 実施施設 福富医院 河村病院 小牧内科クリニック 山田病院 矢嶋小児科小児循環器クリニック 世界ちゃんとモゲル丸先生の元気なクリニック 操健康クリニック 保育園等で児童が体調不良となった際に、病児・病後児保育施設の看護師が保護者の代わりに迎えに行き、診察後、施設で預かる送迎サービスを実施する。 対 象 市内在住で市内の保育園等に通う満1歳から小学3年生までの児童 実施施設 福富医院 小牧内科クリニック 【拡大】 18歳未満の児童が3人以上いる多子世帯について、これまで第3子以降の利用料無償化を3子全員の利用料無償化に拡大する。 | 継続 | 152,184 (-8,426) | ・子育て中の男女が安心して就労できるよう、病児・病後児の保育に対応することにより、就労の支援を行う |

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|--|------------------|---------------|---|---|------------------------|--|
| <p>施策の方向(1) 男女共同参画の視点に立った子育て支援の推進</p> <p>具体的施策①多様なニーズに対応する子育て支援の充実(続き)</p> | | | | | | |
| (1) | ① 1 保育環境の充実 | 子ども保育課 | <p>⑦一時預かり事業機能の充実</p> <p>パートタイム就労等、女性の就労形態の多様化に伴う一時的な保育ニーズに対応するため、一時預かり機能の充実を図る。</p> <p><実施保育所・認定こども園></p> <p>さゆり保育園・若葉保育園・木之本保育園・鶯保育園・聖徳保育園・常磐保育園・ななさとこども園・かがしまこども園・大洞こども園・梅林こども園・かようこども園・ハートンこまづめ認定こども園・本荘・なかよし岐阜南・日野・みさとこども園・岩保育園、岩野田保育園、柳津東保育園、市立京町・市立鷺山・市立市橋保育所、黒野こども園・ながらこどもの森・沖ノ橋認定こども園・加納西認定こども園・ひきえ子こども園・かぐや第二こども園</p> <p>(予算額は私立保育園、認定こども園の一時預かり事業補助金(一般型)を計上)</p> | 継続 | 79,833 (+9,318) | ・子育て中の男女が安心して就労できるよう、一時的な保育ニーズに対応することにより保育サービスの充実を図り、就労の支援を行う。 |
| | | 子ども保育課 | <p>⑧小規模保育事業等</p> <p>(1)小規模保育事業</p> <p>利用児童が3歳未満児(0～2歳児)で、定員6～19人以下の小規模施設を認可していくことで、保育の供給体制の充実を図る。</p> <p><実施施設></p> <p>ひまわり共同保育所・ちびっこ島保育園・太陽の幼稚園 かぐや第二保育園、こぼとの森保育園、NAGOMIキッズ 保育所ちびっこえんじえるらんど、保育所サニーランド長良園 保育所ベビーキッズ本荘園、駅前保育所みっけのおうち、にっこり園 岐阜幼稚園小規模保育所、ほんごうけやき通り保育園、いづみ中央スプリング保育園、 こぼとの森西保育園、みのり夢保育園、いづみ第二どんぐり保育園、みらいの森保育園、 サニーサイドインターナショナルプリスクール、こぼとの森どんぐり保育園、 クルールン保育園、かぐや第三保育園、ながらちいさな森、日野南すみれ保育園、ステラ保育園、すずらん日光保育園、リンゴの木、小規模保育園キッズあてあ 計28施設</p> <p>(2)事業所内保育事業</p> <p>事業所の従業員の子どもに加え、利用定員に応じ一定数以上の地域の保育が必要な3歳未満児(0～2歳児)を保育する施設を認可していくことで、保育の供給体制の充実を図る。</p> <p><実施施設></p> <p>岐阜大学保育園ほほえみ、わらべ保育所、ぎふっこ保育園</p> | 継続 | 1,155,229 (-42,167) | ・子育て中の男女が安心して就労できるよう、3歳未満児の受け入れ枠を拡大することにより、保育サービスの充実を図り、就労の支援を行う。 |
| | | 2 放課後児童クラブの充実 | 社会・青少年教育課 | <p>①放課後児童クラブ</p> <p>・授業の終了後及び長期休暇中に、保護者や保護者に代わる人が就労等で家庭にいない児童に対し、保護者に代わり、生活指導等を行い児童の健全な育成を図る。</p> <p>・新1年生の利用開始日について、引き続き4/1から実施する。 対象：小学校1年生～6年生 利用者数：3,751人(令和5年4月) 46児童クラブ(46小学校区) 38児童クラブで午後7時までの延長を実施する。 ・4月当初の時点で定員に余裕がある児童クラブにおいて、夏休み期間のみの利用者を受け入れる。自校の児童を受け入れても、まだ定員に余裕があれば、他校の児童を受け入れる。 ・一部の児童クラブに実験的に学習支援員を配置し、自主的に勉強する習慣づけの支援を行う。 ・引き続き、希望者は夏休みの開始時間を8:00にする(従来は8:15開始)。</p> | 拡大 | 693,417 (+27,468) |
| | | 社会・青少年教育課 | <p>②土曜児童クラブ</p> <p>・土曜日に就労等で昼間不在の保護者等にかわり、生活指導等を行ない児童の健全な育成を図る。 対象：46放課後児童クラブ利用者 定員：75人 実施場所：草潤中学校(旧徹明小学校舎)、厚見放課後児童クラブ</p> | 継続 | 7,194 (+414) | ・女性の就労支援や子育て支援の観点から、待機児童の解消、午後7時までの時間延長実施か所の拡大、4年生以上の児童及び障がいのある児童の受け入れ等の課題がある。 |
| <p>具体的施策②子育てに参画できる環境づくりの推進</p> | | | | | | |
| (2) | 1 子育て講座の開催と情報の提供 | 子ども保育課 | <p>①元氣子育てサロン事業</p> <p>保育所が有する子育ての経験等を活用して、市内に在住する小学校就学前児童(入所児童を除く)及び保護者の子育てに対し支援を行う。</p> <p>子育て相談事業(電話及び面談) 保育施設が開所する全ての日の開所時間内</p> <p>・園庭開放事業 週2回2時間以上</p> <p>・図書貸出事業</p> | 継続 | | ・保育所が備えている機能を活用し、子育て相談、園庭開放、図書の貸出しを行い、子育て中の男女の子育て支援を行う。 |
| | | 子ども保育課 | <p>②地域子育て支援センター事業</p> <p>地域子育て支援センター事業 (予算額は私立保育園等への委託料を計上)</p> <p>場 所 聖徳保育園、黒野こども園、京町保育所、鷺山保育所、市橋保育所、岐阜聖徳短期大学部くまらちす</p> <p>内 容 ・子育て中の親子の交流の場の提供 ・親子教室 ・園庭開放 ・セミナー ・絵本の貸出し ・地域の子育て関連情報の提供 ・地域支援活動の実施</p> | 継続 | 22,496 (+6) | ・地域における子育て機能が低下するなか、保育所等が地域の子育ての拠点となり親子教室、セミナーの開催、絵本の貸出し等を行い、子育て中の男女の子育て支援を行う。 |
| | | 子ども政策課 | <p>③ぎふし子育て応援アプリ</p> <p>ぎふし子育て応援アプリにより、スマートフォン普及率の高い子育て世代に対し、妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目ない情報を効果的に発信する。</p> | 拡大 | 1,577 (+84) | ・男女の分け隔てなく、岐阜市の子育て支援を伝える。 |

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 大 小 繰上 繰下 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|--|------------------|--|--|--------------------------------|--|---|
| <p>施策の方向(1) 男女共同参画の視点に立った子育て支援の推進</p> <p>具体的施策②子育てに参画できる環境づくりの推進(続き)</p> | | | | | | |
| (1) ② | 1 子育て講座の開催と情報の提供 | 健康増進課 保健センター | ④パパママ学級 安心して楽しく子育てができるように妊婦等間の交流を図り、地域での子育て情報の提供を実施する。 今年度も、新型コロナウイルス感染症の流行下においても、出産等に関する情報提供や保健指導を行うため、オンラインでのパパママ学級も実施する。 | 継続 | 764 (+205) | ・家事や育児を夫婦が協力して行うことの大切さを伝え、理解を深めてもらう。また、夫婦で参加できる子育て支援の公開講座や地域の子育て支援活動グループを紹介し、積極的に子どもと関わったり、地域と関わる機会づくりをする。 |
| | | 健康増進課 保健センター | ⑤親子料理教室等 新型コロナウイルス感染症の流行下において、家庭でできる料理体験を通して、共食の楽しさやバランスの良い食事について学ぶことができる「おうちでキッズトントン」を実施する。 | 継続 | 600 (0) | ・母親に限定をせず、「親子料理教室」として父親の参加もねらう。「料理」は母親に任せられがちだけに、父親にも一緒に取り組んでもらい、性別による役割の負担をなくし、夫婦が協力し合って子育てにかかわっていくことの大切さを理解してもらう。また、幼児、小学生においても女子のみでなく、男子の参加も呼びかけることにより、同様に調理技術を身につけてもらう。 |
| | | 男女共生・生涯学習推進課 女性センター | ⑥ハートフルフェスタ2023 女性と男性がいきいきと暮らせる社会づくりをめざして、多彩な内容で開催。センターの利用団体のみならず市内の活動団体や女性センター主催事業受講者も加わり、新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら日頃の活動成果を発表し、交流の場になることを目的とする。 | 継続 | 140 (-208) | ・市民協働による男女共同参画の推進。 |
| | 2 子育てに関する調査 | 図書館 | ⑦絵本といっしょ 子育て支援や、「絵本といっしょ」事業、図書の貸出しを通しての、男女共同による子育ての啓発を図る。 | 拡大 | 1,079 (+139) | ・男女ともに絵本による読み聞かせをすることで子育てへの参画を図る。 |
| | | 子ども政策課 | ①岐阜市子ども・子育て支援プランの進捗管理(子ども・子育て支援事業) 岐阜市子ども・子育て支援プランに基づき、各事業を推進するとともに、昨年度における「岐阜市子ども・子育て支援プラン」の進捗管理を行い、その結果を岐阜市子育て支援会議に報告する。 | 継続 | - | ・男女が共に仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを、行政の立場で支援する体制を拡充する。 |
| | | 子ども保育課 | ①親子体験保育 (1) 対象 市内在住の0～2歳児及びその保護者 場所 市立保育所・私立保育園 11ヶ所 (2) 対象 1～2歳児及びその保護者 場所 市立保育所・私立保育園 35ヶ所 | 継続 | - | ・父親の育児参画の意義や重要性を啓発する。 |
| | | 子ども政策課 | ②岐阜市子ども・子育て支援プランの進捗管理(次世代育成支援対策・貧困対策) 岐阜市子ども・子育て支援プランに基づき、各事業を推進するとともに、昨年度における「岐阜市子ども・子育て支援プラン」の進捗管理を行い、その結果を岐阜市子育て支援会議に報告する。 | 継続 | - | ・男女が共に仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを、行政の立場で支援する体制を拡充する。 |
| 4 児童館・児童センターの充実 | 子ども支援課 | ①児童館、児童センターの運営・管理 子育て中の親子に交流の機会の提供や、児童に健全な遊びを与えて健康を増進し情操を豊かにするなど、児童の健全育成を図る。 児童館3箇所、児童センター10箇所の運営・管理については、4指定管理者(社会福祉法人)に委託する。 | 継続 | 220,761 (0) | ・子育てに関わる父親の利用者の拡大を図る。 | |
| | 子ども支援課 | ②子どもの居場所づくり 場所 鷺山子ども館 (正木公民館内) 時間 (学校授業日) 午後2時～午後5時 (学校休業日・土曜日・日曜日・休日) 午後9時～午後5時 ※休業日 月曜日(月曜日が祝日の場合は火曜日) 年末年始 | 継続 | 5,230 (0) | ・男女が共に仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを、行政の立場で支援する体制を拡充する。 | |
| <p>具体的施策③子育てに関する男女共同参画の視点に立った相談体制の充実</p> | | | | | | |
| (3) 1 | 子育てに関する相談 | 健康増進課 保健センター | ①健康相談 新型コロナウイルス感染症の流行に留意しながら、コミュニティセンターや各保健センターにて健康相談や健康教育、また、家庭訪問等で子育てに関する相談を受けるとともに相談窓口の周知を図る。 | 継続 | 596 (-75) | ・保健センター窓口等で多くの子育てに関する相談窓口があることで、様々な育児に関する相談がタイムリーにできる。その中で夫婦が協力しあって育児をする姿勢の大切さについて伝えていく。 |
| | | 健康増進課 保健センター | ②母子健康包括支援センター 妊産婦や乳幼児等の状況を継続的に把握するとともに、妊産婦や保護者の相談に応じたり、関係機関と連絡調整するなどして、切れ目のない支援を提供する。 | 継続 | 357 (+83) | 妊産婦から子育て期の子育て支援について、妊産婦、乳幼児やその家族の実情を継続的に把握し、支援する。 |
| | | 健康増進課 保健センター | ③産後ケア事業 出産後、体調や育児に不安のある母親が安心して子育てできるよう、市が委託する医療機関で宿泊や日帰りにより、母子の心身のケアや育児サポートなどを行う。 | 継続 | 4,983 (+1,940) | 母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する。 |

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 削減 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|--|-------------------|----------------|---|----------------------|----------------------|--|
| <p>施策の方向 (1) 男女共同参画の視点に立った子育て支援の推進</p> <p>具体的施策③子育てに関する男女共同参画の視点に立った相談体制の充実 (続き)</p> | | | | | | |
| (1) ③ | 2 子ども・若者に対する相談 | 子ども・若者総合支援センター | <p>①相談窓口の充実及び自立への支援</p> <p>0歳～20歳前までの子ども・若者のあらゆる悩みや不安に関する相談を受け、一人ひとりの成長段階に応じた総合的・継続的な支援を行う。</p> <p>○主な相談内容など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て、児童虐待、心身の発達、教育全般、いじめ、不登校、非行、ひきこもり、就学・就労などの様々な悩みに対応するため、5名の総合相談員を配置するとともに、SSWをはじめ様々な分野の専門相談員を配置し、電話相談、メール相談、来所相談、訪問相談に対応する。 ・周囲の大人に相談できない子どもたちの声を直接聞くため、子どもホットダイヤル(電話)、子どもホットメール(メール)の連絡先を記載した「子どもホットカード」を小中学校の新入生に配付する。 <p>○相談・支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じてカウンセリングや心理検査を実施することにより、支援方法の検討を行う。継続的な支援が必要な場合は、センターが運営する各種教室等(下記)の利用や、児童相談所、福祉事務所、保健衛生部、保育所(園)、幼稚園、学校、NPO団体などの関係機関や、医師、弁護士などの専門家との連携・協働により、具体的な問題解決を図る。 ○各種教室の運営など ・幼児支援教室(市内8ヶ所) ・幼児期のことばが増えない、落ち着きがない、友達とうまく遊べないなどのお子さんに対し、コミュニケーション能力の向上等のため、「幼児支援教室」を運営し、一人ひとりの発達状況に応じた支援を行う。 ・子ども・若者自立支援教室(市内4ヶ所) ・主に不登校の児童生徒を対象に、学習活動や多様な体験活動を通じて、自主性や社会性を育てることを目的とした「自立支援教室」を運営し、一人ひとりに合わせた支援を行う。また、学校と連携してアウトリーチでの支援も行う。 ○ヤングケアラーの早期把握・支援に向けた啓発活動に加え、ヤングケアラーが抱える個別の課題に応じた相談・支援体制を強化する。 <p>(拡大理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者支援臨時特例事業の実施 ・子どもとの関わりや、子育てに悩み・不安を抱えた保護者が親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方などの知識や方法を身につけるため、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを実施する。 | 拡大 | 668,928 (+31,194) | ・相談者がどんな立場の人であっても、その思いを十分受容し、一緒に解決の糸口を見つけていける支援を行う。 |
| | 3 子どもへの虐待防止に関する相談 | 子ども・若者総合支援センター | <p>①-1「要保護児童対策地域協議会」の適切な運営及び機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務者会議における支援対象児童等の適切な進行管理の実施(年12回) ・虐待対応研修(出前講座を含む)の実施(2回) ・児童虐待防止推進月間の啓発パネル展を開催 ・児童虐待防止に係る周知・広報啓発の実施 <p>①-2「子ども家庭総合支援拠点(H31.4設置)」の適切な運営及び機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止対策のため専門的相談機能を強化 <p>①-3「こどもサポート総合センター(R4.4設置)」の適切な運営及び機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県、岐阜市、岐阜市教育委員会及び岐阜県警が連携を強化し、児童虐待等に係る児童の安全確保を図るため、同一施設内で業務を実施 <p>①-4 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭総合支援拠点と母子包括支援センターの一体的運営を図るため、統括支援員1名を配置し、特定妊婦への支援の強化策を検討・実施するとともにR6.4設置予定の「こども家庭センター」の運営にかかる必要な体制整備を行う。 <p>(拡大理由)</p> <p>虐待防止対策における連携強化のため</p> | 拡大 | 30,282 (+96) | ・児童虐待対応は“協働して取り組む”、そのためのネットワークとして要保護児童対策地域協議会があることを周知していく。 ・児童虐待防止のため、市民、関係機関、市職員等に対し、あらゆる機会を捉え周知・啓発活動を行っている。 |
| | 子ども保育課 | | <p>②職場研修の実施</p> <p>保育所(園)等において、虐待に対する正しい理解をし、適切な情報を提供できるように、職場研修の中で啓発を図る。</p> | 継続 | - | ・男性も女性も悩みは一人で抱え込まずに積極的に相談できる体制整備に努める。 |
| | 健康増進課 保健センター | | <p>③育児心配ごと相談</p> <p>育児不安を軽減し安心して育児できるよう、発達や育児について相談支援できる場を提供する。</p> | 継続 | 811 (0) | ・子どもの成長発達に遅れが感じられると、育児不安等を招きやすい。育児心配ごと相談の中で子どもの成長発達をみながら、虐待を引き起こす要因ともなる育児不安等に陥らないよう、父親も積極的に育児参加していくこと、また夫婦で力を合わせて子育てをしていくことが大切であることを伝えていく。 |
| | 女性センター | | <p>④女性センター相談業務</p> <p>女性の悩みをセンター相談員や専門家が聴き、問題解決や自立支援のための助言をする。</p> <p>対象 原則女性</p> <p>◇専門相談 年36回 心の相談 12回 健康相談 24回</p> <p>※毎月第2・4土曜に開催し、女性特有の健康に関する悩みの相談を行う。また、健康に関する情報をホームページやInstagramを活用し、市民へ広く情報提供をする。</p> <p>◇一般電話相談(月～土曜日) ◇女性のための夜間電話相談(毎月第1・3金曜日)</p> | 継続 | 1,866 (-102) | ・女性の生き方が多様化している現在、女性の持つ悩みも複雑化している。女性の生き方、仕事、子育て、家族関係など様々な相談に応じ、相談者自らが解決の糸口を見い出せるようにしている。 |

| 事業名 | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|---------------------------------------|---------|--|----------------------|--------------|---|
| 施策の方向(1) 男女共同参画の視点に立った子育て支援の推進 | | | | | |
| 具体的施策③子育てに関する男女共同参画の視点に立った相談体制の充実(続き) | | | | | |
| 3 子どもへの虐待防止に関する相談 | 女性センター | ⑤あんしんつながりステーション 心と身体がリラックスできる時間と空間(居場所)を提供し心の負担から逃れ、喜びや幸せを共有したり、対面、メール、電話で相談できる居場所づくりを行う。 また、相談内容に応じて、各種行政機関やNPO法人等と連携し、不安や困難を抱える女性の支援を行う。 | 継続 | 20 (-739) | ・柔軟で臨機応変に対応できる相談体制の実施。 |
| | 学校安全支援課 | ⑥各学校におけるDV・虐待の早期発見 各学校においては、常にDV・虐待の早期発見・早期対応に努めながら、配慮を要する児童生徒に対してはケース検討会をもち、関係諸機関との連携の中で、指導援助の方向を明確にする。 月1回開催される「主幹教諭・ブロック担当生徒指導主事会議」、「生徒指導連絡協議会」など、生徒指導の関係会議において、関係諸機関との連携を図りつつ、情報の収集・交流を行う。 ・各学校からの随時報告または月別の問題行動報告 ・こどもサポート総合センターとの連携(月1回程度) ・主幹教諭・ブロック担当生徒指導主事会議での情報交流(月1回) ※ブロック担当生徒指導主事が8名から1名となり、情報収集をこれまで通り行うことができないため。 | 縮小 | - | ・学校のみでは十分に情報を収集することが困難であるため、民生委員、主任児童委員など地域及び関係諸機関と連携を図り、情報の収集に努める。 |

基本目標Ⅳ 家庭・地域社会における男女共同参画
方針 1 3 高齢社会における男女共同参画

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 継続 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 | |
|-----------------------------|-----------------------------------|--|---|---|----------------------------------|---|--|
| 施策の方向(1) 高齢期における男女の生活自立と充実 | | | | | | | |
| 具体的施策①男女共同参画の視点に立った高齢者の自立支援 | | | | | | | |
| (1) | ① 1 高齢者の生活に関する調査 | 生活福祉一課 生活福祉二課 | ①訪問調査 受給者の世帯を訪問することによって、健康状況などを確認する。 | 継続 | - | ・被保護者の生活自立支援 ・男女差のない情報提供 | |
| | | 高齢福祉課 | ②聞き取り調査 生活状況等を聞き取り、相談対応を実施する。 | 継続 | - | ・相談対応の際、性別を意識して対応する。 | |
| | | 介護保険課 | ③高齢者等実態調査 3年に一度岐阜市高齢者福祉計画を策定する為、高齢者等の実態を調査する。 | 継続 | 4,459 (-3,691) | 男女差のないように配慮し、地域で安心して暮らせるような岐阜市高齢者福祉計画を策定する。 | |
| | | 2 高齢者の生活を支援する講座の開催及び相談 | 高齢福祉課 | ①老人福祉センターの講座 高齢者が生きがいづくりや交流の場として活用するために、各老人福祉センターにおいて多種多様にわたる講座を実施する。 | 継続 | 79,755 (0) | ・男女を問わず参加できるような講座内容を考慮する。 |
| | | 高齢福祉課 | ②相談員の配置 専門的な職員として、高齢者在宅福祉サービスコーディネーター及び高齢者権利擁護相談員を配置し、相談業務を実施する。 | 継続 | 4,805 (+102) | ・高齢者の権利擁護、在宅生活支援を支援する。 | |
| | | 高齢福祉課 | ③地域包括支援センター 前年度の取り組みを継続し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、地域の高齢者並びにその家族等の相談窓口となり福祉の向上を図る。 | 継続 | 562,339 (0) | ・高齢者の総合相談窓口として、高齢者の地域での生活を支援する。 | |
| | | 介護保険課 | ④介護保険制度について説明会の開催 老人クラブや自治会等の希望により年数回随時開催する。 | 継続 | - | ・参加者が自由に意見を言える雰囲気 で、合意を得ながら説明会を進める。 | |
| | 具体的施策②高齢者の生きがいづくり支援を通しての男女共同参画の促進 | | | | | | |
| | (2) | 1 生きがいづくり支援 | 高齢福祉課 | ①老人健康農園事業 高齢者が時間的ゆとりを利用し、作物を育て、ものができる喜びを感じながら、健康づくりをすすめられるようにする。 | 継続 | 2,591 (-574) | ・高齢者のふれあいの場として、生きがい、健康づくりを支援する。 |
| | | | 学校指導課 | ①開かれた学校づくりと、地域で行われる様々な行事等への児童生徒の参加呼びかけ コミュニティ・スクール、各校、園の行事などの実施に当たっては、地域の方にゲストティーチャーとして指導をお願いしたり参観を呼びかけたりするなど、開かれた学校づくりを推進する。 児童生徒には、地域で行われる様々な活動、行事等への積極的な参加を呼びかける。 総合的な学習の時間や特別活動の一環として、地域の福祉施設への訪問などのボランティア活動を、学校の実態に応じて推進する。 | 継続 | 21,173 (-3,660) | ・ゲストティーチャー等の依頼においては、男女共同参画への配慮がなされるよう、啓発を行う。 ・学校運営協議会委員の人選に男女共同参画への配慮がなされるよう、啓発を行う。 |
| 学校指導課 | | ②岐阜市コミュニティスクール推進セミナー 令和4年度も昨年度に引き続き、地域と学校の協働を支える「コミュニティ・スクールコーディネーター」のスキルアップを主とした講座へと事業を発展させる。 講座は4回の連続講座で、特定の回ではシニアとコーディネーターの両者が共に参加できる企画とし、より多くの方を対象に実施することで、学校を支える地域の教育人材の育成、地域の教育力の向上に一層繋げていく。 | 継続 | 123 (-112) | ・男女問わず元気な高齢者、生きがいをもった高齢者の増加を目指す。 | | |
| | 市民活動交流センター | ③公民館講座 社会の急激な変化に対応する生き方を求め、これからの今日的課題について学習する。 | 継続 | 2,261 (0) | ・性別による格差がないように配慮した学習機会の提供。 | | |

基本目標IV 家庭・地域社会における男女共同参画
方針 1 3 高齢社会における男女共同参画

単位：千円

| 事業名 | | 担当 | 令和5年度計画 事業概要 | 新規 追加 縮小 継続 廃止 | 予算 (増減) | 男女共同参画の視点から考慮する点 |
|---------------------------------------|---------------------------|--|--|---|---------------------|--|
| 施策の方向(1) 高齢期における男女の生活自立と充実 | | | | | | |
| 具体的施策②高齢者の生きがいづくり支援を通しての男女共同参画の促進(続き) | | | | | | |
| (1) ② | 2 世代間交流の促進 | 幼児教育課 | ④地域の高齢者や小中学生との交流や連携を計画・実施 ※新型コロナウイルス感染症の状況に応じた交流を実施 ・老人会との交流⇒人数を制限して制作遊び、製作物の手渡し、手紙の郵送など ・交通安全女性などとの交流⇒交通安全指導の受講など ・地域の高齢者など⇒高齢者のもつ知識と技術の伝授・伝承(田植え・稲刈り・餅つき・作って遊ぶ会玩具制作など) ・小学生⇒対面または、ビデオや手紙を通しての交流 ・中学生⇒講話や遊びを通しての交流 ほか 各幼稚園により、回数や内容は異なる | 継続 | | ・園児が、世代を問わずいろいろな地域の人々とふれあえるよう配慮する。 |
| | | 子ども支援課 | ⑤児童館・児童センターの行事等で、三世代の交流のイベント、文化活動を実施 児童館・児童センターの行事等の実施にあたり、地域の老人クラブや各種団体の協力を得て三世代(子ども・親・祖父母)の交流のイベント、文化活動を実施する。 | 継続 | | ・児童が、老若男女を問わず地域のいろいろな方と積極的に関わることができるように配慮する。 |
| | | 子ども保育課 | ⑥地域のお年寄りや小中学生との交流を深める行事を計画・実施 保育所(園)ごとに、地域のお年寄りや小中学生との交流を深める行事をする。 老人会との交流会 老人施設訪問 お年寄りとのふれあい会 小中学生との交流会 ほか | 継続 | | ・児童が、世代を問わずいろいろな地域の人々とふれあえるように配慮する。 |
| | | 高齢福祉課 | ⑦三世代交流促進事業 老人クラブ、地域の各種団体、学校などの協力を得て、三世代(子ども・親・祖父母)の交流の場となるスポーツ活動、文化活動を実施するとともに、高齢者が豊富に有する知識と経験を後世に伝えるため、地域社会で活躍できる場を提供する。 | 継続 | 853 (0) | ・三世代の交流を図るとともに、高齢者の地域社会での生きがいを見出す。 |
| | | 3 老人クラブ活動での男女共同参画の促進 | 高齢福祉課 | ①老人クラブ活動助成事業 高齢者の生きがいや健康づくりを推進し、明るく長寿社会の実現と保健福祉の向上に資するため、社会参加活動、生きがい、健康づくりのための各種活動を実施する老人クラブに助成する。 | 継続 | 24,207 (-1,935) |
| 施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立った介護の推進 | | | | | | |
| 具体的施策①介護を社会全体で担っていくシステムに対する理解の促進 | | | | | | |
| (2) ① | 1 介護を社会全体で担っていくシステムに対する啓発 | 介護保険課 | ①介護保険制度について説明会の開催 老人クラブや自治会等の希望により年数回随時開催する。 | 継続 | | ・参加者が自由に意見を言える雰囲気、合意を得ながら説明会を進める。 |
| | 2 介護に関する理解の促進と多様な情報の提供 | 高齢福祉課 | ①介護予防事業 いつまでも、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした老後を送れるよう、介護予防教室を実施する。 | 継続 | 10,860 (0) | ・男女を問わず参加できるよう配慮する。 |
| | | 介護保険課 | ②パンフレットの配布、ホームページの更新 パンフレットの配布、ホームページの更新で介護保険制度の周知を図る。 | 継続 | | ・正しい理解と啓発に努め、男女差のない情報提供を行う。 |
| | | 介護保険課 | ③パンフレットの作成・配布、ホームページへの掲載 ダブルケア問題についての啓発及びダブルケアに係る相談窓口等を掲載したパンフレットの作成・配布並びにホームページに掲載する。 | 継続 | 2,752 (+273) | ・正しい理解と啓発に努め、男女差のない情報提供を行う。 |
| | 3 介護への男性の参画促進 | 男女共生・生涯学習推進課 | ①男性の家事参画啓発誌「家事メンのすすめ」「となりの家事メン」の配布 男性の家事参画啓発誌に、仕事と家事・育児・介護の並立についても記載し、幅広い年齢層へ周知を図る。 | 継続 | | ・男性の家庭参画の意義や重要性を啓発する。 |
| | 4 家族介護者への支援の充実 | 介護保険課 子ども支援課 子ども保育課 | ①パンフレットの作成・配布、ホームページへの掲載 ダブルケア問題についての啓発及びダブルケアに係る相談窓口等を掲載したパンフレットの作成・配布並びにホームページに掲載する。 | 継続 | | ・正しい理解と啓発に努め、男女差のない情報提供を行う。 |
| 高齢福祉課 | | ②家族介護教室事業 家族介護者が、適切に介護を行うための知識、技術を習得できるよう地域ごとに家族介護教室を開催し、家族の身体的、精神的、経済的な負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の支援を図る。 | 継続 | 905 (0) | ・男女を問わず参加できるよう配慮する。 | |